

公會提出資料

第五十回

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

めくれず

国立公文書館	
分類	持株
排架番号	3-B
	13-1
	(4)48

第五十回 委員会日程

一開催の場所 東京都千代田区内幸町二丁目一番地

持株會社監査委員會事務所

二開會の日時 昭和二十五年一月十九日午前十時

三上程事項

(1)決議事項

(2)決定指令の件

(3)承認事項

(4)指示の件

(5)手續終結指令の件

(6)整備計画の件

(7)證券譲受の件

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

- (四) 證券處分の件
- (内) 議決権行使の件
- (株) 株式處分計画書の件
- (八) 両號變更の件、
- (内) 資金交付の件
- (内) 報告事項

(一) 第四十九回委員總會(定時)以後の速通報告

以上

1 : 25

決議事項

一 決定指令の件

「北海道酪農協同株式會社、帝國纖維株式會社及び日本通運株式會社に對する過度經濟力集中排除法第十一條第二項の規定による指令を、それぞれ別紙第一、別紙第二及び別紙第三のようない決定すること。」

別紙第一

持株會社整理委員會

昭和二十二年法律第二百七號第三條
により指定された

北海道酪農協同株式會社の件

指定者番號

二六九

再編成に関する決定指令

1. 持株會社整理委員會（以下委員會といふ。）は、昭和二十一年法律第二百七號過度經濟力集中排除法第三條の規定に基く権限により、同法第六條の規定により公示された基準に基いて、北海道酪農協同株式會社（以下「酪農」といふ。）を、過度の經濟力の集中として昭和二十三年二月二十二日附を以て指定した。「酪農」は、過度經濟力集中排除法に基く手續規則第十四條の規定により、手續に關する正式の出頭届を提出した。「酪農」は、同法に基いて公示された鎌工業等の部門における過度の經濟力の集中に關する基準の適用に關する説明書を委員會に提出した。

2. 委員會は、すべての手續當事者によつて提出されたすべての説明書、意見書及びその他の書類並びに過去のすべての事實を検討した結果、次の如く認定し指令する。

3. 「酪農」は、昭和二十一年法律第二百七號過度經濟力集中排除法による過度の經濟力の集中である。

4. 「酪農」は、公共の利益のために過度の經濟力の集中を排除し、且つ新設會社が競争市場において能率的生産を擧げ得る健全な状態において事業をなしうるために、獨立した分離會社一社を新設し、新設會社との間において兼任しない役員を選任し、資産及び負債の一部を新設會社に出資又は譲渡し、その他の一部の資産を處分し、新設會社の株式を適當に處分し、

その他經理的措置をしなければならない。

5. 獨立した分離會社（以下新會社といふ。）は、委員會の事前承認を受けた社名を以て「酪農」によつて設立されなければならない。

且つ又「酪農」から牛乳加工販賣及び酪農品製造販賣を主な事業としている北見、清水、釧路、雪裡、幌呂、太田、旭川、名寄の各工場、これらの工場が「酪農」によつて操業されていたと同程度の操業をなすに必要な集乳所及びそれらの附屬施設並びに後記7の處分工場及び集乳所を除いた殘余の「酪農」の全工場、集乳所、附屬施設並びにその他の資産及び負債を承繼しなければならない。

右の物件は、すべて委員會の承認を受けるべき「酪農」の企業再編成計畫に詳記され且つ評價されなければならない。

6. 新會社は、北海道酪農協同株式會社といふ社名又は商號を使用してはならない。且つ新會社は、「自己」を「酪農」の後繼者又は「酪農」と關連ある會社といつてはならない。又「酪農」及び新會社は、兩會社相互間に關連があるようになつてはならない。但し、「酪農」は、昭和二十六年十二月三十日迄に、北海道酪農協同株式會社を以て商號の使用を中止し、その商號の登記の抹消、若しくは變更をしなければならない。

且つ又新商號を確立するため、前記期日前の如何なる時に於ても委員會の承認を得た新商號を登記し、北海道酪農協同株式會社という商號と併用することができる。

7. 「酪農」は、今金工場及びその附屬施設を明治乳業株式會社に、又遠輕工場及びその附屬施設を森永乳業株式會社に、「酪農」が操業していたと同程度の操業をなすに必要な集乳所と共に、それぞれ賣却の申込をしなければならない。

「酪農」は、右工場等の處分計畫書を、委員會に提出し、その承認を受けなければならない。右計畫書には、公正且つ合理的な期限及び條件並びに、「酪農」によつて選ばれ且つ、委員會によつて承認された資格のある鑑定人の評價による價格を記載しなければならない。委員會により承認又は修正せられた期限、條件及び價格により前記工場等を明治乳業株式會社及び森永乳業株式會社が購入しなかつた場合には、委員會の事前承認を受けて、右兩社以外のものに對し、最高入札價格を以て賣却しなければならない。

8. 「酪農」は、左記事項を記載した計畫書を委員會に提出しなければならない。

(A) 品川（東京）、名古屋、大阪、福岡に存在する四工場及び冷藏所を現存の諸施設と共に、

「酪農」及び新會社に對して公正且つ實行可能な方法により割當てること。

(B) 取引先に對し混亂を生ぜしめない様な公正且つ實行可能な方法により、「酪農」の商標を、「酪農」及び新會社に割當てること。

9. 新會社は、前記の通り「酪農」より承繼した資産の對價として、その最初の全株式を委員會が承認した額面による全額拂込の普通株式の形式により發行し、又は委員會の承認した他の證券を發行し、これを「酪農」に交付しなければならない。

但し、「酪農」は、時期の如何を問わず、新會社の株式を、北海道廳に賣却してはならない。

又若し協同組合又は團體が「酪農」の株式を所有し續けているならば協同組合又は團體に對して賣却してはならない。

「酪農」及び新會社は、北海道廳又は「酪農」及び新會社の何れか一社の株式を所有し若しくは所有の證據ある協同組合又は團體が、直接或は間接に株式を所有することを帳簿に登録してはならない。又他の方法で認めてはならない。

「酪農」及び新會社は、その共同經營又は他社の運營方針若しくは運營自體の共同支配を助長し、これに從事し又はこれを許容してはならない。

10. 「酪農」は、決定指令通達の日より三十日以内又は委員會の承認した期間内に、昭和二十二年法律第二百八號の規定に從い、企業再編成計畫書を提出しなければならない。

右の企業再編成計画書が承認された場合には、本件に關する決定指令の一部となる。「酪農」及び新會社は、承認された企業再編成計画を實行し且つこれを遵守しなければならない。

11. この指令の實行を監督するために、委員會又はその後繼者により權限を附與された者は、「酪農」若しくは新會社又はそれらの會社の後繼者若しくは譲受人に對し適當な通告をした上で、

(1) 帳簿、臺帳、計算書、書狀、賣買覺書その他の記錄及び書類を開墲し、(2) それらの會社の役員又は從業員に面接し、これらの役員又は從業員は法律顧問を伴うことができる。(3) 本指令の實行に當然必要な報告を隨時要求することができる。

12. この指令は、昭和二十二年法律第二百八號第六條の規定による貸付金の債權者の優先權を變更するものではない。右の優先權を主張する債權者が、この指令の日から十五日以内に委員會に對し、貸付金額、貸付日、使途及び残高を明かにして、その債權の申出をした場合にはその債權は、別段の指令により確認される。

13. この件につき、固定債務整理の目的を以て新會社に對し新たに株式を發行しこれを處分することを指令するため、又關係當事者が委員會又はその後繼者に對し、この指令の解釋又は實行について適切な指令をなすことを申出することができるようにするため、並びにこの指令の條項の訂正、變更又は終結及びこの指令違反に對する處置をなすため、委員會は必要な權限を、

留保するものとする。

昭和二十五年一月二十日

持株會社整理委員會

委員長 野 田 岩 次 郎

別紙第二

持株會社整理委員會

昭和二十二年法律第二百七號第三條
により指定された

指定者番號

二二六

帝國鐵維株式會社の件

再編成に關する決定指令

1. 株式會社整理委員會（以下委員會といふ。）は、昭和二十一年法律第二百七號過度經濟力集中排除法第三條の規定に基く權限により、同法第六條の規定により公示された基準に基いて、帝國織維株式會社（以下「帝綫」という。）を、過度の經濟力の集中として昭和二十三年一月八日附をもつて指定した。「帝綫」は、過度經濟力集中排除法に基く手續規則第十四條の規定により、手續に關する正式の出頭届を提出した。「帝綫」は、同法に基いて公示された鐵工業等の部門における過度の經濟力の集中に關する基準の適用に關する説明書を委員會に提出した。

2. 委員會は、すべての手續當事者によつて提出されたすべての説明書、意見書及びその他の書類並びに過去のすべての事實を検討した結果、次の如く認定し指令する。

3. 「帝綫」は、昭和二十一年法律第二百七號過度經濟力集中排除法による過度の經濟力の集中である。

4. 「帝綫」は、公共の利益のために、過度の經濟力の集中を排除し、且つ、各新設會社が、競争市場において能率的生産を擧げうる健全な狀態において事業を開始するため、獨立した分離會社三社を新設し、新設會社間において他社の役員を兼任しない役員を選任し、資産及び負債の一部を各新設會社に出資又は譲渡し、殘存資產を處分し、新設會社の株式を割當てる。

處分し、その他經理的措置をしなければならない。

5. 獨立した分離會社（以下新會社という。）、その設立並びに資産及び負債は左の通りとする。

(A) 第一の新會社は、委員會の事前承認を受けた社名をもつて設立し、亞麻製線、亞麻糸及びその製品の生産を主な事業としている「帝綫」の名寄、羽幌、美瑛、富良野、栗山、月形琴似、留壽都、虻田、伊達、新得、大樹の各製線工場、札幌、鹿沼、鹿沼第二の各亞麻紡績工場、江口晒工場、札幌、鹿沼の各研究所及びそれらの附屬施設並びにその他の資産及び負債を承繼しなければならない。

右の物件は、すべて「帝綫」の整備計畫に詳記し、且つ、評價した上、委員會の承認を受けなければならない。

(B) 第二の新會社は、委員會の事前承認を受けた社名をもつて設立し、亞麻製線、亞麻糸、絹糸及びその製品の生産を主な事業としている「帝綫」の帶廣、芽室、池田、音更、止若暮別、標茶、本別の各製線工場、大聖寺、大津、大垣の各亞麻紡績工場、玉島紡工場及びそれらの附屬施設並びにその他の資産及び負債を承繼しなければならない。

右の物件は、すべて「帝綫」の整備計畫に詳記し、且つ、評價した上、委員會の承認を受けなければならない。

(①)第三の新會社は、委員會の事前承認を受けた社名をもつて設立し、スフ及びスフ糸の生産を主な事業としている「帝纖」の徳島スフ工場、徳島研究所及びそれらの附屬施設並びにその他の資産及び負債を承継しなければならない。

右の物件は、すべて「帝纖」の整備計畫に詳記し、且つ、評價した上、委員會の承認を受けなければならない。

(②)但し、前記第五項(A)及び(B)に記載された會社は必ず新會社であることを要する。尙前記第五項(C)に記載された會社が新設されない場合にも、同社は新會社に適用さるべきこの指令の各條項の適用を受けるものとする。

6 「帝纖」は、その東京本社建物及び赤羽倉庫の三新會社に對する公正且つ實行可能を割當計畫を委員會に提出し、その承認を受けなければならない。

「帝纖」は、この指令通達の日現在に於て各工場に格納されている亞麻紡機の公正且つ實行可能な割當計畫を委員會に提出し、その承認を受けなければならない。右計畫は大阪工場に現在格納されている亞麻細糸紡機約一、四〇〇錘を前記第五項(A)に記載された新會社に譲渡する計畫を含むなければならない。

7. 新會社は、いすれも帝國織維株式會社という社名及び商號の使用を中止し、且つ、將來も使

用してはならない。

新會社は、自己を「帝纖」の承継者又は「帝纖」と關連ある會社といつたり、新會社相互間において關連があるといつてはならない。

8. 「帝纖」は、同社が直接又は間接に所有している他社の株式を、昭和二十一年勅令第五百六十七號及び昭和二十二年閣令第八十三號の各條項に基いて、すべて處分しなければならない。

その株式處分代金は、昭和二十一年法律第四十號（企業再建整備法）の規定及び後記第十一項に基き、「帝纖」が提出して認可を受けた整備計畫の定める條項に従つて處理しなければならない。

9. 前記指示に基き、新會社へその資産を出資又は譲渡した後の岩内、富山、大阪及び廣島の各工場を含むすべての殘存資產は、これを處分しなければならない。但し、右の殘存資產の處分については、委員會の事前承認を受けなければならない。

10. 新會社は、前記の如く「帝纖」から承継した資產の對價として、その最初の全株式を委員會が承認した額面による全額拂込の普通株式の形式により發行し、又は委員會の承認した他の證券を發行し、これを「帝纖」に交付しなければならない。

右の株式又は證券は、「帝纖」が後記第十一項に基いて提出した整備計畫の條項に従つて、

迅速に處分しなければならない。

11. 「帝鐵」は、その整備計画を、昭和二十一年法律第四十號（企業再建整備法）の規定に基き、決定指令通達の日より三十日以内又は委員會の承認した期間内に提出しなければならない。

右の整備計画が認可された場合には、本件に關する決定指令の一部となる。「帝鐵」及び新會社は、決定整備計画を實行し、且つ、これを遵守しなければならない。

12. この指令の實行を監督するために、委員會又はその後續者により権限を附與された者は、「帝鐵」若しくは新會社又はそれらの會社の後續者若しくは譲受人に對し適當な通告をした上で、

(1) 帳簿、臺帳、計算書、書狀、賣買覺書その他の記録及び書類を閲覧し(2) それらの會社の役員又は從業員に面接し（これらの役員又は從業員は法律顧問を伴うことができる。）(3) この指令の實行に當然必要な報告を隨時要求することができる。

13. この指令は、昭和二十一年法律第二百八號第五條の規定による貸付金の債權者の優先權を變更するものではない。

右の優先權を主張する債權者がこの指令の日から十五日以内に委員會に對し、貸付金額、貸付日、便送及び殘高を明かにして、その債權の申出をした場合には、その債權は別段の指令により確認される。

14. この件につき、新會社に對し新たに株式を發行しこれを處分することを指令するため、關係當事者が委員會又はその後繼者に對しこの指令の解釋又は實行について適切な指令をすることを申し出ることができるようにするため並びにこの指令の條項の訂正、變更又は終結及びこの指令違反に對する處置をするため、委員會は必要な權限を留保するものとする。

昭和二十五年一月二十日

持株會社整理委員會

委員長 野田岩次郎

別紙第三

持株會社整理委員會

昭和二十二年法律第二百七號第三條

により指定された

日本通運株式會社の件

指定者番號

二九八

再編成計畫に關する決定指令

1. 持株会社整理委員會（以下委員會という。）は、昭和二十一年法律第二百七號過度經濟力集中排除法第三條の規定に基く権限により、同法第六條の規定により公示された基準に基いて、日本通運株式會社（以下「日通」という。）を、過度の經濟力の集中として、昭和二十三年二月二十二日附を以て指定した。

「日通」は、過度經濟力集中排除法に基く手續規則第十四條の規定により、手續に關する正式の出頭届を提出した。

「日通」は、同法に基いて公示された配給業及びサービス業等の部門における過度の經濟力の集中に關する基準の適用に關する説明書を委員會に提出した。

2. 委員會は、すべての手續當事者によつて提出されたすべての説明書、意見書及びその他の書類並びに過去のすべての事實を検討した結果、次のように認定し、指令する。

3. 「日通」は、昭和二十一年法律第二百七號過度經濟力集中排除法による過度の經濟力の集中である。

4. 右のような過度の經濟力の集中は、左記に指令し及び記述するような資産の適切な處分について、公共の利益のために、これを排除しなければならない。

5. 「日通」は、左記條項を内容とする計畫を委員會に提出し、その承認を受けなければならぬ。

(A) 現に日本國有鐵道の所有地内にある「日通」の左記の驛施設で、日本國有鐵道がその事業の運營上荷主又は通運事業者に對してその有效な利用を保證し、共通の利便を與えるために必要なものを、日本國有鐵道に譲渡すること。

- (1) 荷役機械
 - (2) 貨車の入換に使用する動力車
 - (3) 倉庫、上屋、勞務員詰所、荷扱所その他作業用の建物
 - (4) 貨物の積卸及び保管に使用する構築物
- (B) 現に私有鐵道の所有地内にある前記(A)に記載のものと同種の施設を含む「日通」の驛施設で、當該私有鐵道がその事業の運營上荷主又は通運事業者に對してその有效な利用を保證し、共通の利便を與えるために必要なものを、當該私有鐵道に譲渡し又は賃貸すること。
- 尚私有鐵道が譲受け又は賃借しない前記の施設は他の方法で處分しなければならない。
- (C) 前記(A)(B)の譲渡又は賃貸は、昭和二十四年法律第二百四十三號（日本國有鐵道の所有地内にある日本通運株式會社の施設の處理等に關する法律）の條項によつて行わなければならぬ。

尙「日通」は、前記(六)によつて譲渡又は賃貸した施設を、再取得してはならない。

(D)「日通」が直接又は間接に所有するすべての他の會社の株式（社員の持分を含む。）を、決定指令通達の日から六箇月以内又は委員會が承認した期間内に處分すること。

但し、別表(一)に記載する株式を保有することは差し支えない。

(E)「日通」が所有する別表(二)に記載する機帆船及び汽船を決定指令通達の日から六箇月以内又は委員會が承認した期間内に處分すること。

6. 「日通」は、その整備計畫を、昭和二十一年法律第四十號（企業再建整備法）の規定に基き、決定指令通達の日から三十日以内又は委員會の承認した期間内に提出しなければならない。右の整備計畫が認可された場合には、本件に關する決定指令の一部となる。「日通」は決定整備計畫を實行し、且つ、これを遵守しなければならない。

7. この指令の實行を監督するため、委員會又はその後継者により權限を付與された者は、「日通」に對し適當な通告をした上で、(1)帳簿、臺帳、計算書、書狀、覽書その他の記錄及び書類を開覽し、(2)會社の役員又は従業員に面接し（これらの役員又は従業員は法律顧問を伴うことができる。）、(3)この指令の實行に當然必要を報告を隨時要求することができる。

8. この指令は、昭和二十一年法律第二百八號第五條の規定による貸付金の債權者の優先權を變更するものではない。

右の優先權を主張する債權者が決定指令通達の日から十五日以内に委員會に對し、貸付金額、貸付日、使途及び残高を明かにして、その債權の申出をした場合に、その債權は、別段の指令により確認される。

9. この件につき、委員會又はその後継者が、關係當事者の申出により、又は自ら、この指令の解釋又は實行について適切な指令をなすことができるようにするため、この指令の條項の訂正、變更又は終結及びこの指令違反に對する處置をなすため、並びに委員會又はその後継者が自ら、「日通」の資產のうち、前記5の條項によつて譲渡又は賃貸されなかつた資產を、通運事業に健全な競爭の機會を與えるように處分することを命じるため、委員會は必要な權限を留保するものとする。

昭和二十五年一月二十日

持株會社整理委員會

委員長 野 田 岩 次 郎

別表(一)

保有することのできる株式

富山縣小運送自動車株式會社株式
藝南自動車運輸株式會社株式
周東貨物自動車株式會社株式
留萌運輸倉庫株式會社株式
大同不動産株式會社株式
株式會社留萌舟組株式
山中運輸株式會社株式
江東造船株式會社株式
太平洋自動車株式會社株式
日通自動車工業株式會社株式
日通自動車興業株式會社株式

別表
(二)

廣廣廣廣廣廣廣廣
名名名名大大大大大
古古古古京京京京
屋屋屋屋坂坂坂坂
島島島島島島島島
富富富富尾尾尾尾
蒲蒲蒲蒲高高高高
橫濱海海山山山山
運運運運山山山山
港港港港都都都都
鷺鷺鷺鷺橋橋橋橋
砂砂砂砂田田田田
原原原原邊邊邊邊
品品品品田田田田
機機機機機機機機
械械械械械械械械
船船船船船船船船
帆帆帆帆帆帆帆帆
船船船船船船船船

機帆船及汽船

乙未
歲

一
卷
之

豊國自動車工業株式會社株式
大坂陸運整備工業株式會社株式
大新自動車工業株式會社株式
京都自動車工業株式會社株式
福知山自動車工業株式會社株式
廣島日產自動車株式會社株式
日通車輛工業株式會社株式
東北日通自動車工業株式會社株式

以
上

廣 門 門 門 門 門 門 門
島 司 司 司 司 司 司 司
柳 三 長 小 八 八 青 大
井 角 崎 倉 倉 棲 棲 棲
機 機 機 機 機 機 機 機
帆 帆 帆 帆 帆 帆 帆 帆
船 船 船 船 船 船 船 船
一 二 三 一 二 三 一 二

上

二
缺

- 三、覺書「昭和二十二年法律第二百七號に基く北海道酪農協同株式會社の再編成に關する件」（和文及び英文）

四、覺書「昭和二十二年法律第二百七號に基く帝國織維株式會社の再編成に關する件」（一月五日附）（和文及び英文）

五、覺書「昭和二十二年法律第二百七號に基く帝國織維株式會社の再編成に關する件」（一月十八日附）（和文及び英文）

六、覺書「日本通運株式會社に對する決定指令の通達」（和文及び英文）

七、日本通運に對する指令案

八、右に關する公取指示書及びその補足説明書

九、指示（第九十二號、第九十三號及び第九十四號）

一〇、日本化薬に對する手續終結指令

一一、整備計画（要綱）（三菱重工業、東京芝浦電氣及び東洋製罐）

一二、右に關する覺書（十一月二十九日附、十二月二十一日附及び十一月二十三日附）（和文及び英文）

- 一三 證券譲受及び處分一覽表
- 一四 證券處分先一覽表
- 一五 議決權行使状況
- 一六 昭和二十一年勅令第五百六十七號による事務處理状況
- 一七 株式處分計畫書承認状況
- 一八 商號變更申請取扱状況明細表
- 一九 交付金明細表
- 二〇 手續規則による申請取扱状況
- 二一 職制新舊對照表（改正部分のみ）
- 二二 持株會社整理委員會令施行規則
- 二三 持株會社整理委員會令
- 二四 證書「連合國人の利益保護のため留保された株式に關する件」
(和文及び英文)
- 二五 檢査に關する會計検査院意見書（寫）

以 上

連合軍總司令部經濟科學局

六〇一七 (四九・一一・二二) B S S / E T P

昭和二十四年十二月二十三日

覺書宛先

持株會社整理委員會

件 名
昭和二十二年法律第二百七號に基く北海道酪農協同株式會社の再編成
に關する件

掲題の件に關し再検討を遂げたる結果義に指令案を發した當時に比しその認定の基礎となつた
經濟上の諸事實が變更したことを發見した。仍つて持株會社整理委員會に對し掲題に關する別
紙の指令を發することを指示する。

公正取引實施部

部長 エドワード・シー・ウェルシユ



GENERAL HEADQUARTERS
SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS
Economic and Scientific Section

602.1(23 Dec 49)ESS/FTP

23 December 1949

MEMORANDUM FOR: HOLDING COMPANY LIQUIDATION COMMISSION
SUBJECT: Reorganization of Hokkaido Rakuno Kyodo K.K. Pursuant
to Law No. 207 of 1947

The proceedings in the above matter having been re-examined and
it having been found that economic factors arising since the examination
of the facts upon which the proposed Order was issued have altered, the
Holding Company Liquidation Commission is directed to issue the attach-
ed Order in the above matter.

EDWARD C. JELISH
Chief, Fair Trade Practices Division (ESS/AC)

連合軍總司令部經濟科學局

六〇一〇 (五〇・一・一八) ESS / FDP (ESS / AC)

昭和二十五年一月十八日

覺 寶先 持株會社整理委員會

件 名 昭和二十一年法律第二百七號に基く帝國繊維株式會社の再編成に
關する件

掲題の件に關し再検討を遂げたる結果義に指令案を發した當時に比しその認定の基礎となつた
經濟上の諸事實が變更したことを發見した。仍つて持株會社整理委員會に對し掲題に關する別
紙の指令を發することを指示する。

公正取引實施部

部長 エドワード・シー・ウエルシ

GENERAL HEADQUARTERS
SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS
Economic and Scientific Section
APO 500

602-1(18 Jan 50)ESS/FMP(ESS/AC)

18 January 1950
MEMORANDUM FOR: HOLDING COMPANY LIQUIDATION COMMISSION

SUBJECT: Reorganization of Teikoku Sen-i K.K. Pursuant to
Law No. 207 of 1947

The proceedings in the above matter having been re-examined and
it having been found that economic factors arising since the examina-
tion of the facts upon which the Proposed Order was issued have
altered, the Holding Company Liquidation Commission is directed to
issue the attached Order in the above matter.

FOR THE CHIEF, ECONOMIC AND SCIENTIFIC SECTION:

EDWARD C. WELSH
Chief, Fair Trade Practices Division (ESS/AC)

連合軍總司令部經濟科學局

昭和二十五年一月五日

A P 五〇〇

六〇二、一(五〇、一、五) E S S / F T P

覽書宛先 持株會社整理委員會
件名 昭和廿二年法律第二百七號に基く帝國纖維株式會社の
再編成に關する件

一、持株會社整理委員會は十二月廿二日、公正取引實施部より、連合軍總司令部が養に帝國纖維株式會社に對し委員會が發した指令案に基く再編成計畫の再検討並びに右と異る別個の再編成計畫の考慮を完了したことを通告された。この再検討と考慮の結果、總司令部は左記に述べる三つの別個の獨立會社の創設を内容とする決定指令を同社に對し發することに依つて、本件を早急に解決することを希望する。

- A、帝國纖維德島スフ工場を主体とする一スフ會社
- B、帝國纖維札幌、鹿沼第一、鹿沼第二各亞麻紡績工場、右諸工場に供給するに適當な製線工場、並びに江口晒工場を主体とする一亞麻會社

(現在大阪に格納されてある約一四〇〇錘の細糸紡機はこの新會社に割當てる様に右指令に記載のこと)

o、帝國鐵維大聖寺、大津各亞麻紡績工場、大垣短綿紡工場、右諸工場に供給するに適當な
　　縫線工場、並びに玉島絹紡工場を主体とする一亞麻絹紡會社

二、委員會は十二月廿七日上述再編成計畫を檢討した結果、實行可能であることを發見し、上述
　　再編成計畫を内容とする指令を出来るだけ早く發行することを報告した。

三、委員會が、上述の決定指令を即時發するに必要な總ての準備を未だ完了していないならば、
　　委員會は同社の擔當役員に對し、既に再編成計畫に對する最後的決定がなされ上述第一項の
　　如き明確なる決定に到達したことを通告する様勧告する。

經濟科學局長に代り

公正取引實施部

部長 エドワード・シー・ウエルシ

GENERAL HEADQUARTERS
SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS
Economic and Scientific Section
APO 500

602.1(5 Jan 50)ESS/FTP

5 January 1950

EDWARD C. WELSH
Chief, Fair Trade Practices Division (ESS/ACT)

cc - Mr. Calvin Verity

Deputy Chief, ESS

委員会は同社の擔當役員に對し、既に再編成計畫に對する最後的決定がなされ上述第一項の如き明確なる決定に到達したことを通告する様勧告する。

經濟科學局長に代り

公正取引實施部

部長 ハルト・バー・カハルハ

GENERAL HEADQUARTERS
SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS
Economic and Scientific Section
APO 500

602.1(5 Jan 50)ESS/FTP

5 January 1950

MEMORANDUM FOR: HOLDING COMPANY LIQUIDATION COMMISSION
SUBJECT: Reorganization of Teikoku Sen-i K.K. under Law No. 207
of 1947

1. The Commission was informed on 22 December 1949 by ESS/FTP that Headquarters' re-examination of the plan of reorganization of Teikoku Sen-i as specified in the Commission's outstanding Proposed Order, as well as consideration of other alternate reorganization plans, had been completed. That upon the basis of such re-examination and consideration, the Headquarters desired early settlement of the case by issuance of a Final Order to the company providing for the creation of three, separate and independent companies as follows:

a. A staple fiber company composed of Teikoku's Tokushima rayon plant;

b. A flax company composed of Teikoku's Sapporo, Kanuma No. 1 and Kanuma No. 2 flax spinning plants, together with appropriate number of scutching mills to supply such spinning plants, and the Iguchi bleaching and dyeing plant. (The Order to provide that approximately 1,400 fine flax spindles now stored in Osaka be allocated to this new company.);

c. A flax and silk company composed of Teikoku's Daisho-ji and Otsu flax spinning plants, Ogaki waste flax and cotton spinning plant, together with an appropriate number of Teikoku's flax scutching mills to supply those plants, and the Tamashima silk plant.

2. The Commission reported on 27 December that such reorganization plan had been studied and found to be feasible, and that the Commission would issue an order embodying such reorganization plan at the earliest possible date.

3. In the event the Commission has not completed all preparations necessary for immediate issuance of such a Final Order, the Commission is requested to inform appropriate officers of the company that a final decision has been reached and of the salient features of the decision as outlined in paragraph 1, above.

FOR THE CHIEF, ECONOMIC AND SCIENTIFIC SECTION:

EDWARD C. WILSH

Chief, Fair Trade Practices Division (ESS/AC)

cc - Mr. Calvin Verity
Deputy Chief, ESS

連合軍總司令部經濟科學局

A.P.O. 五〇〇

六〇二一(一九五〇、一八)ESS/FTP(ESS/AO)昭和二十五年一月十八日

宛 先 持株會社整理委員會
件名 日本通運株式會社に對する決定指令の通達

總司令部は、掲題會社についての法律第二百七號に基く再編成に關する決定指令の委員會原案を審査した結果、この原案は、集中排除再審査委員會の勸告と一致するものと認める。

従つて、原案通りの指令を直ちに通達するよう委員會に勸告する。

經濟科學局長に代り

公正取引實施部

部長 エドワード・ロ・ウエルシユ

GENERAL HEADQUARTERS
SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS
Economic and Scientific Section
APO 500

602.1(18 Jan 50)ESS/FTP(ESS/AC)

18 January 1950

MEMORANDUM FOR: HOLDING COMPANY LIQUIDATION COMMISSION

SUBJECT: Issuance of Final Order to Nippon Tsu-un K.K.

The Headquarters has reviewed the draft of the Commission's Final Order of Reorganization pursuant to Law No. 207 in the matter of subject company and finds that such Order is consistent with recommendations of the Deconcentration Review Board. The Commission is, therefore, advised to issue such Order promptly.

FOR THE CHIEF, ECONOMIC AND SCIENTIFIC SECTION,

EDWARD C. WELSH
Chief, Fair Trade Practices Division (ESS/AC)

持株會社監理委員會

昭和二十一年法律第二百七號第三條
により指定された

日本通運株式會社の件

指定者番號

二二九八

再編成計画に關する指令案

1. 持株會社監査委員會（以下委員會といふ。）は、昭和二十一年法律第二百七號過度經濟力集中排除法第三條の規定に基く権限により、同法第六條の規定により公示された基準に基いて、日本通運株式會社（以下「日通」という。）を、過度の經濟力の集中として、昭和二十三年二月二十二日附を以て指定した。

「日通」は、過度經濟力集中排除法に基く手續規則第十四條の規定により、手續に關する正式の出頭届を提出した。

「日通」は、同法に基いて公示された配給業及びサービス業等の部門における過度の經濟力の集中に關する基準の適用に關する説明書を委員會に提出した。

2. 委員會は、すべての手續當事者によつて提出されたすべての説明書、意見書及びその他の書類並びに過去のすべての事實を検討した結果、次のように認定し、指令する。

3. 「日通」は、昭和二十一年法律第二百七號過度經濟力集中排除法による過度の經濟力の集中である。

4. 右のような過度の經濟力の集中は、左記に指令し及び記述するような資産の適切な處分によつて、公共の利益のために、これを排除しなければならない。

5. 「日通」は、左記條項を内容とする計画を委員會に提出し、その承認を受けなければならぬ。

い。

(A) 現に日本國有鐵道の所有地内にある「日通」の左記の施設で、日本國有鐵道がその事業の運營上荷主又は通運事業者に對してその有效な利用を保證し、共通の利便を與えるために必要なものを、日本國有鐵道に譲渡すること。

- (1) 荷役機械
- (2) 貨車の入換に使用する動力車
- (3) 倉庫、上屋、労務員詰所、荷扱所その他作業用の建物
- (4) 貨物の積卸及び保管に使用する構築物

(B) 現に私有鐵道の所有地内にある前記(A)に記載のものと同種の施設を含む「日通」の施設で、當該私有鐵道がその事業の運營上荷主又は通運事業者に對してその有效な利用を保證し、共通の利便を與えるために必要なものを、當該私有鐵道に譲渡し又は賃貸すること。

(C) 前記(A)(B)の譲渡又は賃貸は、「日本國有鐵道の所有地内にある日本通運株式會社の施設の處理等に關する法律」の條項によつて行わなければならない。

(D) 「日通」が直接又は間接に所有するすべての他の會社の株式（社員の持分を含む。）を、

決定指令通達の日から六箇月以内又は委員會が承認した期間内に處分すること。

但し、別表(一)に記載する株式を保有することは差し支えない。

(4)「日通」が所有する別表(二)に記載する機帆船及び浮船を決定指令通達の日から六箇月以内又は委員會が承認した期間内に處分すること。

6.「日通」は、その整備計畫を、昭和二十一年法律第四十號（企業再建整備法）の規定に基き、決定指令通達の日から三十日以内又は委員會の承認した期間内に提出しなければならない。右の整備計畫が認可された場合には、本件に關する決定指令の一部となる。「日通」は決定整備計畫を實行し、且つ、これを遵守しなければならない。

7.この指令の實行を監督するため、委員會又はその後繼者により權限を付與された者は、「日通」に對し適當な通告をした上で、(1)帳簿、臺帳、計算書、書狀、覺書その他の記録及び書類を閱覽し、(2)會社の役員又は從業員に面接し（これらの役員又は從業員は法律顧問を伴うことができる。）、(3)この指令の實行に當然必要な報告を隨時要求することができる。

8.この指令は、昭和二十一年法律第二百八號第五條の規定による貸付金の債權者の優先權を尊重するものではない。

右の優先權を主張する債權者が決定指令通達の日から十五日以内に委員會に對し、貸付金額、

貸付日、使途及び殘高を明かにして、その債權の申出をした場合には、その債權は、別段の指令により確認される。

9.この件につき、委員會又はその後繼者が、關係當事者の申出により、又は自ら、この指令の解釋又は實行について適切な指令をなすことができるようにするため、との指令の條項の訂正、變更又は終結及びこの指令違反に對する處置をなすため、並びに委員會又はその後繼者が自ら「日通」の資產のうち、前記5の條項によつて轉渡又は賃貸されなかつた資產を、通常事業に健全な競爭の機會を與えるように處分することを命じるため、委員會は必要な權限を留保するものとする。

昭和二十四年十一月三日

持株會社整理委員會

委員長 野田次郎

別紙(一)

保有することのできる株式

富山縣小運送自動車株式會社株式
藝南自動車運輸株式會社株式
周東貨物自動車株式會社株式
留萌運輸倉庫株式會社株式
大同不動產株式會社株式
株式會社留萌船組株式
山中運輸株式會社株式
江東造船株式會社株式
大洋自動車工業株式會社株式
日通自動車興業株式會社株式

豊國自動車工業株式會社株式
大阪陸運機械工業株式會社株式
大新自動車工業株式會社株式
京都自動車工業有限公司株式
福知山自動車工業株式會社株式
廣島日產自動車株式會社株式
日通車輛工業株式會社株式
東北日通自動車工業株式會社株式

以上

別表(二)

(支社名)

(支店名)

(種類)

(隻數)

機帆船及び駁船

東 大 大 大 大 大 广 廣 廣 廣 廣 廣

古 古 古

島 島 島 島 島 島 阪 阪 阪 阪 阪 屋

宇 吳 竹 三 田 山 高 尾 豊 蒲 富 山

品 原 原 邊 田 砂 鶴 橋 郡 港

機 機 機 機 機 機 機 機 機 機

帆 帆 帆 帆 帆 帆 帆 帆 帆 帆

船 船 船 船 船 船 船 船 船 船

一一一 一二一 一二〇 一 一三一

廣門門仙仙門

島司司司司臺

柳小長三八

井崎角倉代森漫

機解機解機解

帆帆帆帆帆帆

船船船船船船

三一三二二二

以上

持株會社整理委員會

昭和二十二年法律第二百七號第三條
により指定された

日本通運株式會社の件

指定者番號

二九八

事實の認定

持株會社整理委員會（以下委員會といふ。）は、日本通運株式會社（以下「日通」といふ。）の事業並びに日本の小運送事業における「日通」の地位に關し、「日通」が提出したすべての書類及び資料を審査し、且つ、獨自の調査をした結果、下記の事項を認定する。

1. 「日通」は、日本の小運送業において、競争を制限し、他のものが單獨にこれに從事する機會を妨げうる事業能力をもつてゐる。

2. 右のような競争の制限及び機會の妨害をすることのできる能力は、公共の利益のために、排除しなければならない。

3. 右のような競争の制限及び機會の妨害をする行爲及び能力を排除する方法は、「日通」の若干の事業上の資産を處分し、能力を縮少することである。

4. 下記の資料は、この件に關する指令案に關係ある要因の一部である。

5. 「日通」は、昭和十二年法律第四十六號（日本通運株式會社法）により設立された特殊法人であり、昭和二十一年法律第七號（會社經理應急指揮法）による特別經理會社、昭和二十二年法律第二百七號（過度經濟力集中排除法）による指定企業者である。

但し、昭和二十年勅令第六百五十七號による指定會社ではない。

6. 「日通」は、小運送業、倉庫業、小運送業者の取引より生じる債權債務の決済に關する事業

（交互通算事業）、貨物引換證の整理保證事業等を營んでおり、公稱資本金二一五、二五七、五五〇圓（全額拂込済）昭和二十二年九月末において従業員一〇四、九三七名を擁し、九支社、三七八支店を全國に配して運営している。

7. 「日通」は、昭和十六年から二十年までの間に、國家總動員法に基く陸運統制令を背景とした政府の意願により、第一次に六大都市及びその近郊の業者を、第二次に八十五都市及びその近郊の業者を吸收合併し、その後の「日通」自体の意圖又は業者の申出により統合したものを含めて、総計四一七業者を吸收合併した。

8. 昭和十二年法律第四十五號（小運送業法）成立以來政府は小運送業の免許制をとり、且つ、新規業者を免許しない方針で來たが、業者も亦その情勢を察知し新規免許申請をしたもののは一つもなかつた。これと同時に政府は一驛一店主義のもとに業者の合同を懲戒し、更に前記のようにこれを「日通」に統合させる方針を探つた。このような政府の方針は小運送業界における「日通」の獨占的勢力を大いに促進した。

9. 事業場の範囲

全國貨物取扱額において、「日通」の占める割合は極めて大であつて次表の示す通りである。

全國貨物取扱額數

小運送業者一店の驛數

五七〇四(100%)

内 「日通」獨占の驛數

四五七五(80%)

即ち全國貨物取扱驛五、八三九驛のうち、「日通」は七八%の驛を獨占している。

(昭和二十一年三月末現在)

(參照) A. 全國貨物取扱驛數

五八八二

B. 小運送業者一店の驛數

五六九一(B-A 九七%)

C. 「日通」の取扱驛數

四五八五(C-A 七八%)

D. 「日通」獨占の取扱驛數

四五二一(D-B 七八%)

即ち全國貨物取扱驛五八八三驛のうち、「日通」は七八%(D-A)を獨占している。

事業能力及び實績の全國比

「日通」以外に小運送業の免許を持つてゐる業者は二百以上(限定小運送業者を除く)に及ぶが、これらは、事業能力においても、作業量においても、到底「日通」に比肩しえない程度力であつて、次表の示す通りである。

(A) 従業員(「日通」の分は昭和二十一年九月末現在、その他の業者の分は二十一年三月末現在)

事務員 作業員 計	「日通」(A)		「日通」以外の業者(B)		計(C)	
	人員	比率 A% 八七・〇	人員	比率 B% 一三・〇	人員	比率 C% 一〇〇
事務員	三九六九九	八七・〇	五九一九	一三・〇	四五六一八	一〇〇
作業員	六五二三八	八二・五	一三八七四	一七・五	七九一一二	一〇〇
計	一〇四九三七	八四・一	一九七九三	一五・九	一二四七三〇	一〇〇

(B) 運搬員(「日通」の分は昭和二十一年九月末現在、その他の業者の分は二十一年三月末現在、備車を含む。)

大型トラック 小型トラック 牛馬車	「日通」(A)		「日通」以外の業者(B)		計(C)	
	輛數	比率 A% 八六・七	輛數	比率 B% 一三・三	輛數	比率 C% 一〇〇
大型トラック	六四四三	八六・七	九七七	一三・三	七四二〇	一〇〇
小型トラック	二三四四	九三・四	一五九	六・六	六四〇三	一〇〇
牛馬車	五四六三	七六・三	一七〇〇	二三・七	七一六三	一〇〇

(9) 取扱数量（「日通」の分は自昭和二十二年一月至二十二年十二月、その他の業者の分は自二十二年四月至二十二年三月）

取扱数量	「日通」(A)		「日通」以外の業者(B)		計(%)	
	屯数	比率	屯数	比率		
取扱数量	一〇九三二〇四〇	八三%	一九五五〇二六	一六%	二八八七三九六	一〇〇%

(10) 作業数量（「日通」の分は自昭和二十二年一月至二十二年十二月、その他の業者の分は自二十二年四月至二十二年三月）

作業数量	百遍(A)		「日通」以外の業者(B)		計(%)	
	屯数	比率	屯数	比率		
作業数量	四三四七九九七八	八〇・五	一〇五六三八一六	一九・五	五四〇四三七九四	一〇〇%

11. 事業能力の昭和十六年と昭和二十二年の比較

事務員	昭和十六年九月末(A)		昭和二十二年九月末(B)		比率(B:A)
	屯数	比率	屯数	比率	
事務員	五二五〇人		三九六九九人		七・五倍
作業員	一一一九人	六三・三八人	一〇四九三七人	五八・三倍	
作業員	六三六九人		一〇四九三七人		
取扱数量	三〇四五〇二六屯		一〇九三二一〇七〇屯		
取扱数量	五四三九五五八屯		四五四七九九七八屯		
作業員	二五二廟		六四四三廟		
大型トラック	一六輛		二五・五倍		
小型トラック	一、二〇〇輛		一四〇・二倍		
牛馬車			四・五倍		

(註) Aの取扱数量、作業数量はいずれも昭和十五年十月から十六年九月までの一年分

Bの取扱数量、作業数量は、いずれも昭和二十二年一月から二十二年十二月までの一年分。

右のように値を六年間に「日通」の規模が非常に拡大したのは主として戦時中における同業者併合の結果である。

12. Bに示したように、同業者と比較すれば極めて大きな勢力であるが潜在勢力を考慮に入れても「日通」の勢力は甚だ大である。

「日通」取扱	
「日通」による集配	
荷主持込引取	三月六三二、五三九屯 六五五一、一九八九屯
計	一〇〇一四、七五二八屯 三二%
「日通」以外の小運送業者扱	二〇六五二、九九三屯 一〇%
荷主直扱	八一〇六五二、二五屯 四一%
合計	二〇一、八六五七四六屯 一〇〇%

(昭和二十一年四月より二十二年三月までの「ヶ年間」)
即ち全國鐵道發着貨物のうち、「日通」一社を以て四九%を取り扱つており、そのうちの三六%は「日通」自身の手によつて集配している。

又全國貨物自動車のうち、「日通」の占める地位は次の通りである。

トツツク業者の實在貨物自動車數

自家用の

小運送業者の

「日通」の

計

二六〇一八輛
三五七三〇
一〇四六
六三三四

(昭和二十二年三月末現在、尚この表は所有の分だけを示し、僨車を含まない。)
即ち「日通」一社を以て全國貨物自動車數の約一割を占めている。

更に小運搬具について見れば次の通りである。

小運搬業者所有牛馬車數

一九五〇三八輛

小運送業者

(除「日通」)

三二六

「日通」

四〇三六

計

一九九四〇〇

13. 交互計算、事業

「日通」は兼業として交互計算事業を營んでいた。右の事業は自由營業であるが現在同社より獨占されている。

交互計算取扱高は昭和二十一年度において口數六九四、〇九七口、金額にして一、一四二、一四六、七五六圓に達している。

14. 貨物引換證の登録保証業務

「日通」は又兼業として貨物引換證の整理保證業務を行つてゐる。

右の事業も自ら営業であるが現在同社の獨占するところである。

引換證發行通算は昭和二十一年度において三二、四五四通に達してゐる。

15. 加盟店制度

「日通」は、「會社の沿革」において述べるよう、國際通運を母体として六つの計算會社を合併して設立されたのであるが、もとの各社はそれぞれ取引店との間に代理店又は取引店若しくは計算加盟店契約を締結し連絡統制を強化していたので、「日通」はこれらの各店と引續き加盟店契約を結び連絡統制をし取引の圓滑を期している。即ち昭和二十一年三月末現在「日通」以外の小運送業者數は三〇九社存在し、そのうち「日通」と加盟店契約を締結しているものは二三三社(七五%)で、契約していないものは小運送業を專業としないものが又は限定免許者である。

同社の營む前記交互通算は、加盟店相互間、加盟店と「日通」又は特定の者との間の取引により生じる債権債務の決済にだけ行われる。

又貨物引換證の整理保證は同様、加盟店相互間、加盟店と「日通」店所又は特定の店所間の運送品に対する引換證だけに行われる。

16. 元請業務

鐵道元請と輸送元請に分れている。

(1) 鐵道元請　業務内容は次のようなものである。

(1) 小口扱貨物受託事務、同集貨配達作業、同積卸作業

(2) 手小荷物配運作業、小荷物受託事務、同積卸作業

(3) 貨車入換作業

(4) 省社後積作業、狭軌線及び自動車接觸線における車扱積換作業

(5) 自動車運送託事務

即ちこれらの業務は元來國鐵が直營すべきものを「日通」に下請させてゐるのであって、同社の直轄店所が存在する驛所においてはその直轄店所がこれに當り、そうでない驛においてはその加盟店に下請せている。しかしこれらの業務は本年四月一日より六月九日までの間に國鐵に還元した。

(2) 輸送元請

諸官廳の福利物資、官用品、公國等に所屬する物資の輸送を元請するもの、即ち一元的運送の請負契約をなすものであり、その對象物資の主なものは、米、麥、煙草、酒類、麥酒、木材、薪炭、穀雜品、肥料等である。

輸送元請等ついでは全國三七八支店のうち生として縣廳所在地の支店を主管店と稱し轄送元請關係の總括的業務を行い、各支店又は加盟店（地區通運を含む。）は作業店としてこの作業に當り主管店から作業料金、下請料金の支給を受けている。

現在のように物資の統制を専必要とする時代においてはこのような元請業務の發生するのはやむをえない。

元請契約それ自体は、なんら排他的な獨占的契約ではないが全國的網狀組織を持つてゐる「日通」の一括引請のもとにその組織を利用して計畫輸送し、統制物資の需給調節を圖ることは確かに便利で圓滑に推進できるため同社の獨占するところとなつてゐる。

現在小運送業界において元請業務を引き受ける組織、施設等を持つてゐるものば「日通」以外にないため、同社が全國業者を下請の作業店として支配してゐる事實は見逃せない。

17倉庫

「日通」の運営倉庫は次の通りである。

發券倉庫	二〇八六一坪
非發券倉庫	七八七七八
計	九九六三九

（昭和二十一年九月末現在）

これを假に倉庫業者の營業倉庫坪数と比較すれば次表の通りである。

「日通」所管倉庫	九九六三九坪
三菱倉庫	九四三七四
三井倉庫	七〇七九五
住友倉庫	四五二七二
濱澤倉庫	二二一二二

（「日通」は二十二年九月末現在、他は二十二年十二月末現在）

右表のようすに、經營面積においては一流倉庫業者と匹敵するが、「日通」の倉庫業は本質的には鐵道發着貨物を鉄船によつて河川を利用して集配するものと二つには主として船車連絡貨物を船船機帆船等によつて貨車から本船へ又は本船から貨車へ連搬し、それに伴つて船内荷役、沿岸作業等を行うものである。

18海運業

「日通」は、小運送の一部又はその先行乃至後續の一部門として小運送業の圓滑な運営を図るために、その隸屬事業として倉庫業と同様海運業を営んでゐるが、その業務内容は、一つには鐵道發着貨物を鉄船によつて河川を利用して集配するものと二つには主として船車連絡貨物を船船機帆船等によつて貨車から本船へ又は本船から貨車へ連搬し、それに伴つて船内荷役、沿岸作業等を行うものである。

「日通」は、昭和二十二年九月末現在において發動機船七四隻、汽船三六四隻を所有し、青森、大湊、三角、富山港等においては大きな勢力を持つてゐる。

(参照) 昭和二十四年三月末現在において機帆船二六隻、曳船四二隻、浮船二七六隻を

所有してゐる。

19. 「日通」は、昭和二十二年二月二十二日現在において四二三社の株式（帳簿價額八二、二五六、七六五圓）を持ち、三二三組合に出資（帳簿價額二、八五三、六五八圓）しているが、これらの中には数次の統合によつて破合併會社所有のものが引き継がれたものもある。投資會社は主として自動車修理會社、荷造會社、地場運送會社、港運會社等であるが、地場運送會社、港運會社はそれぞれその所在の地方において獨占的な場合もあり、従つて「日通」はその株式保有によつて、それらの業界に大きな勢力を持つてゐる。

(参照) 昭和二十四年六月末現在において

二四〇社の株式（帳簿價額 八六八一、一八五圓）

二三七組合の出資證券（帳簿價額、七九九三八六圓）

を持つてゐる。

20. 軍需部門における重要產業團體令に基く各種統制會の設立に呼應して昭和十七年八月小運送業會が創立された。即ち各管理部小運送業會、各鐵道局小運送業會があり、その上部機關と

して全國小運送業會が設立され、その會長、副會長は「日通」の社長、副社長が就任した。

その目的とするところは鐵道省の指導監督及び「日通」の統制に違ひ、鐵道運送と小運送との一体化、小運送業務の改善、荷主の便益増進を圖るにあつたが、既に全國主要地域における小運送業運營は「日通」の一元的運營に移され、それ自体が統轄的業務を行うに至つたとともに、運輸省の監督機構も整備したため、他の一般統制會のような統制力を保有することを必要とせず主として政府との連絡機關としての性格を以て終始した。

21. 現在の發行全株式數は四、三〇五、一五一株で、そのうち日本國有鐵道所有株式は九九〇、〇〇〇株二三%に當り絶大的の大株主である。これ以外には總株數の一割以上を持つてゐる株主はない。

22. 會社の沿革

大正七年頃小運送業者は約八、〇〇〇も溢立していたので鐵道省は大正八年公認運送店制度を布き更に昭和二年指定運送店制度に改めたが此兩制度は小運送業を自由營業としたゝめ業者の續出を防止することが出來なかつたので昭和十一年小運送制度改善委員會を設けその対策を研究討議の結果その結論として鐵道大臣に對し

- A. 半官半民の統轄會社を設立すること
- B. 運送取扱業を許可營業とすること

を宣言した。

それに基づ昭和十二年小運送業法（法律第四十五號）と日本通運株式會社法（法律第四十六號）を議會に提出しその協賛を得た。

即ち「日通」は「日本通運株式會社法」によつて

一、小運送業者の取引により生じる債權債務の決済

二、貨物引換證の整理及び保證

三、小運送業の助成

四、小運送業及びこれに附帶する事業

を事業目的とし同年十月一日設立された。

創立當時計算會社たる次の七社の財產出資と政府の現金出資をえて資本金三、五〇〇萬圓を以て出發したのである。

一、國際通運株式會社

二、株式會社運送計算所

三、帝國運送計算保證株式會社

四、北海運送保證計算株式會社

五、丸同明治計算保證株式會社

六、明治運輸株式會社

七、久連株式會社

日本通運株式會社法の主な目的は交互計算と貨物引換證の整理保證に任じる單一の統轄機關を設立することであり、小運送業法は業者の濫立と交互計算による糾競争いを抑えるために

小運送業を免許制にすることにあつた。

小運送業法實施當時中央に「日通」があり鐵道各線に免許業者七、九九一店があつたが、昭和十六年には業界の集約合意の結果四、九一〇店となり大都市を除き概ね一線一店制の實現を見るに至つた。

しかし支那事變の長期化に伴い鐵道省は小運送業者の綜合的・一体的運営の必要を認め昭和六年九月「特殊地方に於ける陸上小運送對策に關する件」を省議として決定した。その一項「省は日本通運株式會社をして必要地域内に於ける鐵道小運送業を合併買收せしめ事業の一元的運営を行わしむること」によつて今まで純粹に統轄會社として計画されその現業部門を海運貨物の小運送と臺灣における鐵道小運送に限定して運営されてきた「日通」が現業に進出する基本方針が確立された。

第一次 総合

右の方針に基き鐵道省は差當り特殊地域として六大都市（東京、横濱、名古屋、大阪、京都、神戸）及びその近郊を指定し、これら業者の統合は行政的懇意によつて行うのを原則とするが、必要ある場合は法規（逓運統制令）の發動をも辭せない態度で處んだ。

昭和十六年十月「日通」はまず東京、横濱、名古屋、大阪の四大都市五七業者を統合し、昭和十七年三月神戸、京都の業者も合併された。

第二次 総合

六大都市について小運送業の通迫度の大なる地域における業者の統合が第一次の方法に準じて行われた。

即ち昭和十七年一月各鐵道局長宛の通牒によつて八十五都市が指定され、同年五月統合を終つた。地方「日通」に合併しない地域の小運送業者は經濟事情を同じくする各一定地域内に相互合併して隣區合併又は地區合併を形成し、そのうち合同後更に「日通」に合併するに至つたものもある。

その後北海道地區のように業者自身の出資によるもの、「日通」自体の意圖に基くもの、政府（逓道省、鐵道局、管理部）の意願によるもの等總計四七業者を統合し、そのため資本金を一

一一、七五七、五五〇圓増額した。

合併順位	被合併會社数	合併に伴う増加資本金	「日通」及び被合併會社 合併決議の総会年月日
第一次	五十社	二〇四三六六〇〇圓	昭和十六年（一九四一年）一〇月三十日
第二次	一一五社	二〇六〇〇三五〇圓	昭和十七年（一九四二年）三月十九日
第三次	八社	五一三〇五〇圓	（略）五月二二日
第四次	三三社	一一六三五〇〇〇圓	昭和十九年（一九四四年）九月一五日
第五次	一社	一九〇〇〇〇圓	（略）一一月二十五日
第六次	大社	（略）	（略）
第七次	九〇社	（略）	昭和二十年（一九四五）年三月二十日
第八次	五九社	五三九六七五五〇圓	（略）八月十五日
第九次	四八社	（略）	（略）九月二十日
合計	四一七社	一一、七五七、五五〇圓	（略）一一月二六日

昭和二十四年十二月三日

持株會社整理委員會

委員長 野田 岩次郎

二四公總第九二三號

昭和二十四年十二月二十一日

公正取引委員會

委員長 中山 喜久松

持株會社整理委員會

委員長 蝶田 岩次郎 殿

昭和二十四年十二月三日附日本通運株式會社に對する
再編成計畫に關する指令案に關する件

首題の件について、過度經濟力集中排除法（昭和二十二年法律第二百七號）第十條の規定によ
り、當委員會は左記の通り意見を資委員會に申述べる。

記

一、日本通運株式會社（指定者番號二九八）に對する十二月三日附資委員會指令案によれば、同

社は分割再編成の対象となることなく依然として強大な事業能力を保有するものと認められる。當委員會としてはこの點に關し私的獨占の禁止及び公正取引の確保に關する法律（昭和二十二年法律第五十四號）の觀點より重大な關心を有することを特に表明する。

二、然し乍ら、通運事業における自由競争は、最近の立法措置に依つて可能となり、漸やくその緒についた許りであるから、今後の實情を十分監視することとし、此の際ににおける同社事業の分割再編成の必要の有無については、最終的な結論を留保することとしたい。

從つて今後の事情の推移の如何によつては、當委員會は、獨自の立場から、同社の事業の全部又は一部（特定地域における通運事業又は港灣荷役事業等）について再検討を加えることあるべきことを特に明らかにしておきたい。

三、尙現在の段階に於ても、他の事業者が容易に小運送業を起す機會を確保し貴指令案の趣旨をより一層有效ならしめるために貴指令案に左の事項を追加し又は變更することが適當であると考える。

(1) 指令案第5項(ア)又は(イ)によつて日通が譲渡又は賃貸した驛施設を、終結指令の通達された日から五ヶ年以内の期間中に日通が譲受け又は返還を受けてはならず、又これらの驛施設を

一ヶ月以上の長期契約によつて借受けてはならないこと。

- (2) 富山縣小運送自動車株式會社、藝南自動車運輸株式會社、周東貨物自動車株式會社の各社發行株式を指令案別表(一)より除き、これらの株式を指令案第五項(四)號により處分すること。
- (3) 「日本通運株式會社」という商號若しくは「日通」という同會社の通稱（これらを外國語にて翻譯したものと含む。）又はこれらと類似の商號若しくは會社の通稱の使用を禁止すること。
- (4) 交互計算事業及び貨物引換證の整運保證業務は、これを一切、決定指令の通達された日から起算して一年以内に廢止すること。

二五公調第十四號

二五公總第三四號

昭和廿五年一月十七日

公正取引委員會

委員長 中山 喜久松

持株會社整理委員會

委員長 野田 岩次郎 殿

昭和二十四年十二月三日附日本通運株式會社に
對する再編成計畫に關する指令案に關する件

首題の件について、去昭和二十四年十二月二十一日附二四公總第一三號弊信をもつて、當委員會が、過度經濟力集中排除法（昭和二十二年法律第二百七號）第十條の規定に依り當委員會の意見を申述べた趣旨はさきに小官より口頭にて御説明申上げた通り舊指令案は、私的獨占の禁止及び公正取引の確保に關する法律（昭和二十二年法律第五十四號）第八條の規定に照し、充分でないと認めたによるものである。

特に、右弊信第三項⑧及び⑨の措置は、「日通」の保有する「不當な事業能力の較差」を排除するためには是非共必要の措置であると考えていることを、重ねて申入れる。

委員會指示第九十二號

昭和二十四年十一月三日

持株會社整理委員會

委員長 野田岩次郎

舊日本無線株式會社

清算人 河野廣水

殿

本委員會第九條第三號の規定に基き、昭和二十四年十一月三十日以降貴社の清算の遂行は、本委員會において、指導監督することとなりました。ついては、同日以降清算終了に到るまでの期間における行為については、左記によられるよう、同令第十八條及び第十九條の規定に従い指示致します。

記

一、左記行為については、本委員會の指示するものを除き、事前に委員會の承認を受けること。
(一) 債務の辨済その他債務を消滅せしむる行為

(二)新たなる債権の取得、債務の負擔若しくは引受け又は債務の保證をなす行爲
(三)資産の取得又は處分に關する行爲

(四)清算人、監査役、検査人、その他主要なる地位にある職員任免に關する行爲
(五)株主總會の開催に關する行爲

(六)殘余財産の分配に關する行爲

(七)一切の裁判上の行爲

(八)職員に対する退職金又は賞與の支拂及び職員よりの預り金の支拂

二、毎月中の收支については、前月末までにその予算を提出し、本委員會の承認を受けること。

三、清算人は、左の報告書を本委員會に提出のこと。

(一)毎月の清算遂行狀況報告書（翌月十五日までに提出）

(二)毎月末貸借對照表及び資產負債内訳表（右に同じ）

(三)毎月の收支報告書（右に同じ）

(四)その他本委員會の要求する報告書

委員會指示第九十三號

昭和二十四年十二月三日

持株會社整理委員會

委員長 野 田 岩次郎

沖電氣株式會社

清算人 戸 沙 二 殿

本委員會第九條第三號の規定に基き、昭和二十四年十一月一日以降貴社の清算の遂行は、
本委員會において、指導監督することとなりました。ついては、同日以降清算結了に到るまで
の期間における行爲については、左記によられるよう、同令第十八條及び第十九條の規定に從
い指示致します。

記

一、左記行爲については、本委員會の指示するものを除き、事前に委員會の承認を受けること。
(一)債務の辨済その他債務を消滅せしむる行爲

(二)新たなる債権の取得、債務の負担若しくは引受け又は債務の保證をなす行爲

(三)資産の取得又は處分に關する行爲

(四)清算人、監査役、検査人、その他主要なる地位にある職員任免に關する行爲

(五)株主総会の開催に關する行爲

(六)殘余財産の分配に關する行爲

(七)一切の裁判上の行爲

(八)職員に対する退職金又は賞與の支拂及び職員よりの預り金の支拂

二、毎月中の收支については、前月末までにその予算を提出し、本委員會の承認を受けること。

三、清算人は、左の報告書を本委員會に提出のこと。

(一)毎月の清算遂行状況報告書（翌月十五日までに提出）

(二)毎月末貸借対照表及び資産負債内訳表（右に同じ）

(三)毎月の收支報告書（右に同じ）

(四)その他本委員會の要求する報告書

委員會指示第九十四號
昭和二十四年十一月二十八日

持株會社整頓委員會

委員長 野田 岩次郎

理研工業株式會社
清算人 加藤 德衛殿

本委員會令第九條第三條の規定に基き昭和二十四年十一月十日以降當社の清算の遂行は、本委員會に於て指導監督することとなりました。ついては同日以降清算終了に至るまでの期間に於ける行爲について左記によられるよう同令第十八條及び第十九條の規定に従い指示致します。

記

一、左記行爲については、本委員會の指示するものを除き、事前に本委員會の承認を受けること。

(一)債務の辨済その他債務を消滅せしむる行爲

- (二)新たなる債権の取得、債務の負担若しくは引受又は債務の保証をなす行爲
 - (三)資産の取得又は處分に關する行爲
 - (四)清算人、監査役、検査人その他主要なる地位にある職員任免に關する行爲
 - (五)株主総会の開催に關する行爲
 - (六)残余財産の分配に關する行爲
 - (七)一切の裁判上の行爲
 - (八)職員に對する退職金又は賞與の支拂及び職員よりの預り金の支拂
- 二、毎月中の收支については、前月末までにその豫算を提出し、本委員會の承認を受けること。
- 三、清算人は左の報告書を本委員會に提出のこと。
- (一)毎月の清算遂行狀況報告書(翌月十五日迄に提出)
 - (二)毎月末貸借對照表及び資產、負債内訳表(右に同じ)
 - (三)毎月の收支報告書(右に同じ)
- (四)その他本委員會の要求する報告書

持株會社整理委員會

昭和二十二年法律第二百七號第三條
により指定された

指定者番號

一五〇

日本化薬株式會社の件

一、昭和二十二年法律第二百七號第三條に基いて過度の經濟力の集中として昭和二十三年二月八日指定された日本化薬株式會社（以下化薬という。）に對し、委員會は、昭和二十四年六月四日決定指令を以て化薬が直接或いは間接に所有する他社の株式をすべて處分すべきことを指令した。又化薬はその指令の日から三十日以内に右株式の處分計畫書を委員會に提出すべきことを指令した。

二、化薬は、右指令に基き昭和二十四年七月一日他社株式處分計畫書を委員會に提出し、委員會は昭和二十四年九月二十八日この處分計畫書を承認した。

三、化薬は、委員會の承認をうけた他社株式處分計畫に従い株式の處分を實行し、昭和二十四年十一月廿六日他社株式處分實施完了報告を委員會に提出した。

四、委員會は、化薬に對する決定指令の實行が完了したことを認め、下記の通り指令する。

五、昭和二十二年法律第二百七號第三條の規定に基く化薬に關する手續の終結を、過度經濟力集中排除法に基く手續規則第五十一條により指令する。

本件の書類は、監視の爲公正取引委員會に移管するものとする。

六、この指令は、昭和二十二年法律第五十四號の規定に従うべき化薬の責任を免除し又は右の法律並びにその他一切の法令及び規則によつて現在又は將來とられる措置を妨げるものと解し

てはならない。

昭和二十四年十一月二十八日

持株會社整理委員會

委員長 野 田 岩 次 郎

企(中)第一號 九二九

三菱重工業(株)

整備計画 千代田區
法第五條第一項 造船業、各種車輛、自動車、機械貿易業

制限會社 一,000,000,000 (七五〇〇〇〇〇)

特別管理人

岡野保次郎(社長)

稻生光吉(常務)

中村恒久(常務)

小笠原光雄(千代田)

池田謙藏(朝日信託)

小林正一郎(閉鎖機關)

一、第二會社設立解散

二、解散第二會社設立後一ヶ月

清算人岡野保次郎外四名

集排決定指令ニヨル

三、第二會社設立(三社)

(1) 東日本重工業(株) 一,000,000 千代田區 船舶車輛機械器具等

一、設立 認可後四ヶ月以内

資 貸 「〇」八五（固定）

現物出資 七〇〇〇〇〇〇（固定一九七一七 流動五八〇二八三）

譲渡（無償） 二五六三八九五（流動）

特 別 A% 四五〇〇〇

承継債務（新A%） 二五九九九二三

積立金（退職） 八九七二

(3) 中日本重工業(株) 三〇〇〇〦〇〇 神戸市船舶車輛機械器具等

發起設立 認可後四ヶ月以内

貸 貸 四〇〇一六（固定）

現物出資 一三〇〇〦〦〦〇（固定一〇五三七九 流動九九六六二一）

譲渡（無償） 三〇三〇五二八（流動）

特 別 A% 五五〇〇〇

承継債務（新A%） 二〇五三二五四

積立金（退職） 二二二七四

(3) 西日本重工業(株) 九〇〇〦〦〦 千代田園船舶車輛機械器具等

發起設立 認可後四ヶ月以内

貸 貸 八八六七（固定）

現物出資 九〇〇〦〦〦〇（固定二五四一六〇 流動六四五八四〇）

譲渡（無償） 三二四一二四四（流動）

特 別 A% 五〇〇〇〇

承継債務（新A%） 二二七八〇六一

積立金（退職） 一三一八三

(4) 株式處分

東日本 一四〇〇〦〦〦〦〦 株 戰備物納一七七八四〇二 残存一六二三六、五九八

中日本 二六〇〦〦〦〦〦 三三〇二七四六 二二八九七、二五四

西日本 一八〇〦〦〦〦〦 二二八六五一六 一五七一三、四八四

舊株主及舊債權者間

舊株主 (一株弱シ)

舊債權者 (負擔額千圓弱シ)

東日本 一七四四六九〇 (〇一一八六)

七四七六九〇八 (五二七株)

中 日 本 八八一、五六六 (〇一三〇二) 一三八八五六八八 (九七九株)
西 日 本 六一〇〇三一四 (〇一五二五) 六一〇〇三一四 (六七七株)

株主割當期日

認可後四ヶ月以内ノ特晉人ノ定期日

四資 廉 處 分

(1) 菅 A% 處分見込

土 地	四〇二五七	見 込	一七八三八五	賢 廉 業 (資) 外
	一七七二五		五七二六	農地買收
建 物	一八九四六六		四〇〇五七一	漁田龜喜定外
	萬九六八		一五三七	
機 械 緞 置	二五二八八六		六二一一	大洋漁業(株)外
船 煙	五五〇		二九八	未 定
車輛運搬具	五二八四		五一、二二二	提 積 葉 所
	一〇九三		一〇四	定 定
	六七五		一九四六	未 定
			四二七二	未 定
			一〇四	定 定

工具機具	一、一五七	見 込	二四四〇	未 定
建設假	A%		四一	
原 料	一四六四九六		四一	
仕掛品	三六、三一五六		四一	
簿外(固定)	一八〇		四一	未
(補却)			四六八三二二	日發
合計	三九六〇三三		一〇一九七	(株)
			二三六四	定 定
			三八九四	定 定
			五	定 定
			未	定 定
			未	定 定
			未	定 定

建 構 業 物	二〇一九四一	見 込	二一九六二八	
機械綯置	一〇一七四四		二〇三六一	
船 煙	二七四〇			
車輛運搬具	一四九			
工具器具	一、七七八八			

賠償指定施設

(2) 菅 A% 處分不能

消磨耗工具
器

消耗
工具
用具

一
二
三
四
五
六
七
八
九

地圖

五二七

一四五
六七八
〇

舊
集
物

三

四
三

船泊

卷之三

七八七

工具器具

九五八五

九

卷之三

四四八一

二四〇八三九三

三才作業圖

社債	一三一六六二五	新舊 併合後六ヶ月二八錢
閉鎖機關	八六四五	新舊 併合後一年以內
一九九八三二	新舊 併合後六ヶ月二八錢	A% A%

右 同二二六
厚生省 錄
通產省
一〇〇九一 新舊 $\frac{A}{B}$ 併合後一ヶ年以内年六
一四五七 新舊 $\frac{A}{B}$ 併合後一ヶ年以内年六

七公 告 日 二月七日
異議申立 ナシ

專物留資

未済込六月二十日拂込期日ニテ徵收済

特別損失内譯

損失(1) 二三三〇〇 (戦補税)

利益(2) 二五〇〦〦 (積立金)

(2) 二五〇〇 (在外封)

一線入果實

(3) 二三三〇 (十二)

一線處分益

(4) 二三三〇 (十一)

一線保險收入

(5) 二三三〇 (十)

一線賠償施設使用料

(6) 二三三〇 (九)

一線未拂込被徵收

(7) 二三三〇 (八)

一線則八ノ二

(8) 二三三〇 (七)

一線其他益

(9) 二三三〇 (六)

一線未整理留保

(10) 二三三〇 (五)

一線返還財產簿價

(11) 二三三〇 (四)

一線壓縮益

(12) 二三三〇 (三)

一線解算益

(13) 二三三〇 (二)

一線處分損

(14) 二三三〇 (一)

一線減價損

(15) 二三三〇 (零)

一線計

新A／0棚 新A／0固

六 未 振 达 資 本 金	九〇一	一九八四九五
八 其 他 資 產	九〇一	一九八四九五
九 損 失	九〇一	一九八四九五
十 繰 越 損 失	九〇一	一九八四九五
十一 當 期 損 失	九〇一	一九八四九五
十二 戰 补 請 求 權	九〇一	一九八四九五
十三 在 外 資 產	九〇一	一九八四九五
十四 未 整 理 勘 定	九〇一	一九八四九五
十五 帳 外 資 產	九〇一	一九八四九五
計	九〇一	一九八四九五
		未 整 理 勘 定
		一九八四九五

第二二 會社予想 B / 3

勘定科目	借 方			貸 方		
	東工業(株)	中工業(株)	西工業(株)	東工業(株)	中工業(株)	西工業(株)
一 流動資産						
二 現金預金	三一九三七八 (三一九三七八)	三九九四七七 (三九九四七七)	三八七三七九 (三八七三七九)	一 短期負債	二〇三九九三 (二〇三九九三)	一九七三一五 (一九七三一五)
三 短期貸付金	一三一三〇 (一三一三〇)	一九九〇三〇 (一九九〇三〇)	一五八九〇 (一五八九〇)	四 支拂勘定	一八九〇三〇 (一八九〇三〇)	一九九〇三〇 (一九九〇三〇)
四 前払金	一三九〇〇 (一三九〇〇)	一三九〇〇 (一三九〇〇)	一三九〇〇 (一三九〇〇)	五 前受金	一八九〇〇 (一八九〇〇)	一九九〇〇 (一九九〇〇)
六 受取勘定	一一三九一七 (一一三九一七)	一一三九一七 (一一三九一七)	一一三九一七 (一一三九一七)	七 其他	一八九〇三〇 (一八九〇三〇)	一九九〇三〇 (一九九〇三〇)
八 棚卸資産	一一三九一七 (一一三九一七)	一一三九一七 (一一三九一七)	一一三九一七 (一一三九一七)	九 長期負債	一八九〇三〇 (一八九〇三〇)	一九九〇三〇 (一九九〇三〇)
十 固定資産	一一三九一七 (一一三九一七)	一一三九一七 (一一三九一七)	一一三九一七 (一一三九一七)	十一 純資本	一九九〇三〇 (一九九〇三〇)	一九九〇三〇 (一九九〇三〇)
十二 特別勘定	一一三九一七 (一一三九一七)	一一三九一七 (一一三九一七)	一一三九一七 (一一三九一七)	十三 公稱資本金	一九九〇三〇 (一九九〇三〇)	一九九〇三〇 (一九九〇三〇)
計	一一三九一七 (一一三九一七)	一一三九一七 (一一三九一七)	一一三九一七 (一一三九一七)	六 積立金	一九九〇三〇 (一九九〇三〇)	一九九〇三〇 (一九九〇三〇)

企（中）第五號

一九二七

特別管理人

佐藤喜一郎（帝銀）

佐分利一武（興銀）

石坂泰三（社長）

岩下文雄（常務）

整備計画

川崎市堀川町

（株）

法第五條第一項

電氣機械器具製造販賣

制限會社

指定時六二〇〇千圓（六六〇〇）

提出時九六〇〇・八〇四〇（00）

合併第二會社設立增资存續

合併（吸收）

東芝車輛（株）＝三〇〇〇車輛製造 全株買入

第二會社設立

(1) 東京電器（株）（長井工場）山形縣 一〇〇〇千圓電器製造販賣

發起設立 認可後六ヶ月以内

現物出資 一〇〇〇〇（固定六〇三一 流動六九六九）

譲渡資產（無償）六一〇〇（流動五三三二 其他六八）

承継債務 新A／〇六一〇〇

株式處分（取締役會ノ定メル日 現在ノ株主ニ對シ一對〇〇〇）

(2) 北芝電機株（松川工場）福島縣一〇〇〇千圓電氣機械器具
發起設立 認可後六ヶ月以内

現物出資 一〇〇〇（固定〇六三 流動一〇三三）
譲渡資產（無償）九五四三（流動六二三三 其他二二九〇）

承継債務 新A／〇六一〇〇

株式處分（取締役會ノ定メル日 現在ノ株主ニ對シ一對〇〇〇）

(3) 昭和化成工業株（新潟工場）新潟市六〇〇〇 紫素化學製品
發起設立 認可後六ヶ月以内

現物出資 〇〇〇〇（固定〇六四 流動〇六三八）
譲渡資產（無償）六九九三（流動六一四三 其他〇〇八）

承継債務 新A／〇六九九三

株式處分（取締役會ノ定メル日 現在ノ株主ニ對シ一對〇〇〇）

(4) 生物理化學研究所（五泉工場）東京都千代田區六〇〇〇 醫藥品ノ製造販賣

發起設立 認可後六ヶ月以内

現物出資 〇〇〇〇（固定〇六〇 流動〇三九二）

譲渡資產（無償）五九〇〇（流動〇九九〇 其他〇一〇）

承継債務 新A／〇六九〇〇

株式處分（取締役會ノ定メル日 現在ノ株主ニ對シ一對〇〇〇）

(5) 東京電燈器具株（加茂工場）新潟縣一〇〇〇 電氣器具
發起設立 認可後六ヶ月以内

現物出資 一〇〇〇（固定〇〇三七 流動一〇九八三）

譲渡資產（無償）六三五〇（流動〇六〇〇 其他〇五〇）

承継債務 新A／〇六三五〇

株式處分（取締役會ノ定メル日 現在ノ株主ニ對シ一對〇〇〇）

(6) 生研製藥株（前橋工場及生物物理化學研究所）川崎市六〇〇〇 醫藥品ノ製造販賣
發起設立 認可後六ヶ月以内

現物出資 〇〇〦〇（固定〇四一 流動〇九一〇 其他〇三一）

借 貸 一三五

譲渡資産（無償）^{九四五}

承継債務 新A／〇九四三

(7) 株式處分（取締役會ノ定メル日 現在ノ株主ニ對シ一對〇〇二一）

（株足立製鋼所（足立工場）足立區〇〇〇〇〇 金屬工業）

発起設立 認可後六ヶ月以内

現物出資 三〇〇〇〇（固定ニヘヤ一 流動ニヘ三九）

譲渡資産（無償）一ヤ千〇（流動ニヘ三〇 其他ニヘ九〇）

承継債務 新A／〇四五ハヤク

(8) 株式處分（取締役會ノ定メル日 現在ノ株主ニ對シ一對〇〇一五）

（タンガロイ工業株（塚越及富田林工場）千代田區〇〇〇〇〇 粉末冶金ニヨル製品ノ製造販賣）

発起設立 認可後六ヶ月以内

現物出資 三〇〇〇〇（固定ニヘヤ一 流動ニヘ三八）

譲渡資産（無償）一ヤ千〇（流動ニヘ三〇 其他ニヘ九〇）

承継債務 新A／〇一ヤク〇

株式處分（取締役會ノ定メル日 現在ノ株主ニ對シ一對〇〇一七）

(9) 東京電氣硝子株（小田築工場）川崎市〇〇〇 電球用硝子部品製造販賣

発起設立 認可後六ヶ月以内

現物出資 五〇〇〇（固定ニヘヤ一 流動ニヘ三九）

譲渡資産（無償）一ヤ九〇〇（流動ニヘヤニ 其他ニヘ八）

承継債務 新A／〇一ヤク〇

(10) 東京電氣器具株（大仁工場）静岡縣〇〇〇〇〇 電氣器具製造販賣

発起設立 認可後六ヶ月以内

現物出資 三〇〇〇〇（固定ニヘヘ一 流動ニヘ一九）

譲渡資産（無償）一ヤ九〇〇（流動ニヘ〇〇〇 其他ニヘ九〇）

承継債務 新A／〇一ヤク〇

(11) 帯國化成株（大井川工場）静岡縣〇〇〇〇〇 体温計等ノ製造販賣

発起設立 認可後六ヶ月以内

現物出資 一〇〇〇〇（固定ニヘ九九 流動ニヘ〇一）

諒渡資産（無償）六〇八九（流動六八八九 其他二〇〇）

承継債務 新A／〇九四八九

株式處分（取締役会ノ定メル日 現在ノ株主ニ對シ一對〇〇〇八）

②東海煉瓦（刈谷工場）千代田區二五〇三〇 耐火煉瓦等製造販賣

発起設立 認可後六ヶ月以内

現物出資 二五〇〇〇（固定六八六〇 流動二一六四）

諒渡資産 一七九〇〇（流動一五三九二 其他二二五八）

承継債務 新A／〇一六八九〇

株式處分（取締役会ノ定メル日 現在ノ株主ニ對シ一對〇〇一二）

③東京電氣無線（神戸工場）兵庫縣二〇〇〇 通信機器ノ販賣

発起設立 認可後六ヶ月以内

現物出資 二〇〇〇（固定六八〇〇 流動四三四〇）

諒渡資産 一八九〇（流動二一六〇 其他二七四）

承継債務 新A／〇三八九〇

株式處分（取締役会ノ定メル日 現在ノ株主ニ對シ一對〇〇一二）

④西芝電機（株）（網干工場）姫路市二〇〇〇〇 電氣機械器具ノ製造販賣

発起設立 認可後六ヶ月以内

現物出資 二〇〇〇〇（固定二〇八九一 流動六一〇八）

諒渡資産 二五三一三（流動二七八四 其他二三三一）

承継債務 新A／〇四一四一三

株式處分（取締役会ノ定メル日 現在ノ株主ニ對シ一對〇〇一二）

資產處分

(1) 包括處分

工場名	科 目	新 A6	舊 A5	處分見込額	處 分 先
茂原工場	土建機械建築物地	二一八八 八八二九 六〇	六三六五 四四〇 六〇	一一〇〇〇	東京真空管 (株)
湘南工場	土建機械建築物地	二一八八 八八二九 六〇	六三六五 四四〇 六〇	一一〇〇〇	小柳牧衛
建設假計	土建機械建築物地	二一八八 八八二九 六〇	六三六五 四四〇 六〇	一一〇〇〇	A / O
工具器具	土建機械建築物地	二一八八 八八二九 六〇	六三六五 四四〇 六〇	一一〇〇〇	A / O
車輛運搬具	土建機械建築物地	二一八八 八八二九 六〇	六三六五 四四〇 六〇	一一〇〇〇	A / O
建設假計	土建機械建築物地	二一八八 八八二九 六〇	六三六五 四四〇 六〇	一一〇〇〇	A / O
工具器具	土建機械建築物地	二一八八 八八二九 六〇	六三六五 四四〇 六〇	一一〇〇〇	A / O
車輛運搬具	土建機械建築物地	二一八八 八八二九 六〇	六三六五 四四〇 六〇	一一〇〇〇	A / O
建設假計	土建機械建築物地	二一八八 八八二九 六〇	六三六五 四四〇 六〇	一一〇〇〇	A / O

場工田秋	新津工場	工具 棚、卸 資產	場工馬群	鶴津工場	棚卸資產
車輛建土 機械裝置物地	建設假 工具器 A/O 計	機械裝置 車輛運搬 工具器 具	車輛建土 機械裝置 工具器 具	機械裝置 車輛運搬 工具器 具	棚卸資產
一九九九 三七二四 九九一六 一一六一 二九三三 七七四一	一〇一〇 九九一〇 八九一〇 七九一〇 六九一〇 五九一〇	一四四一 一四一七 一四一九 一四一九 一四一九 一四一九	一九九九 九九一九 八九一九 七九一九 六九一九 五九一九	一九九九 九九一九 八九一九 七九一九 六九一九 五九一九	一九九九 九九一九 八九一九 七九一九 六九一九 五九一九
一〇〇〇〇	二〇〇〇〇	一一一 一〇九 一〇九 一一一 一一一 一一一	一一一 一〇九 一〇九 一一一 一一一 一一一	一一一 一〇九 一〇九 一一一 一一一 一一一	一一一 一〇九 一〇九 一一一 一一一 一一一
井柄亮	東洋物產(株)外	兒玉安藏 (鐵工業)	小柳牧衛 立社役員		

今治工場		門司工場		旭川工場		工具器具	
地物物	建土構機車輛機械運搬機械裝置	地物物	建土構機車輛機械運搬機械裝置	地物物	建土構機車輛機械運搬機械裝置	地物物	工具器具
計	資產工具具	計	資產工具具	計	資產工具具	計	資產工具具
二〇八六	一七七七	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
九一	九一	九一	九一	九一	九一	九一	九一
一四〇〇〇	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一
木厚社役員	(製瓶業)	濱田正一				中保恭一	

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
<http://www.jacar.or.jp/>

建物 一ノセハ 見込額 二ノベハハ 選分先未定

備藥物 一ノベハハ ベルモト

機械装置 一ノベハハ ベルモト

船舶 一ノベハハ ベルモト

車輛運搬具 一ノベハハ ベルモト

工具器具 一ノベハハ ベルモト

事務用備品 一ノベハハ ベルモト

建設假 A / 0 一ノベハハ ベルモト

台計 一ノベハハ ベルモト

帝銀 一ノベハハ ベルモト

第一興銀 一ノベハハ ベルモト

社債 一ノベハハ ベルモト

閉鎖機關 一ノベハハ ベルモト

新舊併合後一ヶ月以内へ成

期限到来額一ノベハハ ナ認可後三ヶ月以内

認可後六ヶ月以内へ成

三、舊債權條件變更

六、增资(九月二十一日事前增资承認済)

一ノベハハハハ承認後六ヶ月以内(十二月二十日拂込日)二ノベハハハハ千株

株主一ノベニール千株(九月二二日現在ノ株主ニ「對」ニ政令ニ基キ留保スル株式一ノベハハハハ

一千株

役員從業員 一ノベハハハハ千株

公募 一ノベハハハハ千株

舊債返済運轉資金充當

古公告日 一ノベハハハハ

修正公告日 一ノベハハハハ

異議申立 期間未經過

增资拂込金 目下徵收中(一ノベハハハハ現在)未拂込株金ハ徵收済

二四六一セ 集排決定指令

特別損失内訳

損失(一ノベハハハハ(戦補税) 利益

(向) 二五七五(在) 外 (四) 九六三四(積立金)

10 (1) 封)						入 二八八八三	
						果 實	三六九九
(1) 賃 機	一五三三一					處 分 益	一五八九八
株 式	一五九三八					新 A の處分益	新 KUMI
求 債 不 能	一三四四					債務免除	三三八三〇
未 拝 付 収 収	一五一三一						
(2) セ ベ (線 延 經 理)	二三〇〇八						
(3) 人 ハ イ ヤ (當 損 及 線 損)	一五九一七						
合 計 二五六八四						計 二五二四一	
但 書 二五六八四							
管 理 費 用 一三四四一							
處 分 損 一五〇〇							
不 良 債 權 一〇三三一							
利 子 二三九一三							
合 計 二五二四一							
差 引 特 別 損 失 領 〇							
債 權 切 捨 領 〇							
三 増 資 本 領 一五九一七〇〇〇 (増資後資本金 一五九〇〇〇〇)							
合 計 二五二四一							
評 價 益 一〇九九九							
内 譯 新 A の棚 新 A の間 舊 A の棚 舊 A の固							
簿 價 (三三九三八) (三三九一七) (三三九一七) (三三九一七)							
(評 價 二三〇〇八) (三三九一七) (三三九一七) (三三九一七)							
東京芝浦電氣株式會社							
借 方	貸 方						
勘 定 科 目	指 定 時	舊 勘 定	新舊 勘定	勘 定 科 目	指 定 時	舊 勘 定	新舊 勘定
一 流動資產	新勘定	舊勘定	併合時豫想	一 短期負債	新勘定	舊勘定	併合時豫想
現金豫算金	一九九九九	一一一〇〇〇〇	一一一〇〇〇〇	短期借入金	一五九〇〇〇	一五九〇〇〇	一五九〇〇〇
預貯金	一五八一七	一五〇一七	一五〇一七	支拂勘定	一一九九七	一一九九七	一一九九七
前拂金	一一九九七	一一九九七	一一九九七	前受金	一一九九七	一一九九七	一一九九七
受取勘定	三三九九一	一七九一七	一七九一七	其 他	一一九九七	一一九九七	一一九九七
棚卸資產	一五九一七	一九九九九	一九九九九	三長期負債	一一九九七	一一九九七	一一九九七
三資本參加	一八〇〇八	一一九九九	一一九九九	三其ノ他負債	一一九九七	一一九九七	一一九九七
(内株式)	一一九九九	一一九九九	一一九九九	四引當金	一一九九七	一一九九七	一一九九七
三長期投資	二八三一	一一九九九	一一九九九	五公稱資本金	一一九九七	一一九九七	一一九九七
四長期貸付金	一一九九九	一一九九九	一一九九九	六積立金	一一九九七	一一九九七	一一九九七
五固定資產	一一九九九	一一九九九	一一九九九	八在外負債	一一九九七	一一九九七	一一九九七
(内建設假名)	一一九九九	一一九九九	一一九九九	九未整理勘定	一〇〇一八	一〇〇一八	一〇〇一八
七未拂込資本金							

八 其ノ他資産
九 損失金
繰越損失
當期損失

一〇 賦補請求權
一一 在外資產
一二 未整理勘定

計

KOMOKU

WAKOKOKUTOKURE

計

KOMOKU

WAKOKOKUTOKURE

KOMOKU

北芝電機(株) (松川工場)

借方		貸方	
勘定科目	金額	勘定科目	金額
一、流动資産	一九七八	一、短期負債	九五四三
現金預金	(一〇〇〇)	支拂勘定	(一九五一三)
前納金	(四五〇)	其　　他	(三〇)
受取勘定	(一四〇)	五公稱資本金	一五〇〇〇
棚卸資産	(一八二九八)		
五固定資産	二四六五		
八其他資産	二二九〇		
計	二四五四三		
	二四五四三		

東京電器(株)
(長井工場)

勘定科目	借方	貸方	新舊合時予想定期
「流动資産」			
現金預金	(一三五〇一)	(一三五〇一)	
受取勘定	(一五四〇一)	(一五四〇一)	
棚卸資産	(一七一〇〇)	(一七一〇〇)	
五固定資産	(二〇三一)	(二〇三一)	
八その他資産	五六八		
計	一六一〇〇		
勘定科目	借方	貸方	新舊合時予想定期
「短期負債」			
支拂勘定	(六一〇〇)	(六一〇〇)	
五公稱資本金	(一〇〇〇〇)	(一〇〇〇〇)	
計	一六一〇〇		

昭和化成工業(株)
(新潟工場)

勘定科目	借方	貸方	新舊合時予想定期
「流动資産」			
現金預金	(一〇七八一)	(一〇七八一)	
受取勘定	(一、二〇〇)	(一、二〇〇)	
棚卸資産	(一六)	(一六)	
五固定資産	(二九一四)	(二九一四)	
八その他資産	(六六五一)	(六六五一)	
(内建設假死)	(三三六四)	(三三六四)	
計	一四九九三		
勘定科目	借方	貸方	新舊合時予想定期
「短期負債」			
支拂勘定	(六七八八)	(六七八八)	
五公稱資本金	(一六七八一)	(一六七八一)	
其　他	(二〇五七)	(二〇五七)	
計	一四九九三		

(株) 生物理化學研究所

勘定科目	借 方	勘定科目	借 方
	金額		金額
一、流動資産		一、短期負債	
現金予金	一〇三八二	前拂支拂勘定	四九〇〇
(六三〇)	(七三一)	其々他負債	六〇〇〇
受取勘定	(二九三四)	五公稱資本金	八〇〇〇
棚卸資產	(六七四五)		
五固定資產	二六〇八		
八其他資產	九一〇		
計	一三九〇〇	計	一三九〇〇

東京電灯器具(株)

勘定科目	借 方	勘定科目	貸 方
	金額		金額
二、流動資産		一、短期負債	
現金予金	二〇五六三	支拂勘定	九〇五〇
(一四〇〇〇)	(一四〇〇〇)	其公稱資本金	一五〇〇〇
受取勘定	(一四五六三)		
棚卸資產	二〇三七〇		
五固定資產	四五〇		
八其他資產			
計	二四〇五〇	計	二四〇五〇

生研製藥（株）

借 方	金額	借 方	金額
動定科目		動定科目	
一、流動資產	貳六二二	一、短期負債	九四五
現金予金	(一七〇〇)	未拂動定	(一九四五)
受取動定	(二〇〇〇)	五公稱資本金	五〇〇〇
辦印資產	(一九三三)		
五固定資產	五四一		
八其他資產	七八二		
計	五九四五	計	五九四五

借 方	金額	貸 方	金額
動定科目		動定科目	
一、流動資產		タンガロイ工業	一株
現金予金	(四一九五八)	支拂動定	一六八八三
前拂金	(一〇〇)	其 他	(一九四二三)
受取動定	(一四七三〇)	五、其他負債	(一九四六〇)
辦印資產	(三二六二八)		八六七
五長期後資產	三一		三五〇〇〇
五固定資產	七八七二		
八其他資產 (内建設費)	(一三二)		
計	五六七五〇		

(株)足立製鋼所

勘定科目	借 方	貸 方	金額
勘定科目	借 方	貸 方	金額
一 流動資産			
現金手金	(六七二六五)	(六七二六五)	(五〇四)
短期貸付金	(一三五)	(一三五)	(二九一五二)
前納金	(一三五)	(一三五)	(二九一五二)
受取勘定			
卸資産	(四五二二四)	(四五二二四)	(四五六)
五 固定資産	(六一六)	(六一六)	
八 其他資産	(七五八七六)	(七五八七六)	
計	(八四九〇)	(八四九〇)	

東京電氣硝子株式會社

勘定科目	借 方	貸 方	金額
勘定科目	借 方	貸 方	金額
一 流動資産			
現金手金	(一三〇)	(一三〇)	(五七五五)
棚卸資産	(五六三五)	(五六三五)	(六二一七)
五 固定資産	(五一八)	(五一八)	(五〇〇〇)
八 其他資産	(八四九〇)	(八四九〇)	
計			

東京電氣器具株式會社

勸定科目	金額	勸定科目	金額
一、流動資產	四萬一九	一、短期資產	一六七五〇
現金及存款	(一萬一九)	短期借入金	(一六七五〇)
受取勸定期定	(〇〇〦〇)	文佛勸定	(〇〇〇〇)
棚庫資產	(一〇〇〇〇)	五公轉資本金	三五〇〇〇
其 他 資產	二七五〇		
計	三八八一		
三八七五〇			

帝國化成株式會社

計

二四六

10

卷之三

東海爐材株式會社

勘定科目	借方	貸方	勘定科目	金額
六流動資產	三八五五六	一、短期負債	未拂勘定	一七六五〇
現金手金	(一、一五三)	短期貸付金	(一、一五九)	
短期貸付金	(一、二〇)	前受益	(一、三〇〇)	
前拂	(一、三二〇)	其	(一、一七一)	
棚卸資產	(一、三七七)	本公司資本金	二五〇〇〇	
英國定期資產	一八三六	計		
八其他資產	二二五八			
計	四二六五〇			

東京電氣無線株式會社

勘定科目	借方	貸方	勘定科目	金額
六流動資產	一九五六	一、短期負債		
現金預金	(一、三五六)	未拂勘定		
短期貸付金	(一、二五〇)			
受取勘定	六六〇			
英國定期資產	二七四			
八其他資產	八八九〇	計		
計	八八九〇			

積立金

退職五二三 新A/C 利益一五〇〇〇

株式会社分
四資 薩 處 分

蓄A/C

見込價格區分先未定

機械 故工場消耗品

一七七
二九〇

合不能資產

一八
一八
計 白八五

土建機械運送什物地物物動植物機具器計

九一〇
八四三
一〇六
三五
一四
一九一〇
一九一〇
一九一〇
一九一〇
ナシ

公会談申立日

二四八二一

特別損失内訳

損失

利益

(1)六六五四四(戻補)

利 三六八(繰越)

(2)一四六八三(在外封)

利 五四五六(法定)

(3)一四三六九(二)

利 三五五〇三

(4)一四九五十一(蓄但管)

利 七七七

未納被催告損

利 一三〇

但管蓄減價

利 一八四四

未計上債務

利 六一評價益

一八五二〇 蓄債利子

利 八四五九

内訳 原材料
評價 一九一八
一五七三八

入金

金賞

六一七二

別益

四四九七

舊益

四四九三

舊保険收入

四四九三

未賄理增加額

八一五七

其他

一九七六

留保

金一六二一三

貸還済戻補三〇八六口

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
<http://www.jacar.or.jp/>

アジア歴史資料センタ
Japan Center for Asian Historical Record
<http://www.iacar.or.jp/index.html>

合

卷之三

九三

二、債權切捨額

○(舊債權總額 七萬二二五)

備考

石經官局

通常固定スベキ運轉資金 二八〇、五七三

卷之三

七

卷之三

新 勘 定	舊 勘 定	新 舊 勘 定
現金預付金	（一三八〇）	（四二三二八）
短期貸付金	（一九六二）	（一七五三八）
前 捷 金	（一八二九）	（一七〇一六）
受取勘定	（一三六四）	（一五五二）
剝卸資產	（一〇八〇六）	（一四四六）
其 他	（一）	（一七四二九）
貢 本 參 加	（二一、一五三）	（一七二口七）
（內 備 式）		
長 期 投 資	（一九九）	
或 固 定 資 產	（一六〇二二）	（一四三八二）
（內建設價）		
（一七二四六）	（一七三四六）	（二七二四六）
		（二七二四六）

六、無形固定資產		八、其ノ他資產	二、	三六七
第二會社株式		一、在外資產	六三九	七〇六
一、駕駕、請來機		二、未整理勘定	五〇〇〇〇	五〇〇〇〇
一、在外資產	計	五〇〇三一	一九七六四	三七八四一
一、在外資產	歸外資產	八五九		
	貸			
期初定科目的指定期	期初定指定期			
一、短期負債	一九七三八	新舊勘定合時應付	一九七三八	
二、短期借入金	(一七三〇〇)	(九三〇三〇)	(一七三〇〇)	
三、交換勘定	(一七〇一八)	(八九九三〇)	(一七〇一八)	
	前受金	(四七八)	(四八三七)	(三一〇七)
一、其ノ他		(一五七六)	(一八八五〇)	
二、長期負債		五〇〇六一		
三、其ノ他負債		一六三一		
四、引當金		三八二		
五、公稱資本金		一七〇九四		
六、資本立金		一〇〇〇〇		
七、利息		六八〇六		
八、超越利益		三六六		
九、前期利益		三七五二二		
十、前受收益		(三七八四一)		
十一、在外資產	計	五〇〇三一	一九七六四	三七八四一
十二、未整理勘定		八五九		
十三、偶發債務		二八三		

第二會社 北海製鐵株式會社

勘定科目	借 方	貸 方	勘定科目	設立時豫想
				設立時豫想
「流動資産」			「短期負債」	一六〇三七
(現金預金)	七八六六一 (七三八〇)		又期負債	(七八二〇)
前款	一八四二		前受金	(八六一六)
受取勘定	(四五五二)		引當金	一〇
(六七〇八一)			五公債資本金	五〇〇〇〇
貯本	二四		立金	一五五一三
勘定資産	(三二七〇)			
(内株式)				
計	八二九六〇			
		八二九六〇		

連合軍総司令部經濟科學局

A P O 五〇〇

昭和二十四年十一月二十九日

六〇二.一(四九・一一・二九) S S / S T P

覺書宛先 持株會社整備委員會
件名 三菱重工業株式會社の整備計畫

一、當部は、三菱重工業株式會社が、決定指令及び昭和二十一年法律第四十號企業再建整備法に基いて提出した整備計畫を、左記條件により承認したことを通告する。

イ、未拂込金を徵收すること。

ロ、資產の處分は評價額を下らないこと。

ハ、第二會社の株式、未拂込金の徵收及び資產の處分による代金は、修正計畫に基く舊勘定の債務済済に使用すること。

ニ、一ヶ年を越える舊會社の債務済済延期に關する條項は削除すること。

ホ、第二會社の株式による職員補償特別款の切銷は、その評價額が舊會社の債權者及び株主の権利を害わない場合に限ること。

ハ、商法第四百十九條に規定する財産目録及び賞罰對照表の寫を提出すること。
ト、解散及び清算終了後、資産の取得及び處分に關する報告書を提出すること。

三、本件、十一月十八日附書狀により大藏大臣に追還済

公正取引實施部

部長事務取扱 R. M. ハリス

GENERAL HEADQUARTERS
SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS
Economic and Scientific Section
APO 500

R. M. GRIMES, Acting Chief
Fair Trade Practices Division

GENERAL HEADQUARTERS
SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS
Economic and Scientific Section
APO 500

602.1(29 Nov 49)ESS/FTP

29 November 1949

MEMORANDUM FOR: HOLDING COMPANY LIQUIDATION COMMISSION

SUBJECT: Reorganization Plan of Mitsubishi Heavy Industries, Ltd.

1. This is to advise the Commission that the plan of reorganization submitted by Mitsubishi Heavy Industries, Ltd. pursuant to the requirements of the HCIC Final Order and the Enterprise Reorganization and Reconstruction Law, Law No. 4C of 1946, has been approved by this division subject to the following conditions:
 - a. Unpaid capital to be called.
 - b. Assets to be disposed of at not less than estimated values.
 - c. Proceeds from share capital in second companies, unpaid capital called and disposal of assets be used to liquidate old account debt pursuant to amended plan.
 - d. Provisions for extension of payment of old company's liabilities beyond one year be deleted.
 - e. Payment of War Indemnity Tax in kind by transfer of shares of second companies to the Government may be concluded only in the event the appraised value of the stock as established by the Government will not prejudice the rights of creditors and stockholders of the old company.
 - f. Copies of inventory and balance sheet required by Article 419 of the Commercial Code be submitted.
 2. Upon completion of dissolution and liquidation, a report be submitted showing receipts and disposal of assets.
2. The Ministry of Finance was notified of the action of this division in letter dated 18 November 1949.

R. M. GILLIES, Acting Chief
Fair Trade Practices Division

連合軍總司令部 經濟科學局

A p o 五〇〇

昭和二十四年十二月二十一日

六〇一・一(四九・一一・一一) ESS / F T P

覺書宛先 持株會社整理委員會

件 名 東京芝浦電機株式會社の整備計畫

一、當部は、東京芝浦電機株式會社が、決定指令及び企業再建整備法（昭和二十一年法律第四十
號）に基いて提出した整備計畫を、次の條件で、承認したことを通告する。

イ、二十六億圓に増資すること。

ロ、舊勘定の債務の辨済は、修正辨済計畫に基いて、又必要あらば、新勘定の利益を充當し
てなすこと。

二、本件昭和二十四年十二月十九日附覺書により、大藏大臣に通達済

公正取引實施部 部長

エドワード・ロ・ウエルシユ

GENERAL HEADQUARTERS
SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS
Economic and Scientific Section
APO 500

602.1(21 Dec. 49)ESS/FTR

21 December 1949

MEMORANDUM FOR: HOLDING COMPANY LIQUIDATION COMMISSION

SUBJECT: Reorganization Plan of Tokyo Shibaura Electric Co., Ltd.

1. This is to advise the Commission that the plan of reorganization submitted by Tokyo Shibaura Electric Co., Ltd. pursuant to the requirements of the HOLC Final Order and the Enterprise Reorganization and Reconstruction Law, Law No. 40 of 1946, has been approved by this Division subject to the following conditions:

- a. Increase in share capital to ¥2,600,000,000 is made.
 - b. Old account debt to be liquidated pursuant to amended payment plan and application of new account profit if necessary.
2. The Ministry of Finance was notified of the action of this Division in memorandum dated 19 December 1949.

(Signed)
E. C. WEISH
Chief, Fair Trade Practices Division

聯合軍總司令部經濟科學局

昭和二十四年十二月二十三日

▲ P0500

六〇二一(四九一二二三)488/P2P

覺書宛先 持株會社整理委員會

件名 東洋製錠の整備計畫

一、東洋製錠がその社名を繼續使用し、新會社が北海製錠という社名を採用することについて、委員會が提出した昭和二十四年十二月八日附書類を審査した。

二、當部は、存續會社が東洋製錠という社名を繼續使用し、第一會社が北海製錠という社名を採用することを含む整備計畫の承認について異議がない。

三、この決定は、委員會が提出した下記の要因を考慮して、下したものである。

(1) 昭和十六年における舊東洋製錠と北海製錠との合併は強制合併であつた。

(2) 合併以前には、この兩社は競爭相手であり、一千年間以上各々獨立に操業し、夫々東洋製錠、北海製錠という社名の下に、發展を築いてきた。

い、一方に北海製錠という社名の使用を許し他方に東洋製錠という社名の使用を禁止することは、社名に關する限り、前者に競爭上の利益を與えることになる。

(1) 第二會社は、北海製鐵という社名の使用が認められれば、存續會社が東洋製鐵という社名を繼續使用することに對して異議をもつてしない。

(2) 兩社とも財團關係がない。

四 大藏大臣に對しては、委員會の決定指令に基いて提出された整備計畫が承認されたことを、速やかに通告する。

公正取引實施部部長

エドワード・O・ウエルシユ

GENERAL HEADQUARTERS
SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS
Economic and Scientific Section
APO 500

GENERAL HEADQUARTERS
SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS
Economic and Scientific Section
APO 500

602.1(23 Dec. '49)ESS/FTP

23 December 1949

MEMORANDUM FOR: HOLDING COMPANY LIQUIDATION COMMISSION

SUBJECT: Reorganization Plan of Toyo Seikan

1. The information submitted by the Commission on 8 December 1949 (Slip No. 1740) in regard to continued use by Toyo Seikan of that name and adoption by the new company of the name Hokkai Seikan has been examined.

2. ESS/FTP offers no objection to approval of the plan with use by the continuing company of the name Toyo Seikan and adoption by the second company of the name Hokkai Seikan.

3. This decision is reached in view of the following factors as presented by the Commission:

- a. The merger of the former Toyo Seikan and Hokkai Seikan in 1941 was a forced merger.
- b. Prior to the merger these two companies were competitors and had for more than 20 years operated independently and developed good will in the names now proposed for allocation to the two separate companies.
- c. Permission for use of Hokkai Seikan and denial of the use of Toyo Seikan would give the former a competitive advantage insofar as its company name is concerned.
- d. The second company offers no objection to the use of Toyo Hokkai Seikan by the continuing company providing it is permitted to use the name Hokkai Seikan.
- e. Neither of the names has Zaibatsu connotation.

4. The Ministry of Finance will be notified promptly that the reorganization plan submitted pursuant to the HCIC Final Order is approved.

(Signed)
EDWARD C. WELSH
Chief, Fair Trade Practices Division(ESS/AC)

證券譲受及び處分一覧表

昭24.12.31日現在

			譲受額(自11月1日~至12月31日)				譲受総額					
			株式	公社債 出資證券	計	株式	公社債 出資證券	計				
			数量	金額	金額	数量	金額	金額				
譲 受	持株會社	第一次指定	66,160株	20,798,265.-	20,798,265.-	(15,700)株	44,715,193	2,145,940,598.50	32,721,802.50	2,178,662,401.-		
		第二次指定	-	1,715,750.-	396,000	67,624,434	2,813,520,492.59	10,819,356.-	2,824,339,848.59			
		第三次指定	13,760	1,409,997.50	1,409,997.50	35,011,284	1,621,458,375.-	3,690,550.-	1,625,148,925.-			
		第四次指定	-	-	-	1,148,547	36,831,712.50	256,502.50	37,088,215.-			
		第五次指定	920	46,000.-	46,000.-	4,295,565	181,952,487.50	483,240.-	182,435,727.50			
		小計	80,840	23,970,012.50	396,000	24,366,012.50	(15,700) 152,795,023	6,799,703,666.09	47,971,451.-	6,847,675,117.09		
處 分	指定者		-	75,000.-	-	75,000.-	10,518,990	487,846,734.50	8,555,092.50	496,401,827.-		
	合計		80,840	24,045,012.50	396,000	24,441,012.50	(15,700) 163,314,013	7,287,550,400.59	56,526,543.50	7,344,076,944.09		
	課税・財産税・物税 減資及び金融機関再 建整備法による償還 額切替等による減額		-	-	0	-	5,900,493	295,332,970.-	6,105,675.-	301,438,645.-		
	處分		364,379	14,209,737.50	-	14,209,737.50	4,668,023	151,304,062.50	1,087,350.-	152,391,412.50		
残高			(656,548) 2,853,172	141,567,600.-	2,096,100.-	143,663,700.-	(35,668,113.006) 81,095,638	3,618,635,395.-	21,513,453.50	3,640,148,848.50		
差 引						71,649,859	3,222,277,973.09	27,820,065.-	3,250,098,038.09			

(註) 1. 譲受株式の金額中には譲受済株式に対する未徴収微収分を含む。

2. () 内は増資新株式引受権及び買受権を示す。

證券處分先一覽表

	處 分 額 (自11月1日~12月31日)			處 分 總 額		
	數 量	拂込(額面)金額	處 分 代 金	數 量	拂込(額面)金額	處 分 代 金
總 故 者	(90,820) 株 2,723,782	圓 135,565,350.-	圓 (9,082.-) 圓 125,460,764.50	株 (1,897,235) 34,154,202	圓 1,545,729,020.-	圓 (41,127,024.50) 1,757,766,871.50
入 札	(370,214) 112,950	5,596,750.-	(535,815.60) 6,785,515.-	587) 20,732,368	(4,827,587) 903,162,965.-	(171,412,660.24) 2,513,236,372.90
賣出(委託及引受)	(195,514)	-	(1,955,140.-)	(28,943,291.006) 24,736,114	-	(1,516,950,455.62) 2,425,226,642.67
清 算、債 還	16,420	2,501,600.-	2,084,065.32	1,051,306	49,201,828.50	35,454,801.76
外國人財產返還	-	-	-	421,648	10,682,460.-	18,258,424.-
歸還、財產税、物納	-	-	-	5,900,493	301,438,645.-	-
減資及減額	364,379	14,209,737.50	-	4,668,023	152,391,412.50	-
計	(656,548) 3,217,531	157,873,437.50	(2,500,037.60) 134,330,344.82	(35,668,113.006) 91,664,154	4,093,978,906.-	(1,729,490,140.36) 6,749,943,112.83

(註) () 内は増資新株式引受権及び買受権を示す。

議決権行使状況

自昭和24年1月1日
至昭和24年12月31日

會社種類	會社數	行使内容				
			承認	變更	否認	合計
持株會社	24	定款變更	6			6
		決算	15			15
		役員選任	11			11
		役員報酬	0			0
		その他	28			28
		合計	60			60
制限會社	93	定款變更	28			28
		決算	69			69
		役員選任	41			41
		役員報酬	3			3
		その他	54			54
		合計	195			195
非制限會社	198	定款變更	47			47
		決算	148			148
		役員選任	98			98
		その他	106			106
		合計	399			399
總計	315	備考	議受分 218 依往分 97			

式處分計書

株式處分計書 提出豫定表受理	株式譲 委任書	式處分計書		株式處分計 書承認合 計
		総合計 書 提出中	承認	
自 11.1	△		38	
至 12.31	0	1	99	201
	※	2		
			32	
			484	
	△ (67)	1	1,153	3,059
合 計	1,688	2		
	※ 2		371	

△ 印は委任解除の分を示す

勅令第五六七號による事務處理狀況

昭和二十四年十二月三十一日現在

	株式處分計畫書 提出豫定表受理	株式譲渡豫約 委任書寫受理	價格決定 通知書	株式發行會社提出の株式處分計畫書					株式保有者提出の株式處分計畫書					株式處分計 畫書承認合 計
				受理		變更の 指 示	綜合計 畫書 提出中	承認	受理		變更の 指 示	綜合計 畫書 提出中	承認	
自 11.1 至 12.31	0	△ (17)	20	11	從業員	0		23	※ 150	從業員	0		38	
		※ 74			地方居住者	0	1	9		地方居住者	0	1	99	201
合 計	1,688	△ (671)	598	483	從業員	0		719	※ 1,845	從業員	0		484	
		※ 2,792			地方居住者	0	1	332		地方居住者	0	1	1,153	3,059
										一 般	0	2		
										その他	0		371	

△ 印は委任解除の分を示す

※ 印は内容不備のため目下照書中のものを含む

株式處分計 謹書承認状況

自昭和 24 年 11 月 1 日
至同 年 12 月 31 日

	自昭和 24 年 11 月 1 日 承認内訳			本月迄の承認内訳		
	株 数	轉込金額	處分價額	株 数	轉込金額	處分價額
従業員	250 口	¥25,000	¥25,000.-	23,652 口	¥2,619,900.-	¥2,022,932.-
	163,281 株	¥8,109,175.-	¥11,927,529.-	4,877,295 株	¥212,176,037.50	¥259,162,119.79
地方居住者	782 口	¥211,000.-	¥211,000.-	18,364.2 口	¥2,343,000.-	¥2,462,277.-
	270,266 株	¥12,845,950.-	¥14,529,130.-	3,915,271 株	¥170,052,272.50	¥220,503,572.69
一般	0 口	0.-	0.-	4,410 口	¥490,500.-	¥382,859.-
	561,702 株	¥27,903,200.-	¥6,049,875.-	4,608,559 株	¥208,557,012.50	¥264,514,787.16
その他	0 口	0.-	0.-	17,629 口	¥1,949,400.-	0
	1,051,042 株	¥35,552,000.-	0.-	5,890,966 株	¥230,820,197.50	¥1,673,289.95
計	1,032 口	¥236,000.-	¥236,000.-	64,055.2 口	¥7,402,800.-	¥4,868,068.-
	2,046,291 株	¥84,410,325.-	¥32,506,534.-	19,292,091 株	¥821,605,520.-	¥745,853,769.59

時價處分のものは追加實際の處分價額の報告あり次第追加する。

商號變更申請取扱狀況明細表 (自昭和二十四年十一月一日
至同 年十二月三十一日)

承認月日	制・從・關の別	舊 商 號	新 商 號	備 考
一、二、一〇	承 繼	光 工 業 株 式 會 社	日本機器工業株式會社	營業政策上の爲
一、二、一〇	指 定	中央製紙株式會社	中央毛織株式會社	營業目的變更の爲
一、二、一	從 屬	德永硝子工業株式會社	九州特殊硝子株式會社	同名會社との混同を避ける爲
一、二、一九	制 限	東北振興バルブ株式會社	東北バルブ株式會社	營業目的變更の爲
一、二、二九		長崎縣合同織詰株式會社	長崎織詰株式會社	前の社名に變更
一、二、三〇		東洋汽船株式會社	齊東洋汽船株式會社	第二會社を東洋汽船とする爲
一、二、三〇	承 繼	東洋商船株式會社	東洋汽船株式會社	
一、二、三	從 屬	大洋興業株式會社	大洋興業汽船株式會社	營業目的表示の爲
一、二、二一	歸 係	日本特殊硝子業株式會社	關西商事株式會社	營業目的變更の爲
一、二、二二	制 限	山形產業株式會社	イモカワ機器株式會社	營業目的表示の爲
一、二、二二		大和機械工業株式會社	オーラム紡機製作所	
一、二、二二		株式會社江戸川工業所	江戸川化學工業株式會社	

一、持株會社		交付金明細表(二四、一一、一〇二四、一二三三)		
日附	交付先	金額	使途	
二四二、二	三菱電氣株式會社	000,000.00	債務辨済	
一九	株式會社岡崎本店	1,400,000.00	債務辨済	
一七	寺田合名會社	1,553.78	清算費用	
一六	三井紡紗株式會社	八九〇,〇〇〇.〇〇	清算費用	
一五	倉敷紡績株式會社	八〇,〇〇〇.〇〇	債務辨済	
一四	日本鋼管株式會社	五〇,〇〇〇.〇〇	債務辨済	
一三	東京芝浦電氣株式會社	九〇,〇〇〇.〇〇	債務辨済	退職金(確定、法定)
一二	山下株式會社	五〇,〇〇〇.〇〇	債務辨済	
一一	倉敷紡績株式會社	三,〇〇〇.〇〇	清算費用	
一〇	三菱電氣株式會社	000,000.00	清算費用	
九	株式會社岡崎本店	000,000.00	清算費用	

二四一、一	二指定者	日附	交付先	金額	使途	債務辨済	株式拂込	清算費用	保有財産保全費	株式拂済	債務辨済
	岩崎彌彌太郎	一三七〇〇八	大日本紡績株式會社	五一〇〇〇〇〇							
	三井高周	四二三四六	片倉工業株式會社	三〇〇〇〇〦〇							
	三井高周	九七六三六	三井鐵山株式會社	二三〇〇〇〦〦							
	三井高周	一七九一二〇	鐘淵紡績株式會社	五三〇〇〇〦〇							
	三井高周	一九四三〇〇	計	七一九四二七八九二							
	生公生 租計 公 費課費				債務辨済						
	生公生 租計 公 費課費				公租公課						
	生公生 租計 公 費課費				繼續事業の經營資金						
	生公生 租計 公 費課費				株式拂込						
						第二會社出資					
						債務辨済					
						清算費用					
						保有財產保全費					
						株式拂込					
						清算費用					
						保有財產保全費					
						株式拂込					
						清算費用					
						保有財產保全費					
						株式拂込					
						清算費用					
						保有財產保全費					
						株式拂込					
						清算費用					
						保有財產保全費					
						株式拂込					
						清算費用					
						保有財產保全費					
						株式拂込					
						清算費用					
						保有財產保全費					
						株式拂込					
						清算費用					
						保有財產保全費					
						株式拂込					
						清算費用					
						保有財產保全費					
						株式拂込					
						清算費用					
						保有財產保全費					
						株式拂込					
						清算費用					
						保有財產保全費					
						株式拂込					
						清算費用					
						保有財產保全費					
						株式拂込					
						清算費用					
						保有財產保全費					
						株式拂込					
						清算費用					
						保有財產保全費					
						株式拂込					
						清算費用					
						保有財產保全費					
						株式拂込					
						清算費用					
						保有財產保全費					
						株式拂込					
						清算費用					
						保有財產保全費					
						株式拂込					
						清算費用					
						保有財產保全費					
						株式拂込					
						清算費用					
						保有財產保全費					
						株式拂込					
						清算費用					
						保有財產保全費					
						株式拂込					
						清算費用					
						保有財產保全費					
						株式拂込					
						清算費用					
						保有財產保全費					
						株式拂込					
						清算費用					
						保有財產保全費					
						株式拂込					
						清算費用					
						保有財產保全費					
						株式拂込					
						清算費用					
						保有財產保全費					
						株式拂込					
						清算費用					
						保有財產保全費					
						株式拂込					
						清算費用					
						保有財產保全費					
						株式拂込					
						清算費用					
						保有財產保全費					
						株式拂込					
						清算費用					
						保有財產保全費					
						株式拂込					
						清算費用					
						保有財產保全費					
						株式拂込					
						清算費用					
						保有財產保全費					
						株式拂込					
						清算費用					
						保有財產保全費					
						株式拂込					
						清算費用					
						保有財產保全費					
						株式拂込					
						清算費用					
						保有財產保全費					
						株式拂込					
						清算費用					
						保有財產保全費					
						株式拂込					
						清算費用					
						保有財產保全費					
						株式拂込					
						清算費用					
						保有財產保全費					
						株式拂込					
						清算費用					
						保有財產保全費					
						株式拂込					
						清算費用					
						保有財產保全費					
						株式拂込					
						清算費用					
						保有財產保全費					
						株式拂込					
						清算費用					
						保有財產保全費					
						株式拂込				</	

一五
一九 二八 二四 二七 一二 一

株式拂込
保有財產保全費
療養所建設資金
公租公課費
生計費
保有財產保全費
生計費
公租公課費
生計費

山前山山雄帝山雄山雄帝山前山前

一四 一六 二〇 二三 二大

住岩淺三安三三井崎友高良忠知久平郎周義吉遂修彌輝義
中井野崎島友高高高高八吉左衛門遂三雄

一〇四七四〇	一〇五三一〇	一五二三五	二四六三二二	一七一、一〇〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一五二六五	一一三二六	一〇〇〇〇〇〇〇	一五一五〇	一〇〇〇〇〇〇〇	一四七六五五	一九七七〇〇	大〇七五	〇〇〇〇〇〇〇〇	一〇九七三	一〇七〇五	五〇〇〇〇〇〇〇
--------	--------	-------	--------	---------	----------	-------	-------	----------	-------	----------	--------	--------	------	----------	-------	-------	----------

保有財產保全費
公租公課
生計費
保有財產保全費
公租公課
生計費
保有財產保全費
公租公課
生計費
公租公課
生計費
公租公課
生計費
公租公課
生計費
公租公課
生計費

七、六五：勿撿勿取，勿飲勿食。往蹇蹇蹇，勿用，往蹇蹇蹇，勿用。

住住住岩岩住三三三三三三淺岩
友友友崎崎友井井井井野崎
元寬吉忠忠元高高高高高總一
夫一門雄雄夫陽篤義長周大郎穗

一	五	七	000
二	九	三	00
九	二	六	00
八	一	〇	00
四	五	〇	00
八	八	八	00
八	〇	〇	00
八	八	五	00
一	六	〇	00
三	一	七	一
一	一	〇	00
一	一	〇	00
三	一	四	五
九	〇	〇	000
五	五	〇	000
五	〇	〇	000

公
司
有
限
公
司
總
經
理
公
司
總
經
理

評 第八條	第七條	分類		
		前期 換算	當期受理	計
一〇八	〇	一〇八		
二三六	五	二三一		
三四四	五	三三九		
一五三	四	一四九	承認	決
一一	〇	一二	却下	定
一一	〇	二一	不承認	計
一八五	四	一八一		
一五九	一	一五八	次期 換算	

手續規則による申請取扱状況

自昭和二十四年十一月一日
至同 年十二月三十一日

三四一三三六	二七八	野三住三岩井	友	高元	高康	義夫彌公篤英	八四五六
持株會社指定者合計		計					九九〇〇〇
七五四三	二九、八一七	三四九〇一、九二五	九七三三五	七五四六二	三七〇〇九二	九九〇〇〇	三六〇〇〇
一八		〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
		公生租公課	有財產公費	保全費	租計公課	公公公公	公公公公

職制新舊對照表（改正部分のみ）

第一條

總務部

委員總會に關する事項

諸官廳その他涉外連絡に關す

る事項

定款の變更、機構の改革、諸

規程の制定改廢その他一般事

務の企畫及び連絡に關する事

項

文書課

（所管事項略）

弘報課

宣傳及び情報に關する事項

新聞社その他の報導機關との連

第二條

總務部

委員總會に關する事項

諸官廳その他涉外連絡に關す

る事項

定款の變更、機構の改革、諸

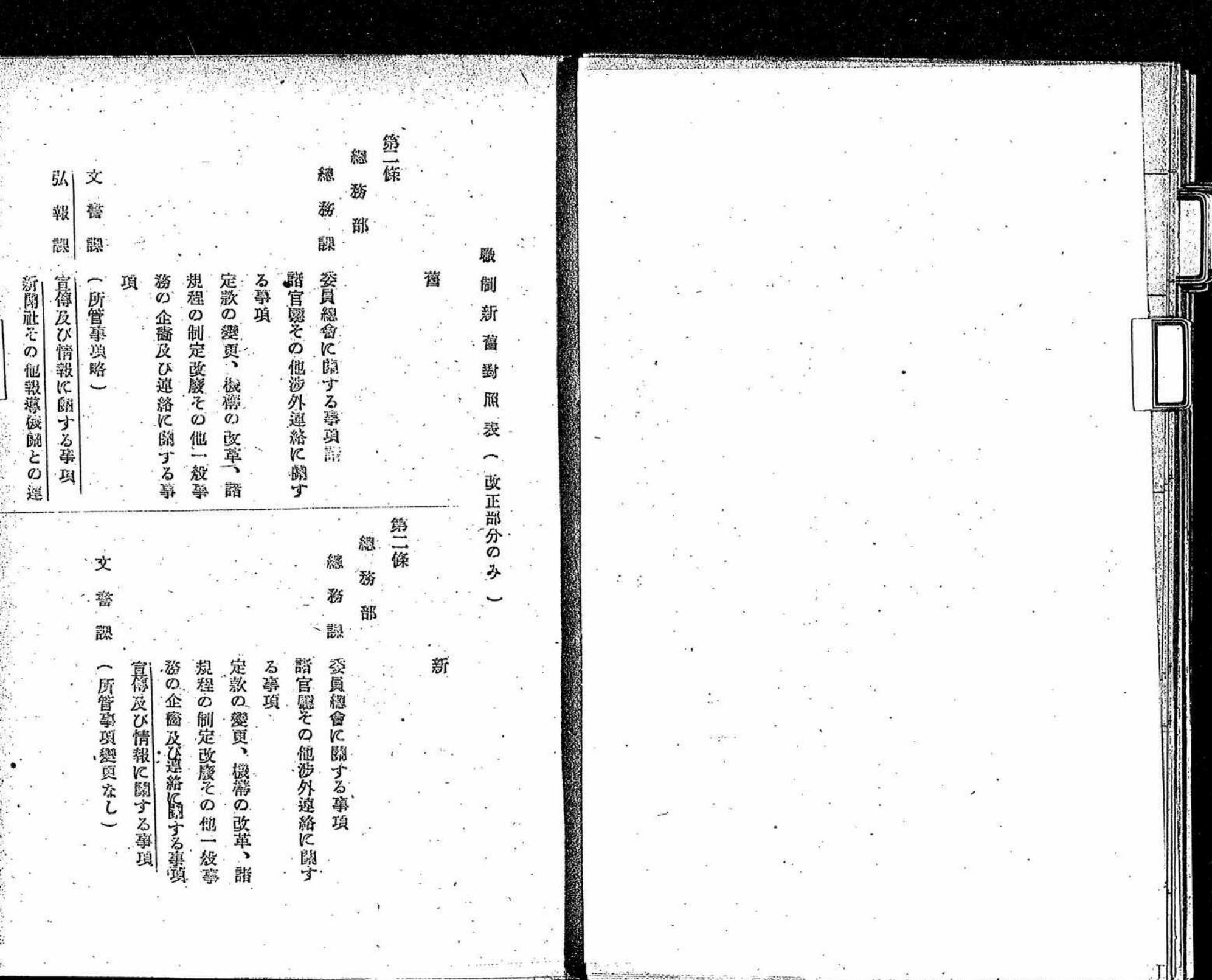
規程の制定改廢その他一般事

務の企畫及び連絡に關する事

項

文書課

（所管事項變更なし）



総に關する事項

外事課（所管事項略）
庶務課（）

経理部

経理課 資金繰に關する事項
譲受財産の對價の辨済に關する事項

手數料徵收に關する事項

会計課 現金の出納及び保管に關する事項

経費の豫算及び決算に關する事項

会計課 現金の出納及び保管に關する事項

経費の豫算及び決算に關する事項

計算課（所管事項略）

計算課（所管事項變更なし）

整理部（所管事項略）

第一課

第二課

第三課

第四課

整理部（所管事項變更なし）
第一課
第二課

第一課

第二課

第三課

第四課

證券第一部（所管事項略）
第一課
第二課

第一課

第二課

第三課

第四課

證券第一部（所管事項變更なし）
第一課
第二課

第一課

第二課

第三課

第四課

企業第一部（所管事項略）
第一課
第二課

第一課

第二課

第三課

第四課

企業第一部（所管事項變更なし）
第一課
第二課

第一課

第二課

第三課

第四課

企業第一部（所管事項略）
第一課
第二課

第一課

第二課

第三課

第四課

企業第一部（所管事項變更なし）
第一課
第二課

第一課

第二課

第三課

第四課

(参考)

尙同時に大阪支所の機構も次のように改められた

舊

總務課

總務課

新

業務第一課

業務課

業務第二課

業務課

業務第三課

業務課

昭和二十年勅令第五百四十一號「ボツタム」宣言ノ受諾ニ伴ヒ
發スル命令ニ關スル件ニ基ク株會社整理委員會令

勅令第二百三十三號

制定 昭和二十一年四月二十日

改正

昭和二十一年十一月二十五日(勅令第五百六十七號)

昭和二十一年十二月四日(勅令第五百九十二號)

昭和二十一年一月二十四日(勅令第二十一號)

昭和二十一年十二月十八日(法律第二百四號)

昭和二十三年一月七日(法律第二百二號)

昭和二十三年七月七日(法律第二百十號)

昭和二十三年八月十九日(政令第二百四十號)

昭和二十三年十二月三日(政令第三百六十一號)

昭和二十四年四月二十六日(政令第七十八號)

昭和二十四年五月十九日(法律第七十八號)

(施行 昭和二十五年四月一日(昭和二十一年政令第三百六十六號))

昭和二十四年十二月六日(政令第三百八十三號)

持株會社整理委員會令

第一條 持株會社整理委員會（以下整理委員會ト稱ス）ハ企業ノ所有及經營ノ民主化ヲ圖ル爲本令ノ定ムル所ニ依リ指定セラル會社（以下持株會社ト稱ス）及個人（以下指定者ト稱ス）ノ所有スル證券（有價證券其ノ他財產權ヲ證スル證書ヲ謂フ以下同ジ）其ノ他ノ財產ヲ認受ケ之、ヲ管理及處分スル等ニ依リ持株會社ノ整理ヲ促進シ及指定者ノ企業支配力ヲ分散シ以テ民主的ニシテ健全ナル國民經濟再建ノ基礎ヲ作ル爲過度ノ經濟力ノ集中ヲ排除スルコトヲ目的トス（昭和二十四年法律第七十八號附則第三項ニヨリ本項末段改正）

整理委員會ハ法人トス

整理委員會ハ公ノ機關トシテ内閣總理大臣ノ監督ニ屬ス

第二條 整理委員會ハ主タル事務所ヲ東京都ニ置ク

第三條 整理委員會ハ定款ヲ以テ左ノ事項ヲ規定スベシ

一、目 的

二、名 称

三、事務所ノ所在地

四、委員ニ關スル事項

五、委員長及常務委員ニ關スル事項

六、業務及其ノ執行ニ關スル事項

七、會計ニ關スル事項

八、公告ノ方法

第四條 整理委員會ハ命令ノ定ムル所ニ依リ登記ヲ爲スコトヲ要ス

前項ノ規定ニ依リ登記スペキ事項ハ登記ノ後ニ非ザレバ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

第五條 整理委員會ハ委員若干名ヲ以テ之ヲ組織ス

委員ハ學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣總理大臣之ヲ命ズ

委員ノ任期ハ一年六ヶ月トス但シ委員長又ハ常務委員タル委員ニ付テハ第六條第三項ニ規定

スル各期間ノ満了スルニ至ル迄各其ノ任期ヲ伸長ス

第六條 整理委員會ニ委員長及常務委員ヲ置ク

委員長及常務委員ハ委員ノ中ヨリ内閣總理大臣之ヲ命ズ

委員長ノ任期ハ三年、常務委員ノ任期ハ一年六ヶ月トス

委員長ハ整理委員會ヲ代表シ其ノ業務ヲ總理ス

常務委員ハ定款ノ定ムル所ニ依リ整理委員會ヲ代表シ其ノ業務ヲ執行ス

第七條 委員長ハ定款ノ定ムル所ニ依リ從タル事務所ノ業務ニ關シ一切ノ裁判上又ハ裁判外ノ行
爲ヲ爲ス權限ヲ有スル代理人ヲ選任スルコトヲ得

第八條 整理委員會ノ職員ハ之ヲ法令ニ依リ公務ニ從事スル職員ト看做ス

第九條 整理委員會ハ左ノ業務ヲ行フ

一、持株會社及指定者ヨリ其ノ所有スル證券及其ノ他ノ財產ニシテ整理事務會ノ必要ト認ムル
モノヲ譲受又ハ其ノ所有スル株式其ノ他ノ出資ニ付譲決權ノ行使ノ委任ヲ受ケ其ノ事務ヲ處
理スルコト

二、持株會社及指定者ヨリ體文ケタル證券其ノ他ノ財產（以下譲受財產ト稱ス）ヲ管理及處分
スルコト

三、持株會社ノ解散ニ至ル迄ノ常務ノ執行及清算ノ遂行ヲ指導監督スルコト

四、昭和二十一年勅令第五百六十七號第一條第五項第四號ノ規定ニ依リ承繼會社ヲ指定シ又ハ
同條第六項ノ規定ニ依リ承繼會社ニ非ザルコトノ認定ヲ爲スコト

五、昭和二十一年勅令第五百六十七號第四條第六項（第五條第三項ノ規定ニ依リ準用スル場合
ヲ含ム）ノ規定ニ依リ議決權ノ行使ノ委任ヲ受ケ其ノ事務ヲ處理スルコト

六、昭和二十一年勅令第五百六十七號第八條第一項ノ規定ニ依リ株式處分計畫書ノ變更ノ指示

ヲナシ又ハ同條第三項ノ規定ニ依リ株式處分計畫書ノ承認ヲ爲スコト

七、昭和二十一年勅令第五百六十七號第十三條ノ三（同條第十七條ノ一二ニ於テ準用スル場合ヲ
含ム）ノ規定ニ依リ商號ノ變更ニ付承認ヲ爲スコト

八、昭和二十一年勅令第五百六十七號第十四條第一項（同條第四項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）
ノ規定ニ依リ商號、會社ノ通稱、商標又ハ會社標章ノ使用ヲ禁止シ且其ノ使用ヲ止ムルニ
必要ナル措置ヲ指示スルコト

九、第十九條ノ二ノ規定ニ依リ指定者ガ其ノ財產ニ關シ權利ノ移轉ヲ生ズベキ行爲ヲ爲スニ付
承認ヲ爲スコト

十、第十九條ノ三又ハ第十九條ノ四ノ規定ニ依リ指定者ガ會社ノ役員（取締役、監査役其ノ他
ノ之ニ準ズベキ者ヲ謂フ以下同ジ）ニ就任シ又ハ留任スルニ付承認ヲ爲スコト

十一、削除（昭和二十四年法律第七十八號附則第三項ニヨリ）

十二、削除（同右）

十三、前各號ノ業務ニ附帶スル業務ヲ行フコト

整理委員會前項第一號乃至第三號及第十三號ニ規定スル持株會社ニ關ズル業務ヲ行フニ付テ
ハ持株會社整理ノ目的ニ反セザル限度ニ於テ小株主ノ利益ノ保護ニ留意スルヲ要スルモゾトス

整理委員會ノ業務ニ關スル重要事項ハ定款ノ定ムル所ニ依リ委員ノ會議ニ於テ之ヲ決ス。
前項ノ會議ノ議決ハ秘密會ニ於テ之ヲ爲ス。

第十條 整理委員會ハ持株會社ノ整理ヲ促進スル爲必要アリト認ムルトキハ持株會社ニ對シ其ノ所有スル證券其ノ他ノ財產ヲ整理委員會ニ譲渡スベキコトヲ指示スルコトヲ得。

整理委員會ハ指定者ノ企業支配力ヲ分散スル爲必要アリト認ムルトキハ指定者ニ對シ其ノ所有スル證券其ノ他ノ財產ヲ整理委員會ニ譲渡スベキコトヲ指示スルコトヲ得。

整理委員會ハ持株會社又ハ指定者ニ對シ其ノ所有スル株式其ノ他ノ出資ニ付前二項ノ處分ヲ爲スニ至ル迄ノ間其ノ議決權ノ行使ヲ整理委員會ニ委任スベキコトヲ指示スルコトヲ得。

前三項ノ規定ニ依ル整理委員會ノ指示ニ依リテ爲ス證券其ノ他ノ財產ノ譲渡又ハ譲決權ノ行使ノ委任ハ法令定款又ハ契約ニ拘ラズ之ヲ爲スコトヲ得。

前三項ノ規定ハ財閥同族支配力排除法施行ノ日ニ於ケル指定者及其ノ指定アリタル際現ニ其ノ指定者ト同一戸籍内ニ在リタル者ノ總テノ者ガ同法第五條ニ規定スル會社ノ株式其ノ他ノ出

資ニ付所有スル額面ノ合計額ガ其ノ資本金額ノ一割ヲ超ユルトキハ其ノ一割ヲ超ユル部分ニ付

之ヲ準用ス。

第十一條 整理委員會持株會社又ハ指定者ヨリ證券其ノ他ノ財產ヲ接受ケタルトキハ譲渡人ニ對

シ譲受財產ノ受領證書ヲ交付スルコトヲ要ス。

整運委員會ノ爲ス譲受財產ノ對價ノ辨済ハ受領證書ト引換ニ之ヲ爲スニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ。

第一條ノ二 第十條第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ整理委員會ガ譲渡スベキコトヲ指示シタル證券其ノ他ノ財產ノ上ニ存スル擔保權ハ當該指示ニ從ヒ當該財產ノ譲渡アリタル時ニ消滅ス。

此ノ場合ニ於テハ當該擔保權者ハ命令ヲ定ムル所ニ依リ當該財產ノ受領證書及當該財產ノ對價ノ辨済トシテ交付セラルル國債並ニ當該財產ヨリ生ズル收益ノ上ニ其ノ權利ヲ行フコトヲ得。

第十二條 受領證書ハ整理委員會ノ承認ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ譲渡シ又ハ債務ノ擔保ニ供スルコトヲ得ズ。

受領證書ノ所有者ガ前項ノ承認ヲ受ケテ之ヲ譲渡シ又ハ債務ノ擔保ニ供シタルトキハ整理委員會ニ對シ譲渡セラレタル證券其ノ他ノ對價ノ請求權ニ付當該處分ヲ爲シタルモノト看做ス。

第一項ノ規定ニ違反シテ爲サレタル行爲ハ之ヲ無效トス。

第十三條 整理委員會ノ譲受財產ノ對價ハ當該證券其ノ他ノ財產ノ處分結合後其ノ處分價格ヲ基準トシ之ヲ超エザル限度ニ於テ整理委員會内閣總理大臣ノ認可ヲ受ケテ之ヲ定ム。

前項ニ規定スル限度ヲ超エテ爲サレタル對價ノ決定ハ之ヲ無效トス。

第十四條 譲受財産ヨリ生ズル収益ハ命令ノ定ムル所ニ依リ整理委員會ヨリ當該財産ノ譲渡人ニ之ヲ無償ニテ譲渡スルモノトス

前項ノ規定ニ依リ持株會社ガ譲受ケタル収益ハ命令ノ定ムル所ニ依リ株主又ハ社員ニ對シ之ヲ分配スルコトヲ得

第十五條 譲受財產ノ對價ノ辨済ハ命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外譲受財產ノ處分後後臺運委員會受領證書ノ所有者ニ對シ登録國債ヲ交付シテ之ヲ爲ス

前項ノ國債ハ交付ノ日ヨリ十年以上ノ償還期限ヲ有スルコトヲ要ス

第一項ノ國債ノ交付價格ハ命令ノ定ムル所ニ依ル

第十五條ノ二 持株會社ガ株主又ハ社員ニ對シ第十四條第二項ノ規定ニ依リ收益ヲ分配スル場合及殘餘財產ヲ分配スル場合ニ於テハ命令ヲ以テ定ムル株主又ハ社員ニ對シテハ命令ノ定ムル所ニ依リ整理委員會ヨリ交付ヲ受ケタル登録國債ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ要ス

第十六條 前二條ノ規定ニ依リ登録國債ノ交付ヲ受ケタル者及其ノ一般承繼人其ノ他整理委員會ノ指定スル者ハ整理委員會ノ承認ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ譲渡シ又ハ債務ノ擔保ニ供スルコトヲ得ズ

前項ノ規定ニ違反シテ爲サレタル行爲ハ之ヲ無効トス

第一項ニ規定スル者國債ノ登録除却ヲ請求セントスルトキハ整理委員會ノ承認ヲ受クベシ

第十七條 整理委員會ハ其ノ譲受ケタル證券ニ付有スル議決權ヲ適正ナル企業經理ノ確保企業ノ管理及運營方式ノ變更並ニ第一條第一項ニ掲タル目的ヲ實現スル様之ヲ行使スルコトヲ要ス委任ヲ受ケタル議決權ノ行使ニ付亦同ジ

第十八條 整理委員會ハ持株會社ニ對シ其ノ解散ニ至ル迄ノ常務ノ執行又ハ清算ノ遂行ニ關シ監督上必要ナル指示ヲ爲スコトヲ得

第十九條 整理委員會ハ持株會社ニ對シ業務及財產ノ狀況ニ關シ報告ヲ爲サシメ又ハ委員ヲシテ帳簿晉賛其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

第十九條ノ二 指定者ガ其ノ所有スル動産、不動産、有價證券其ノ財產ニ付賣却、贈與其ノ他福利ノ移轉ヲ生ズベキ行爲ヲ爲サントスルコトヲハ命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外整理委員會ノ承認ヲ受クベシ

第十九條ノ三 指定者ハ會社ノ役員ト爲ルコトヲ得ズ但シ已ムヲ得ザル事由ニ因リ整理委員會ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限りニ在ラズ

第十九條ノ四 第一條第一項ノ規定ニ依ル個人ノ指定アリタルトキハ指定者ハ其ノ際現ニ在職スヘル會社ノ役員ノ地位ヲ退滑ナク解スルコトヲ要ス但シ已ムヲ得ザル事由ニ因リ整理委員會ノ承

認ヲ受ケタルトキハ此ノ限リニ在ラズ

第十九條ノ五 整理委員會必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ第十條第一項若ハ第二項ノ規定ニ依ル指示ヲ取消シ又ハ此等ノ指示ニ因ル財産ノ譲渡契約ヲ解除スルコトヲ得

第二十條 整理委員會ノ事業年度ハ四月ヨリ翌年三月迄トス

第二十一條 整理委員會ハ持株會社及ビ指定者ヨリ手數料ヲ徵收スルコトヲ得（昭和二十四年法律第七十八號附則第三項ニヨリ本項改正）

前項ノ手數料ハ譲受財產ヨリ生ジタル収益及ビ當該財產ノ處分代金ヨリ控除シテ之ヲ徵收ス（昭和二十四年法律第七十八號附則第三項ニヨリ本項改正）

整理委員會ハ持株會社及指定者以外ノ者ガ其ノ所有スル株式又ハ社員ノ持分ニ付有スル讓決權ノ行使ヲ委任シタル場合ニ於テハ其ノ者ヨリ手數料ヲ徵收スルコトヲ得

整理委員會ハ第一項及前項ニ規定スル手數料ノ徵收ニ關スル規則ヲ定メ之ヲ公示スベシ

第二十二條 第九條第一項ニ掲タル業務ヲ行フ爲必要ナル整理委員會ノ經費ハ前條第一項又ハ第三項ノ規定ニ依リ整理委員會ノ徵收スル手數料及附屬雜收入並ニ毎會計年度豫算ノ定ムル所ニ依リ國庫ヨリ整理委員會ニ交付セラルル金額ヲ以テ之ヲ支辨ス

第二十三條 削除（昭和二十四年法律第七十八號附則第三項ニヨリ）

第二十四條 内閣總理大臣ハ何時ニテモ整理委員會ナシテ業務ノ狀況ヲ報告セシムルコトヲ得

第二十五條 内閣總理大臣ハ委員、委員長又ハ常務委員ノ行爲ガ法令又ハ定款ニ違反シタルトキ、公益ヲ害シタルトキ其ノ他整理委員會ノ業務ノ運營上不適當ナリト認ムルトキハ委員、委員長又ハ常務委員ヲ免ズルコトヲ得

第二十六條 整理委員會ハ目的ノ達成ニ因リテ解散ス

整理委員會ノ解散ノ場合ニ於ケル必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十七條 民法第四十四條、第五十條及第五十七條並ニ非證事件手續法第三十五條第一項ノ規定ハ整理委員會ニ之ヲ準用ス

第二十八條 整理委員會ニハ所得稅、法人稅、地方稅法（昭和二十三年法律第一百十號）ニ依ル事業稅及有價證券移轉稅ヲ課セズ

第二十九條 整理委員會ノ譲受財產ニ付生ズル所得ニ關シテハ當該財產ノ譲渡人ガ當該財產ヲ有スルモノト看做シ所得稅及配當利子特別稅ヲ賦課ス

前項ノ場合ニ於テ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

命令ヲ以テ定ムル持株會社ハ解散シタル後ト雖モ整理委員會ニ於テ譲受財產ノ處分ヲ結了スルニ至ル迄ハ所得稅法、法人稅法、臨時利得稅法及地方稅法ニ依リ事業稅ヲ課スル場合ニ於ケ

ル同法ノ適用ニ關シテハ解散セザルモノト看做ス

前項ニ規定スル持株會社ガ同項ノ期間中ニ於テ爲シタル殘余財産ノ分配ハ所得稅法、法人稅法及地方稅法ニ依リ事業稅ヲ課スル場合ニ於ケル同法ノ適用ニ關シテハ命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外之ヲ法人ノ利益ノ配當ト看做ス

第三十條（削除）

第三十一條 持株會社ガ第十八條ノ規定ニ依ル指示ニ違反シタルトキ又ハ第十九條ノ規定ニ依ル報告ヲ爲サズ若ハ虛偽ノ報告ヲ爲シ若ハ委員ノ検査ヲ拒ミ、妨げ若ハ忌避シタルトキハ整理委員會ハ持株會社ノ取締役、清算人其ノ他此等ニ準ズル者ヲ解任スルコトヲ得

第三十二條 第十條第一項乃至第三項ノ規定ニ依ル指示ノ違反アリタル場合ニ於テハ行爲者タル當該持株會社ノ取締役若ハ之ニ準ズル者又ハ當該指定者ヲ三年以下ノ懲役又ハ五萬圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十三條 持株會社ガ第十九條ノ規定ニ依ル報告ヲ爲サズ又ハ虛偽ノ報告ヲ爲シタルトキハ行爲者タル取締役、清算人又ハ此等ニ準ズル者ヲ三年以下ノ懲役又ハ五萬圓以下ノ罰金ニ處ス同條ノ規定ニ依ル委員ノ検査ヲ拒ミ、妨げ又ハ忌避シタル者亦同ジ

第三十四條 第十八條ノ規定ニ依ル指示ノ違反アリタル場合ニ於テハ行爲者タル當該持株會社ノ取

締役、清算人又ハ此等ニ準ズル者ヲ一年以下ノ懲役又ハ一萬圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十四條ノ二 第十九條ノ二乃至第十九條ノ四ノ規定ニ違反シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十五條 整理委員會ガ第二十四條ノ規定ニ依ル報告ヲ爲サズ又ハ虛偽ノ報告ヲ爲シタルトキハ行爲者タル委員長又ハ常務委員ヲ一年以下ノ懲役又ハ一萬圓以下ノ罰金ニ處ス（昭和二十四年法律第七十八號附則第三項ニヨリ改正）

第三十六條 前五條ノ罪ヲ犯シタル者ニハ情狀ニ因リ懲役及罰金ヲ併科スルコトヲ得

第三十六條ノ二 委員、委員長、常務委員若ハ整理委員會ノ職ニ在ル者又ハ此等ノ職ニ在リタル者其ノ職務ニ關シ知得シタル法人、團體又ハ人ノ秘密ヲ洩シ又ハ利用シタルトキハ一年以上ノ懲役又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十七條 本令若ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ違反シ登記ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ不正ノ登記ヲ爲シタルトキハ整理委員會ノ委員長又ハ常務委員ヲ千圓以下ノ過料ニ處ス（昭和二十四年法律第七十八號附則第三項ニヨリ改正）

第三十八條 本令ニ依リ内閣總理大臣ノ權限ニ屬スル事項ニ關スル事務ハ内閣官房ニ於テ之ヲ掌

附 則 (昭和二十一年四月二十日)。

第三十九條 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第四十條 内閣總理大臣ハ設立委員ヲ命ジ整理委員會ノ設立ニ關スル事務ヲ處理セシム

第四十一條 設立委員ハ定款ヲ作成シ内閣總理大臣ノ認可ヲ受クベシ

第四十二條 前條ノ認可アリタルトキハ設立委員ハ遲滯ナク其ノ事務ヲ整理委員會ニ引渡スベシ

委員長前項ノ事務ノ引渡ヲ受ケタルトキハ主タル事務所ノ所在地ニ於テ設立ノ登記ヲ爲スベシ

整理委員會ハ前項ノ登記ヲ爲スニ因リテ成立ス

第四十三條 第一條第一項ノ規定ニ依ル會社又ハ個人ノ指定ハ整理委員會ノ成立後一年六ヶ月以内ニ整理委員會ノ意見ニ基キ内閣總理大臣之ヲ爲スモノトス

第四十四條 登録稅法中左ノ通り改正ス

第十九條第七號中「又ハ鹽業組合中央會」ヲ「鹽業組合中央會又ハ持株會社整理委員會」ニ

「又ハ鹽專賣法」ヲ「鹽專賣法又ハ持株會社整理委員會令」ニ改ム

附 則 (昭和二十一年十二月十八日法律第二百四號)

この法律は公布の日から、これを施行する。

この法律施行の際現に在任する持株會社整理委員會の委員又は常務委員で、その任期が昭和二十一年十二月三十一日前に満了するものについては、持株會社整理委員會令第五條第三項及び第六條第三項の規定にかかわらず、同日までその任期を伸長する。

持株會社整理委員會は、昭和二十一年四月一日から同年九月三十日までの間に於ける持株會社整理委員會經費收支計算書並びに譲受財產に關する財產目錄及び收支計算書を作成して、この法律施行の日から三箇月以内、これを内閣總理大臣に提出しなければならない。

持株會社整理委員會は、前項の書類並びに從前の持株會社整理委員會令第二十一條の規定による昭和二十一年事業年度の持株會社整理委員會經費收支計算書並びに譲受財產に關する財產目錄及び收支計算書を前項の期限内に會計検査院に提出してその検査を受けなければならない。

改正後の持株會社整理委員會令第二十三條第三項、第五項及び第六項並びに第三十七條の規定は前項の場合に、これを準用する。

持株會社整理委員會が第三項又は第四項の規定に違反し當該書類を提出せず又は虚偽の記載を行なった書類を提出したときは、行為者たる持株會社整理委員會の委員長又は常務委員を一年以下の懲役又は一萬圓以下の罰金に處する。

前項の罪を犯した者には、情狀により、懲役及び罰金を併科することができる。

從前の持株會社整理委員會令第三十條の規定に、同條の規定に基き既に發せられて いる命令

に對する關係においては、この法律施行後においても、なおその効力を有する。

從前の持株會社整理委員會令第三十五條の規定は、この法律施行前同様に規定する罪を犯した者への處罰については、なおその効力を有する。

昭和二十一年勅令第五百六十七號（會社の證券保有制限等に關する勅令）の一一部を次のように改正する。

第九條第一項中「當つては、」の下に「命令で定める會社の發行に係る株式については、」を加える。

附 則（昭和二十四年五月十九日法律第七十八號）

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 附則第三項の規定は、前項の規定にかかわらず、第一條に規定する政令で定める日から施行する。但し、持株會社整理委員會令（昭和二十一年勅令第二百三十三號）第二十三條の改正規定は、昭和二十四事業年度から適用する。
- 4 附則第三項の規定施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお從前の例による。

閣 令 大蔵省令第一號 司法省令

制定 昭和二十一年 八月 八日
改正 昭和二十二年 六月 九日（總・大・司令第一號）
同 同 年 十二月 十八日（同・令第二號）
昭和二十四年 五月三十一日（總・大・法令第一號）
同 同 年 十二月 六日（總・法・大令第一號）

持株會社整理委員會令施行規則

第一條 持株會社整理委員會（以下整理委員會ト稱ス）ノ設立ノ登記ハ、委員長ガ設立委員ヨリ設立ニ關スル事務ノ引渡ヲ受ケタル日ヨリ一週間以内ニ主タル事務所ノ所在地ニ於テ之ヲ爲スコトヲ要ス。

設立ノ登記ニハ左ノ事項ヲ掲グルコトヲ要ス。

一目 的
二名 称
三事 所

四 委員長、常務委員及監査委員ノ氏名及住所

五 常務委員ガ整理委員會ヲ代表スベキコトヲ定メタルトキハ其ノ規定

六 公告ノ方法

整理委員會ハ設立ノ登記ヲ爲シタル後一週間以内ニ從タル事務所ノ所在地ニ於テ前項ニ掲タル事項ヲ登記スルコトヲ要ス。

第二條 整理委員會ノ成立後從タル事務所ヲ設ケタルトキハ主タル事務所ノ所在地ニ於テハ二週間以内ニ從タル事務所ヲ設ケタルコトヲ登記シ其ノ從タル事務所ノ所在地ニ於テハ三週間以内ニ前條第二項ニ掲タル事項ヲ登記シ他ノ從タル事務所ノ所在地ニ於テハ同期間内ニ其ノ從タル事務所ヲ設ケタルコトヲ登記スルコトヲ要ス。

主タル事務所又ハ從タル事務所ノ所在地ヲ管轄スル登記所ノ管轄區域内ニ於テ新ニ從タル事務所ヲ設ケタルトキハ其ノ從タル事務所ヲ設ケタルコトヲ登記スルヲ以テ足ル。

第三條 整理委員會ガ主タル事務所ヲ移轉シタルトキハ舊所在地ニ於テハ二週間以内ニ移轉ノ登記ヲ爲シ新所在地ニ於テハ三週間以内ニ第一條第二項ニ掲タル事項ヲ登記シ從タル事務所ヲ移轉シタルトキハ舊所在地ニ於テハ四週間以内ニ第一條第二項ニ掲タル事項ヲ登記スルコトヲ要ス。

但シ同一ノ登記所ノ管轄區域内ニ於テ主タル事務所又ハ從タル事務所ヲ移轉シタルトキハ其ノ移轉ノ登記ヲ爲スナ以テ足ル。

第四條 第一條第二項ニ掲タル事項中ニ變更ヲ生ジタルトキハ主タル事務所ノ所在地ニ於テハ二週間、從タル事務所ノ所在地ニ於テハ三週間以内ニ變更ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス。

第五條 持株會社整理委員會令（以下令ト稱ス）第七條ノ代理人ヲ選任シタルトキハ二週間に以内ニ之ヲ置キタル事務所ノ所在地ニ於テ代理人ノ氏名及住所ヲ登記スルコトヲ要ス登記シタル事項ノ變更及代理人ノ代理權ノ消滅ニ付亦同ジ。

第六條 登記シタル事項ハ登記所ニ於テ週滯ナク之ヲ公告スルコトヲ要ス。

第七條 整理委員會ノ登記ニ付テハ其ノ事務所所在地ノ法務局若ハ地方法務局又ハ其ノ支局ガ管轄登記所トシテ之ヲ掌ル各登記所ニ持株會社整理委員會登記簿ヲ備フ。

第八條 本令ニ依ル登記ハ委員長ノ申請ニ因リテ之ヲ爲ス。

第九條 設立ノ登記ノ申請書ニハ定款並ニ委員長、常務委員及監査委員ノ資格ヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス。

第十條 令第七條ノ代理人ノ選任ノ登記ノ申請書ニハ代理人ノ選任ヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス。

第十一條　事務所ノ新設又ハ事務所ノ移轉其ノ他第一條第二項ニ掲タル事項ノ變更ノ登記ノ申請書ニハ事務所ノ新設又ハ登記事項ノ變更ヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

第十二條　前條ノ規定ハ第五條ノ規定ニ依リ登記シタル事項ノ變更及令第七條ノ代理人ノ代理權ノ消滅ノ登記ニ之ヲ準用ス

第十三條　非訟事件手續法第百三十九條ノ二、第百四十二条乃至第百四十九條、第百五十條ノ三乃至第百五十一條ノ六及第百五十四條乃至第五十七條ノ規定ハ本令ニ依ル登記ニ之ヲ準用ス

第十三條ノ二　整理委員會ハ令第十條第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ指示ヲ爲シタ場合ニ於テハ遲滯ナク擔保權者ガ令第十一條ノ二後段ノ規定ニ依リ其ノ權利ヲ行ハントスルトキハ一定ノ期間内ニ擔保權ノ申出ヲ爲スベキ旨ヲ公告スルコトヲ要ス但シ其ノ期間ハ二ヶ月ヲ下ルコトヲ得ズ

整理委員會ハ知レタル擔保權者ニ對シテハ各別ニ前項ノ申出ノ催告ヲ爲スコトヲ要ス

第一項ノ公告及前項ノ催告ニハ擔保權者ガ期間内ニ申出ヲ爲サザルトキハ令第十一條ノ二

後段ノ規定ニ依リ其ノ權利ヲ行フコトヲ得ザルベキ旨ヲ附記スルコトヲ要ス

第十三條ノ三　前條第一項ノ申出ハ整理委員會ニ對シ同項ノ期間内ニ左ノ各號ニ掲タル事項

ヲ記載シタル擔保權申出書ヲ發スルコトニ依リ之ヲ爲ス

一　當該擔保者ノ氏名又ハ商號及住所

二　債權額及其ノ辨濟期、利息ニ關スル定めノ他ノ條件

三　擔保權ノ內容及順位並ニ擔保權ノ存ズル財產ノ明細

前項ノ規定ニ依ル申出ヲ爲サザル擔保權者ハ令第十一條ノ二後段ノ規定ニ依ル其ノ權利ヲ行フコトヲ得ズ

第十三條ノ四　整理委員會方前條第一項ニ規定スル申出書ヲ受領シタル場合ニ於テハ當該財產ノ受領證書ニ同項第一號及第二號ニ掲タル事項並ニ當該擔保權ノ順位ヲ記載スルコトヲ要ス

第十四條　持株會社又ハ指定者ガ資金ヲ有セザル場合ニ於テ整週委員會ガ持株會社ノ整週ノ遂行等ノ爲必要ト認ムルトキハ整週委員會ハ持株會社ノ機能ヲ維持シ若ハ持株會社ノ決定整備計畫一企業再建整備法第十八條ニ規定スル決定整備計畫ヲ謂フ以下同ジ)ヲ實行シ又ハ指定者ノ生計ヲ維持スル爲必製ナル資金ヲ當該持株會社又ハ指定者ヨリ譲受ケタル財產(以下譲受財產ト稱ス)ニ付生ジタル收益及當該財產ノ處分代金ノ中ヨリ持株會社又ハ指定者ニ交付スルコトヲ得

持株會社又ハ指定者ガ其ノ所有スル財産ヲ併全シ債務ヲ辨済シ又ハ公租若ハ公認ヲ納付スル
ル爲必要ナル資金又ハ持株會社ガ令第十條第一項ノ規定ニ依ル整理委員會ノ指示ニ從ヒ財
產ノ譲渡ヲ爲シタル後尙繼續スル事業アル場合ニ於テ其ノ事業ノ經營ノ爲必要ナル資金ニ
シテ整理委員會ノ必要ト認ムルモノニ付亦前項ニ同ジ

前二項ノ規定ニ依リ整理委員會ガ譲受財產ノ處分代金ノ中ヨリ持株會社又ハ指定者ニ資金
ヲ交付シタルトキハ譲受財產ノ對價ノ内當該資金ノ額ニ相當スル金額ノ辨済アリタルモノ
ト看做ス此ノ場合ニ於テハ整理委員會ハ當該持株會社又ハ指定者ノ所有スル受領證書ニ其
旨明ニスベシ

第十五條 整理委員會ハ持株會社又ハ指定者ノ爲譲受財產ニ付キ生ジタル収益及當該財產ノ
處分代金ヲ以テ其ノ會社又ハ指定者ノ債務ノ辨済ヲ爲スコトヲ得

第十三條ノ三ノ規定ニ依リ擔保權ノ申出アリタルトキハ整理委員會ハ當該擔保權ノ存ジタ
ル譲受財產ノ収益及處分代金ヨリ整理委員會ノ定ムル當該財產ノ管理及處分ノ費用ヲ控除
シ其ノ殘額ヲ以テ當該擔保權ノ順位ニ從ヒ當該擔保權ヨリ擔保セラレタル債務ノ辨済ヲ
爲スコトヲ要ス

商法第一百二十五條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

前項ノ規定ニ依リ準用スル商法第一百二十五條第四項ノ規定ニ依ル鑑定人ノ選任ハ持株會社

ノ本店ノ所在地又ハ指定者ノ住所地ノ地方裁判所ノ管轄トス

第十六條 令第十四條ノ規定ニ依リ各持株會社又ハ指定者ニ譲渡スベキ収益ハ譲受財產ヨリ
生ジタル収益ヨリ左ニ掲タルモノヲ控除シタル金額トス

一 合第二十一條第一項ノ規定ニ依リ整理委員會ガ譲受財產ヨリ生ジタル収益ヨリ手數料
トシテ控除シテ徵收スベキ金額

二 持株會社又ハ指定者ノ債務ニ付整理委員會ガ前條ノ規定ニ依り収益ヲ以テ持株會社又
ハ指定者ノ爲辨済シタル金額

三 整理委員會ガ第十四條第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ収益ノ中ヨリ持株會社又ハ指定
者ニ交付シタル金額

前項ノ規定ニ依リ各持株會社又ハ指定者ニ譲渡スベキ金額ハ毎年九月末又三月末ニ於テ各
持株會社又ハ指定者別ニ之ヲ確定シ當該持株會社又ハ指定者ニ之ヲ交付スルモノトス

第十七條 前條ノ規定ニ依リ持株會社ガ譲受ケタル収益ハ毎年九月末又三月末ニ於テ株主又
ハ社員ニ對シ定期ニ依リテ納込ミタル株金額又ハ出資ノ價額ノ割合ニ應ジ之ヲ分配スルコ
トヲ得

前項ノ場合ニ於テ株主又ハ社員中指定者（其ノ配偶者及三親等内ノ親族ニシテ生計ヲ一二
スル者ヲ含ム）又ハ整理委員會ノ指定スル者ニ就シテハ持株會社ハ分配スル金額ノ交付ニ

代へ之ニ相當スル賃給ノ登録國債ヲ交付スルコトヲ要ス但シ整頓委員會ノ指定スル額ニ滿タザル金額ニ付アハ此ノ限ニ在ラズ

整頓委員會ハ持株會社ガ前項ノ規定ニ依リ株主又ハ社員ニ交付スベキ登録國債ヲ持株會社ニ交付スルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ整頓委員會ハ持株會社ニ付シ當該登録國債ノ價格ニ相當スル額ノ収益ヲ交付シタルモノト看取ス

第二項ノ規定ハ整頓委員會前條ノ規定ニ依リ指定者ニ交付價格ハ整頓委員會ガ當該登録國債ヲ受取シタルキノ取得價額前三項ニ規定スル登録國債ノ價格ハ整頓委員會ガ當該登録國債ヲ受取シタルキノ取得價額ニ依ル

第十八條 整頓委員會ヨリ登録國債ノ交付ヲ受ケタル持株會社ノ株主又ハ社員中前條第二項ニ規定スル者ニ付スル殘餘財産ノ分配ハ登録國債ヲ以テ交付ヲ受ケタル金額ニ相當スル殘餘財產ニ付アハ當該持株會社ガ交付ヲ受ケタル時ノ交付價格ニヨリ當該登録國債ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ要ス但シ整頓委員會ノ指定スル額ニ滿タザル金額ニ付アハ此ノ限ニ在ラズ

第十九條 令第十六條ノ規定ハ第十七條第五回ノ規定ニ依リ登録國債ノ交付ヲ受ケタル者ニ之ヲ準用ス

第二十條 整頓委員會ハ左ノ各號ニ掲タル金額ニ付テハ登録國債ノ交付ニ依ラズシテ譲受財產ノ對價ノ辨済ヲ爲スコトヲ得

一 持株會社ガ令第十條第一項ノ規定ニ依ル整頓委員會ノ指示ニ從ヒ財產ノ譲渡ヲ爲シダ

ル後尙繼續スル事業アル場合ニ於テ其ノ事業ノ經營ノ爲必要ナル金額

二 第十八條但書ノ規定ニ依リ持株會社ガ第十七條第二項ニ規定スル株主又ハ社員ニ對シ登

錄國債ノ交付ニ依ラズシテ殘余財產ノ分配ヲ爲スニ付必要ナル金額

三 持株會社ガ株主又ハ社員中第十七條第二項ニ規定スル者以外ノ者ニ對シ殘余財產ノ分配ヲ爲スニ付必要ナル金額

四 指定者ニ對スル譲受財產ノ對價ノ辨済ニ付整理委員會ノ指定スル額ニ滿タザル金額

第二十一條 削除
第二十二條 令第十五條第三項ノ登録國債ノ交付價格ハ整理委員會ガ當該登録國債ヲ取得シタルキノ取得價額ニ依ル

第二十二條ノ二 指定者ハ左ノ各號ニ掲タル場合ニ於テハ令第十九條ノ二ノ規定ニ依ル整理委員會ノ承認ヲ受クルコトヲ要セズ

一 公租又ハ公課ノ納付ヲ爲ス場合

二 相續稅、財產稅又ハ戰時補償特別稅ノ延納ノ爲擔保ヲ提供スル場合

三 自作農創設特別措置法第三條、第十五條、第三十條、第三十三條第二項、第三十六條若

ハ第三十七條ノ規定ニ依リ不動產其ノ他ニ關スル權利ヲ政府ニ譲渡シ又ハ同法第二十三條

ノ規定ニ依リ農地ヲ交換スル場合

前項ノ場合ニ於テハ當該財產ノ明細、其ノ價額及事由ヲ遲滯ナク整理委員會ニ通知スベシ

第二十二條ノ三 整理委員會ハ左ノ各號ニ掲タル場合ニ於テハ令第十條第一項若ハ第二項ノ規定ニ依ル指示ヲ取消シ又ハ此等ノ指示ニ因ル財產ノ譲渡契約ヲ解除スルコトヲ得

一 當該指示ノアリタル財產ニ付國稅徵收法第十條ノ規定ニ依ル差押アリタル場合

二 持株會社ガ當該指示ノアリタル財產ヲ戰時補償特別稅ノ納付ニ充テ若ハ延納、擔保ニ供シ又ハ自作農創設特別措置法第三條、第十五條、第三十條、第三十三條第二項、第三十六條若ハ第三十七條ノ規定ニ依リ不動產其ノ他ニ關スル權利ヲ政府ニ譲渡シ若ハ第二十三條ノ規定ニ依リ農地ヲ交換セントスル場合

三 指定者ガ當該指示ノアリタル財產ヲ以テ前條第一項第一號乃至第三號ニ掲タル行爲ヲ爲サントスル場合

前項各號ニ該當スル場合ニ於テハ持株會社又ハ指定者ハ遲滯ナク當該財產ノ明細其ノ價額及事由ヲ整理委員會ニ申出ゾベシ

第二十二條ノ四 令第二十九條ノ規定ニ依リ整理委員會ノ譲受財產ニ付生ズル所得ニ付取得稅チ賦課スル場合ニ於テハ當該所得金額ヨリ第十五條第二項ノ規定ニ依リ整理委員會ノ定ムル

當該財產ノ管理費用及第十六條第一項第一號ニ掲タル金額ノ合計額ヲ控除シタル金額ニ對シ之ヲ賦課ス但シ所得稅法第三十七條又ハ第四十一條ノ規定ニ依リ徵收スベシ所得稅ニ付テバ此ノ限ニ在ラズ

整理委員會ハ毎年四月一日迄ニ前項ノ譲受財產ニ付生ズル所得金額及前項ノ規定ニ依リ當該所得金額ヨリ控除スベキ金額ヲ各指定者ニ通知スベシ

前項ニ規定スル通知ノ期限ハ其ノ年四月一日以後ニ於テ令第四十三條ノ規定ニ依リ指定セラレタル者ニ付テハ其ノ指定ガ其ノ年四月一日以後六月三十日迄ニ爲サレタルトキハ其ノ年七月一日迄トシ其ノ指定ガ其ノ年七月一日以後九月三十日迄ニ爲サレタルトキハ其ノ年十月一日迄トス

第二十二條ノ五 令第二十九條第三項ニ規定スル持株會社ハ左ニ掲タル會社トス

- 一 株式會社三井本社
- 二 株式會社三菱本社
- 三 株式會社住友本社
- 四 合名會社安田保善社
- 五 富士産業株式會社

第二十三條 前條ニ掲タル持株會社ガ其ノ小株主（當該會社ノ株金總額又ハ出資總額ノ百分
ノ一以下ノ株式又ハ社員ノ持分ヲ有スル者ヲ謂フ）ニ對シ令第二十九條第三項ノ期滿中ニ
爲シタル殘余財產ノ分配ハ所得稅法、法人稅法及營業稅法ノ適用ニ關シテハ之ヲ法人ノ利
益ノ配當ト看做サズ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則（昭和二十二年總理廳令、大藏省令、司法省令第一號）

この命令は公布の日から、これを施行する。
昭和二十二年に限り第二十二條の四第二項中「四月三日」とあるのは「六月十五日」、同條
第三項中「四月一日」とあるのは「六月十五日」、「六月三十日」とあるのは「七月三十一
日」、「七月一日」とあるのは「八月一日」と讀み替えるものとする。

附 則（昭和二十二年總理廳令、大藏省令、司法省令第二號）

この命令は、公布の日から、これを施行する。

この命令施行の日前に要した持株會社整理委員會の經費の支辨については、なお從前の一例に
よる。

連合軍總司令部經濟科學局公正取引實施部

○九一（四九一、一七）E.S.S / P.T.P

昭和二十四年十一月十七日

覺書宛先 持株會社整理委員會委員長
件名 連合國人の利益保護のため留保された株式に關する件

一、持株會社整理委員會は、先に連合國人の賠償請求權保全のため留保された全株式につき、連合
國財產である株式の回復に關する政令（昭和二十四年政令第三百十號）の規定に従つてその留
保を解除すべきである。

二、右の株式について取られた各措置については、當部に報告すべきである。

公正取引實施部

部長事務取扱 R・M・ギリース

GENERAL HEADQUARTERS
SUPPLY COMMISSION FOR THE ALLIED POWERS
Economic and Scientific Section
Fair Trade Practices Division

GENERAL MANUFACTURERS
SUBDIVISION OF THE FAIR TRADE COMMISSION
Economic and Scientific Section
Fair Trade Practices Division

091.1(17 Nov 49) MSG/FTP

17 November 1949

MEMORANDUM FOR: Chairman, Holding Company Liquidation Commission
SUBJECT: Shares withheld to Protect United Nations
Nations' Interests

1. The Holding Company Liquidation Commission will release all shares previously reserved to satisfy United Nations nations' demands for restitution, subject to the provisions of the Ministry of Finance Cabinet Order concerning restoration of United Nations shares (Cabinet Order No. 31C of 1949).
2. A report of the actions taken in each case where shares are released will be furnished to Fair Trade Practices Division.

FCCP, M. OHLER, ECONOMIC AND SCIENTIFIC SECTION:

R. M. GRILLAGE
Acting Chief,
Fair Trade Practices Division (MSG/MG)

原 本 不 明 瞭

裏 面 白 紙

檢第三八七號

昭和廿四年十一月廿二日

會計検査院長

佐 藤

基

持株會社整理委員會委員長 野田 岩次郎 殿

会計検査院は、持株會社整理委員會の規定により、持株會社整理委員會の昭和二十三事業年度後期の会計の検査を終えたところ、これに對し通知すべき意見はない。

資料第十三明細
讓受株式銘柄別明細表
讓受有價証券処分明細表

一、譲受株式銘柄別明細表 (十月一日～十二月三十一日)

年月日	銘柄	株拂込額	數量	拂込金額	持株會社別
一四二八	三菱重工業	新 五〇〇	九一〇	四六〇〇〇〇	若狭興業
一七	三菱地所	新 一〇〇	(一) 一〇〇〇〇	一三〇〇〇〇〇	三菱本社
一九	帝國燃料興業	新 一〇〇	(一) 〇〇〇	一九〇〇〇〇	北炭
一九	三菱銀行	新 〇	(一) 〇〇〇	〇	内外通商
"	帝國銀行	二二新 〇	(一) 〇〇〇	〇	東洋紡
一五	東滿洲産業	新 一〇〇	(一) 〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇	大日本紡
"	三菱重工業	新 一〇〇	(一) 〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇	古河電工
一七	三菱地所	新 一〇〇	(一) 〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇	岩崎 孝
"	"	新 一〇〇	(一) 〇〇〇	一五〇〇〇〇〇	忠雄
"	"	新 一〇〇	(一) 〇〇〇	三七〇〇〇〇〇	" 彦彌太
一九二八	大阪ダイヤモンド工業	新 〇〇〇	一〇七〇〇	八八〇〇〇〇〇	住友電工
"	帝國燃料工業	新 〇〇〇	八〇〇	三九五四五〇〇	住友本社
"	日本化工材工業	新 〇〇〇	五八一〇	一〇八〇〇〇〇〇〇	

一
總
括
表

譲受有價證券處分明細表
〔自十一月一日至十二月三十日〕

(註) 1. 金額は株式及び出資證券については拂込金額、公社債については額面金額

2. (一) 内数字は增资新株式引受権及び買受権

讓受公社債出資證券（十一月一日—十二月三十一日）

卷之三

處分株式銘柄別明細表
(自十一月一日至十二月三十一日)

(自十一月一日至十一月三十一日)

出日	銘柄	数量	拂込額	拂込金額	分價額	處分代金
二四三九	夕張製作所	株	10000000	10000000	10000000	10000000
二九一七	東洋製罐	箱	100000	100000	100000	100000
一七二二	岡本工作機械製作所	箱	100000	100000	100000	100000
一七都	酒造	箱	100000	100000	100000	100000
二日本フルト	"	箱	100000	100000	100000	100000
(一)新	"	箱	100000	100000	100000	100000
(二)新	"	箱	100000	100000	100000	100000
七鹽野化工(新)	箱	100000	100000	100000	100000	100000
九栗林商船	箱	100000	100000	100000	100000	100000
四日產近海機船	箱	100000	100000	100000	100000	100000
九日伯綿花	箱	100000	100000	100000	100000	100000
一九山本汽船	箱	100000	100000	100000	100000	100000
二北海機船	箱	100000	100000	100000	100000	100000

三、處分公社債出資證券銘柄別明細表（十一月一日—十一月三十一日）

四 處分增資新株式引受權明細表〔十一月一日—十二月三十日〕

年月日	銘柄	数量	一株處分價額	處分代金	處分方法
一九一八年五月八日	住友化工(買)	一九五五一四	一〇〇〇	一〇〇〇	引賣入
一九一八年五月八日	京三製作所	一九五五一四	〇〇〇〇	〇〇〇〇	地一七九
一九一八年五月八日	日本精密電機	一九五五一四	〇〇〇〇	〇〇〇〇	地一七九
一九一八年五月八日	聯合紙器	一九五五一四	〇〇〇〇	〇〇〇〇	地一七九
一九一八年五月八日	帝國石油	一九五五一四	〇〇〇〇	〇〇〇〇	地一七九
一九一八年五月八日	東京コンヂット	一九五五一四	〇〇〇〇	〇〇〇〇	地一七九
一九一八年五月八日	日本發送電	一九五五一四	〇〇〇〇	〇〇〇〇	地一七九
一九一八年五月八日	相羽工業	一九五五一四	〇〇〇〇	〇〇〇〇	地一七九
一九一八年五月八日	東京住友製紙所(買)	一九五五一四	〇〇〇〇	〇〇〇〇	地一七九
一九一八年五月八日	不動化學工業	一九五五一四	〇〇〇〇	〇〇〇〇	地一七九
一九一八年五月八日	株名產業	一九五五一四	〇〇〇〇	〇〇〇〇	地一七九
一九一八年五月八日	日本油化工業	一九五五一四	〇〇〇〇	〇〇〇〇	地一七九

一、減價有價證券銘柄別明細表（十一月一日—十二月三十日）

mm
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

資料第十七明細

株式处分計画書承認状況明細表

124

123

1 : 28

總務課
寫

昭和24年11月10日提出

Report of stock Disposal Plans Approved Pursuant to Imperial Ord. No. 567

—Ten-day Report of

勅令第五六七號關係株式(持分)處分計畫書承認に関する報告書

Date

No. 1

昭和24年11月上旬分

I. neda
Executive Commissioner H. C. I. G.
持株會社整理委員會

常務委員 野田岩次郎

證券第一部第四科

Stock-Holders	Stock Issuing Companies	Per share		Number of shares	Total of Paid up amount	Disposal Price		Name of Transferees	Date of Approval	Plans submitted under the Provisions of	Remarks				
		一株當り				處分價額									
		Face Value	Paid-up amount	株數	拂込金額合計	Per share	Total								
いすゞ自動車株式會社	自動車ねぢ工業株式會社	50	50	10,000	500,000	50	500,000	從業員	24.10.21	19	X				
朝日生命保険相互會社	株式會社第一信託銀行	"	"	2,000	100,000	時價		"	"	33	X				
		"	"	2,000	100,000	"		"	"	"	X				
東亞ペイント株式會社	日本塗土工業株式會社	"	"	3,000	150,000	41.67	125,010	"	"	19	X				
日產自動車販賣株式會社	愛知日產自動車株式會社	"	"	1,700	85,000	55	93,500	"	"	"	163				
朝日生命保険相互會社	横河樹脂製作所	"	"	3,500	175,000	50	175,000	"	"	22	X				
玉井商船株式會社	東出鐵業工場株式會社	"	"	520	26,000	69	35,880	"	"	19	161-(2)				
日本セメント株式會社	宮地海運株式會社	"	"	10	500	50	500	"	10.22	22	X				
南洋海運株式會社	日の丸航運株式會社	"	"	34,300	1,715,000		繼續保有	"	"	"	X				
		"	"	25	36,000	900,000		"	"	"	X				
大洋漁業株式會社	大和木材株式會社	"	50	2,000	100,000	30	60,000	一般處分	"	"	159				
宗像產業株式會社	宗像造船株式會社	"	"	1,000	50,000	50	50,000	地方居住者	"	"	158				
東洋棉花株式會社	株式會社東亞鐵工所	"	"	5,000	250,000	"	250,000	從業員	"	23	161-(3)				
東亞港灣工業株式會社	長府船渠株式會社	"	"	70,000	3,500,000	15	1,050,000	一般處分	"	"	159				
株式會社富島組	日本通運株式會社	"	"	502	25,100	時價		地方居住者	"	"	158				
(櫻井勘助)		"	"	30	1,500	"		"	"	"					
(家坂喜)		"	"	10	500	"		"	"	"					
持式會社富島組(岩國貨物自動車株式會社)	岩國貨物自動車株式會社	"	"	392	19,600	55	21,560	從業員	"	22	X				
昭榮製絲株式會社	日本鋼管株式會社	"	"	150	7,500	時價		一般處分	"	"	160				
日興工業株式會社	三慶裕機製造株式會社	"	"	600	30,000	32	19,200	從業員	"	"	163				
特殊輕合金株式會社	東京芝浦電氣株式會社	"	"	111	5,550	時價		地方居住者	"	23	158				
	東京芝浦電氣株式會社	"	"	131	6,550	"		"	"	"					
宗像產業株式會社	三井銅山株式會社	"	"	500	25,000	"		"	"	"					
日本冷蔵株式會社	關西製冰株式會社	"	"	8	400	70	560	"	"	22	"				
(鈴木里司)		"	"	50	2,500	"	3,500	"	"	"					

Notice: Disposal Plans marked off with the number in Remarks have been already submitted together with the Composite Stock Disposal Plans with the number. Disposal Plans marked off with X are attached herewith.

Report of stock Disposal Plans Approved Pursuant to Imperial Ord. No. 567

昭和 24 年 11 月 10 日提出

—Ten-day Report of

勅令第五六七號關係株式(持分)處分計畫書承認に関する報告書

Date

No. 2

昭 和 年 月 日 分

I. noda
Executive Commissioner H. C. I. C.
持株會社整理委員會

常務委員 野田岩次郎

Stock-Holders	Stock Issuing Companies	Per share		Number of shares	Total of Paid up amount	Disposal Price		Name of Transferee	Date of Approval	Plans submitted under the Provisions of	Remarks
		一株當り	Face Value			拂込金額合計	處 分 價 銘			處 分 年月日	處分計畫書提出條文
株式保有者	株式發行會社	株	數			株	數				
日本冷蔵株式會社 (佐藤正夫)	關西製氷株式會社	50	50	50株	2,500	70	3,500	地方居住者	24.10.22	22	158
・(奥田清一)	"	"	50		2,500	"	3,500	"	"	"	"
鎌淵曹達工業株式會社	日本合成化學株式會社	"	"	50,190	2,509,500	時價		一般處分	"	23	160
小野田セメント製造株式會社	日本發送電株式會社	"	12.50	500	6,250	時價	37,625	地方居住者	10.24	"	158
江商株式會社	日南產業株式會社	"	50	1,000	50,000	10.50	10,500	從業員	"	22	×
東洋棉花株式會社	"	"	1,000		50,000	"	10,500	"	"	"	×
竹田產業株式會社	堺井編織株式會社	"	"	2,100	105,000	15	31,500	"	"	19	163
日國工業株式會社	"	"	3,000		150,000	"	45,000	"	"	"	"
日本水產株式會社	合同漁業株式會社	"	"	103,163	5,158,150			繼續保有	"	22	×
南洋海運株式會社	大和航運株式會社	"	"	48,000	2,400,000			"	10.25	"	×
東洋機工株式會社	株式會社横濱製作所	"	"	1,400	70,000			"	10.26	"	×
倉敷レヨン株式會社	三興株式會社	"	25	1,000	25,000	2.50	2,500	從業員	"	"	×
・	壽纖料工業株式會社	"	50	6,000	300,000	"	15,000	一般處分	10.29	23	162
玉井商船株式會社	東出船渠工業株式會社	"	"	5,750	287,500	69	396,750	地方居住者	10.31	19	161
石川島芝浦タービン株式會社	株式會社水潤導物工所	"	"	7,200	360,000	30	216,000	"	"	23	"
神戶生糸株式會社	東洋特許品製作所	20	20	7,500	150,000			繼續保有	"	22	×
光生命保險相互會社	東洋汽船株式會社	50	50	5,415	270,750			"	"	"	×
・	"	25	1,804	45,100				"	"	"	×
宗像座業株式會社	宇部興產株式會社	"	50	750	37,500	時價		地方居住者	"	"	161
東洋棉花株式會社	株式會社東亞鐵工所	"	"	1,000	50,000	50	50,000	"	"	23	161-(3)
神戶工業株式會社	興通照明工業株式會社	"	"	800	40,000	5	4,000	地方、一般	"	22	161 162
11月上旬合計		421,186 件			19,845,450		3,173,460				
11月上旬迄の總計		2898 件			63,023.5 件	7,166,800		4,632,068			
					17,666,986	257,040,645		716,520,695.50			

Notice: Disposal Plans marked off with the number in Remarks have been already submitted together with the Composite Stock Disposal Plans with the number. Disposal Plans marked off with × are attached herewith.

Details of Disposition during these Ten-day 本旬中處分内訳				Details of Disposition since Commencement 本旬迄の處分内訳			
	Number of shares 株 数	Total of Paid up amount 拂込金額	Disposal Price※ 處分價額		Number of shares 株 数	Total of Paid up amount 拂込金額	Disposal Price※ 處分價額
Employees	0	0	0	23,402 口	3711 %	2,594,900	1,997,932
従業員	36,822	1,816,100	1,320,650	4,750,836 株	26.9	205,882,962.50	248,555,240.72
Local Residents	0	0	0	17,582.51	27.9	2,132,000	2,251,277
地方居住者	18,392	900,850	727,560	3,663,397 株	20.7	158,107,172.50	206,702,002.69
Public Sale	0	0	0	4,410 口	7.0	490,500	382,859
一般人	128,390	6,419,500	1,125,250	4,175,247 株	23.6	187,073,312.50	259,590,162.16
Others	0	0	0	17,629 口	28.0	1,949,400	0
其他	237,582	10,709,000	0	5,077,506 株	28.8	205,977,197.50	1,673,289.95

※ Disposal Proceeds of the Stocks which have marketability will be added on receipt of the company's report
・時価處分のものは追つて實際の處分價額の報告あり次第追加する。

總務課印



Report of stock Disposal Plans Approved Pursuant to Imperial Ord. No. 567

昭和 24 年 11 月 20 日提出

—Ten-day Report of

勅令第五六七號關係株式(持分)處分計畫書承認に関する報告書

Date

No. 1

昭和 24 年 11 月中旬

Chairman I. noda
=Executive-Commissioner H. C. L. C.
持株會社整理委員會

常務委員長野田岩次郎

體裁第一部分第四款

Stock-Holders	Stock Issuing Companies	Per share		Number of shares	Total of Paid up amount	Disposal Price		Name of Transferees	Date of Approval 承認年月日	Plans submitted under the Provisions of 處分計畫書提出條文	Remarks
		一株當り	株數			拂込金額合計	Per share 一株當り	Total 合計額			
株式保有者	株式發行會社	Face Value 額面	Paid-up amount 拝込								
昭和電線電機株式會社	日本發送電株式會社	50	50	1,000 株	50,000	時價			一般處分	24.11.1	23 161
日本マライト株式會社		"	"	50	2,500	"			地方居住者	"	"
山本汽船株式會社	大阪機船株式會社	"	25	31,300	782,500	3	93,900		地方・一般	"	"
郡是產礦株式會社	郡是鐵道販賣株式會社	"	50	150	7,500				繼續保有	"	X
東洋高壓工業株式會社	新潟硫酸株式會社	"	"	1,000	50,000	60	60,000	從業員	11.2	"	X
		"	25	250	6,250	35	18,750		"	"	X
日興工業株式會社	三鷹精機製造株式會社	"	50	24,200	1,210,000	32	774,400	地方・一般	11.4	"	162 164
旭加工織株式會社	日本ハードウエア株式會社	"	"	1,000	50,000	35	35,000	從業員	"	"	X
東邦水產株式會社	株式會社 圖書新聞社	"	"	700	35,000	50	35,000	地方居住者	"	"	163
川崎汽船株式會社	新潟臨港開發株式會社	"	"	11,722	586,100	52	609,544	從業員	"	19	168
昭榮製糸株式會社	株式會社 日立製作所	"	"	4,000	200,000	時價			一般處分	"	22 162
北海船舶株式會社	大阪機船株式會社	"	25	2,000	50,000	7	14,000	地方居住者	"	23	163
明治生命保險相互會社	三變化工機株式會社	"	50	4,200	210,000				繼續保有	"	22
昭榮製糸株式會社	不二越鋼材工業株式會社	"	"	4,000	200,000	62	248,000	地方居住者	11.7	"	163
日產自動車販賣株式會社	愛知日產自動車株式會社	"	"	7,100	355,000	55	390,500		"	19	"
倉敷レイヨン株式會社	加茂耐火工業株式會社	"	"	5,600	280,000	35	196,000		"	"	"
東山農事株式會社	鎌淵紡績株式會社	"	"	2,813	140,650	時價			一般處分	"	22 164
		"	"	482	24,100				"	"	X
日本ルノイ工業株式會社	太平木材株式會社	"	"	800	40,000				繼續保有	"	"
東山農事株式會社	富士紡績株式會社	"	"	1,150	57,500	時價			一般處分	"	" 164
竹田産業株式會社	福井織機株式會社	"	"	1,140	57,000	15	17,100	地方居住者	"	19	163
兩毛産業株式會社	有限會社 足利製粉所	100	100	150	15,000	100	15,000		"	22	
扶桑海運株式會社	株式會社國際海運俱樂部	"	"	2	200	85	170		"	"	162-163 164
關口汽船株式會社		"	"	2	200		170		"	"	
玉井商船株式會社		"	"	4	400		340		"	"	

Notice: Disposal Plans marked off with the number in Remarks have been already submitted together with the Composite Stock Disposal Plans with the number. Disposal Plans marked off with X are attached herewith.

Report of stock Disposal Plans Approved Pursuant to Imperial Ord. No. 567

昭和 年 月 日 提 出

—Ten-day Report of

I. noda

Executive Commissioner H. C. L. C.
持株會社整理委員會

J. I. O. A.
會員委員會

勅令第五六七號關係株式(持分)處分計畫書承認に関する報告書

常務委員 野田 岩次郎

頒 大 告

No. 2

昭 和 年 月 日 分

Stock-Holders 株式保有者	Stock Issuing Companies 株式發行會社	Per share 一株當り		Number of shares 株 数	Total of Paid up amount 拂込金額合計	Disposal Price 處分價額		Name of Transferees 處分先	Date of Approval 承認年月日	Plans submitted under the Provisions of 處分計畫提出條文	Remarks 摘要		
		Face Value 額面	Paid-up amount 拂込			Per share 一株當り	Total 合計額						
南洋海運株式會社	株式會社國際海運俱樂部	100	100	2 株	200	85	170	一般處分	24.11.7	22	162-(2) 163, 164		
三菱汽船株式會社	(公同)	"	"	20	2,000	"	1,700	地方居住者	"	"	"		
宗像產業株式會社	日本汽船株式會社	50	50	50	2,500			繼續保有	11.9	"	X		
川崎汽船株式會社	新潟海陸運送株式會社	"	"	1,750	87,500	75	131,250	從業員	11.10	19	/9/		
株式會社富島組	合資會社廣島商船組	100	100	150 口	15,000	100	15,000	"	"	22	168		
東京生命保險相互會社	野村證券株式會社	50	50	10,000 株	500,000	50	500,000	"	"	"	X		
11月中旬合計		29 件		300 口	30,000	30,000							
					116,487 株	4,987,100							
11月中旬迄の總計		2,927 件			63,323.5	7,196,800							
					17,783,473 株	762,027,745							
						4,662,068							
						723,827,299.59							
備考		上記處分價格合計額には時價處分價格の判明したものを含む (10月1日より10月31日迄に處分済報告書の到着したもの)											
		從業員處分											
		28,800											
		地方居住者處分											
		1,020,210											
		一般處分											
		2,641,600											
		計											
		4,190,610											

Notice: Disposal Plans marked off with the number in Remarks have been already submitted together with the Composite Stock Disposal Plans with the number. Disposal Plans marked off with X are attached herewith.

Number of shares 株	Total of Paid up amount 拂込金額	Disposal Price※ 處分價額	
Employees 従業員	150 口 25,722 株	15,000 1,289,850	15,000 1,344,544
Local Residents 地方居住者	150 口 63,318 株	15,000 2,517,300	15,000 1,573,380
Public Sale 一般入	0 22,247 株	0 929,950	0 198,070
Others 其 他	0 5,200 株	0 260,000	0

Details of Disposition during these Ten-day

本旬中處分内訳

Details of Disposition since Commencement

本旬迄の處分内訳

	Number of shares 株	Total of Paid up amount 拂込金額	Disposal Price※ 處分價額		Number of shares 株	Total of Paid up amount 拂込金額	Disposal Price※ 處分價額
Employees 従業員	150 口 25,722 株	15,000 1,289,850	15,000 1,344,544		23,552 口 4,776,558 株	37.2 % 207,162,812.50	2,012,932 249,928,584.79
Local Residents 地方居住者	150 口 63,318 株	15,000 2,517,300	15,000 1,573,380		17,732 口 3,726,715 株	28.0 21.0	2,147,000 160,624,472.50
Public Sale 一般入	0 22,247 株	0 929,950	0 198,070		4,410 口 4,197,494 株	7.0 23.6	490,500 188,003,262.50
Others 其 他	0 5,200 株	0 260,000	0		17,629 口 5,082,706 株	27.8 28.6	1,949,400 206,237,197.50

※ Disposal Proceeds of the Stocks which have marketability will be added on receipt of the company's report
時価處分のものは追つて實際の處分價額の報告あり次第追加する。

總務省

Report of stock Disposal Plans Approved Pursuant to Imperial Ord. No. 567

昭和 24 年 11 月 30 日提出

--Ten-day Report of

勅令第五六七號關係株式(持分)處分計畫書承認に関する報告書

Date

No. 1.

昭和 24 年 11 月下旬

Chairman I. Ieda
Executive Commissioner H. C. L. G.
持株會社整理委員會

常務取締役 野田岩次郎
委員長 職務第一部第三課

Stock-Holders	Stock Issuing Companies	Per share		Number of shares	Total of Paid up amount	Disposal Price		Name of Transferees	Date of Approval	Plans submitted under the Provisions of	Remarks
		一株當り	Paid-up amount			處 分 価額	處 分 先				
株式保有者	株式發行會社	一株當り	Paid-up amount	株 数	拂込金額合計	處 分 価額	處 分 先	處 分 先	承認年月日	處分計畫書提出件数	摘要 (綜合計圖書番號)
四國機械工業株式會社	山川プレス工業株式會社	50	50	9,600 株	480,000	30	288,000	從業員	24.11.12	23	X
(諫山末次郎)		"	"	100	5,000	"	3,000	"	"	"	X
(西池成輝)		"	"	100	5,000	"	3,000	"	"	"	X
(加納庄三郎)		"	"	100	5,000	"	3,000	"	"	"	X
株式會社藤永田造船所	日本發送電株式會社	"	"	1,000	50,000	時價		一般處分	11.14.	"	167
昭和鋳業株式會社	日本天然瓦斯鐵業株式會社	"	"	17,000	850,000	10	170,000	S.C.L.C. = 季計	"	22	166
(1)※		"	"	20,500	1,025,000	"	205,000	"	"	"	
		"	"	33,000	1,650,000	"	330,000	"	"	26	166-(2)
(2)※	日本セメント株式會社	尼崎港運株式會社	"	543	27,150	35	19,005	一般處分	"	22	167
安田興業株式會社	株式會社富士銀行	"	"	25,504	1,275,200	50	1,275,200	從業員	"	26	X
光生命保險相互會社		"	"	7,335	366,750	時價		一般處分	"	22	167
日新生命保險相互會社	中越電氣工業株式會社	"	"	5,000	250,000	"		"	"	33	"
	日本水產株式會社	"	"	1,400	70,000	"		"	"	"	
	日本鐵業株式會社	"	"	200	10,000	"		"	"	"	
	日產機械工業株式會社	"	"	4,500	225,000	"		"	"	22	"
		"	"	6,750	337,500	"		"	"	33	"
國民生命保險相互會社	藤倉電線株式會社	"	"	3,000	150,000	"		"	"	"	
	大阪住友海上火災株式會社	"	"	8,400	420,000	"		"	"	22	X
	住友アルミニウム製鋼株式會社	"	"	10,000	500,000		繼續保有	"	"	"	X
株式會社大阪銀行		"	"	10,000	500,000			"	"	"	
明治生命保險相互會社	三菱製鋼株式會社	"	"	56,160	2,808,000			"	"	"	
(3)※	刈谷車體株式會社	國際商事株式會社	"	200	10,000	時價		一般處分	"	26	165-(2)
	日新生命保險相互會社	日立造船株式會社	"	5,000	250,000	"		"	"	33	167
	株式會社河内機器製作所	東京瓦斯工所	"	2,000	100,000	"		從業員	"	23	171
		"	"	750	32,500	48	36,0XX				

Notice: Disposal Plans marked off with the number in Remarks have been already submitted together with the Composite Stock Disposed Plans with the number. Disposal Plans marked off with X are attached herewith.

Report of stock Disposal Plans Approved Pursuant to Imperial Ord. No. 567

昭和年月日提出

—Ten-day Report of

勅令第五六七號關係株式(持分)處分計畫書承認に関する報告書

Date

I. noda

Executive Commissioner H. C. L. C.

持株會社整理委員會

No. 2

昭和年月旬分

貝野田岩次郎
委員長

Stock-Holders	Stock Issuing Companies	Per share		Number of shares	Total of Paid up amount	Disposal Price		Name of Transferees	Date of Approval	Plans submitted under the Provisions of	Remarks
		一株當り	Face Value 額面			拂込金額合計	處分價額				
株式保有者	株式發行會社			株數		拂込金額合計	處分價額	處分先	處分許可年月日	處分計畫書提出條文	摘要 綜合計處 番號
國民生命保險相互會社	株式會社富士信託銀行	50	50	5,000株	250,000	時價		一般處分	24.11.14	33	167
獨創造船株式會社	有限會社下關榮養食配給所	500	500	48口	24,000	500	24,000	地方居住者	11.15	22	165
株式會社東和造鐵鐵工所		/	/	48	24,000	/	24,000	/	/	/	"
林業造船株式會社		/	/	236	118,000	/	118,000	/	/	/	"
川崎產業株式會社	第二川崎航空機工業株式會社	25	25	599,600株	14,990,000			繼續保有	11.17	/	X
(松村守一)		/	/	100	2,500			/	/	/	X
(根本莊行)		/	/	100	2,500			/	/	/	X
(八子正敏)		/	/	100	2,500			/	/	/	X
(東條壽)		/	/	100	2,500			/	/	/	X
藤倉電線株式會社	東日本鎌鋼株式會社	/	50	26,400	1,320,000	80	2,112,000	從業員	/	19	171
株式會社横河電機製作所	東北金屬工業株式會社	/	/	4,284	214,200	50	214,200	/	/	/	X
日新生命保險相互會社	日立工機株式會社	/	/	2,000	100,000	時價		一般處分	/	33	167
廣島港運株式會社	有限會社江田島造船所	100	100	100口	10,000	100	10,000	從業員	/	22	171
東京生命保險相互會社	日本メリヤス株式會社	50	50	3,600株	180,000	60	216,000	/	/	/	X
11月下旬合計		38件		432口 869,426株	176,000 28,471,300		176,000 4,874,405				
26條による重複上分				0株	0	0	0				
				63,400	3,170,000		1,850,000				
差引11月下旬合計				63,432口 806,026株	176,000 25,301,300		176,000 3,024,405				
11月下旬迄の總計		2,965件		63,755口 18,589,499株	7,372,800 737,329,045		4,836,068 726,851,704,59				

Notice: Disposal Plans marked off with the number in Remarks have been already submitted together with the Composite Stock Disposal Plans with the number. Disposal Plans marked off with X are attached herewith.

Report of stock Disposal Plans Approved Pursuant to Imperial Ord. No. 567

昭和 年 月 日 提

---Ten-day Report

勅令第五六七號關係株式(持分)處分計畫書承認に関する報告書

I. neda
Executive Commissioner H. C. L. O.
特株會社整理委員會

常務委員 野田岩次郎

No.

昭和 年 月 日 分

Notice: Disposal Plans marked off with the number in Remarks have been already submitted together with the Composite Stock Disposal Plans with the number. Disposal Plans marked off with **X** are attached herewith.

Details of Disposition during these Ten-day 本旬中處分内訳				Details of Disposition since Commencement 本旬迄の處分内訳			
	Number of shares 株	Total of Paid up amount 拂込金額	Disposal Price 處分價額		Number of shares 株	Total of Paid up amount 拂込金額	Disposal Price 處分價額
Employees 従業員	100 口	10,000	10,000	23,652 口	37.1%	2,619,900	2,022,932
	70,438 株	3,521,900	4,150,400	4,816,796 株	25.9	209,174,712	252,568,984.79.
Local Residents 地方居住者	332 口	166,000	166,000	18,064.5口	28.3	2,313,000	2,432,277
	0	0	0	3,693,518 株	19.9	158,964,472.50	209,455,592.69
Public Sale 一般人	0	0	0	4,410 口	6.9	490,500	382,859
	122,628 株	6,131,400	724,005	4,320,122 株	23.2	194,134,662.50	263,153,837.16
Others 其他	0	0	0	17,629 口	27.7	1,949,400	0
	676,360 株	18,818,000	0	5,759,066 株	31.0	225,055,197.50	1,673,289.95

* Disposal Proceeds of the Stocks which have marketability will be added on receipt of the company's report
時価あるものは直ちに実際の売上金額の報告あり水帳追加する。



總務課

Report of stock Disposal Plans Approved Pursuant to Imperial Ord. No. 567

昭和 24 年 12 月 10 日提出

Ten-day Report of

勅令第五六七號關係株式(持分)處分計畫書承認に関する報告書

Date

No. 1

昭和 24 年 12 月 上旬分

Chairman I. Noda
Executive Committee H. C. L. C.
持株會社整理委員會

常務委員 野田岩次郎
委員長

Stock-Holders	Stock Issuing Companies	Per share		Number of shares	Total of Paid up amount	Disposal Price		Name of Transferees	Date of Approval	Plans submitted under the Provisions of 處分計畫書 承認年月日	Remarks
		一株當り	株數			拂込金額合計	處分價額				
株式保有者	株式發行會社	Face Value 額面	Paid-up amount 拂込			Per share 一株當り	Total 合計額				
明治生命保險相互會社	株式會社千代田銀行	50	50	4,534 株	226,700	時價		一般處分	24.11.21	22	170
株式會社 川西機械製作所	船舶無線電信電話 株式會社	-	-	1,000	50,000	50	50,000	地方居住者	-	23	168
國民生命保險相互會社	日本樂器製造株式會社	-	-	10,000	500,000	時價		一般處分	-	33	170
川崎汽船株式會社	四國機械工業株式會社	-	-	35,000	1,750,000	-		-	-	-	-
川崎汽船株式會社	新潟臨港開發株式會社	-	-	58,200	2,910,000	52	3,026,400	地方居住者	-	19	168
トヨタ自動車工業 株式會社	朝日石綿工業株式會社	-	-	2,200	110,000	80	176,000	S.C.L.C. 小 卷記	-	22	169
東京生命保險相互會社 (等本鋪造)	株式會社 映画劇場株式會社	-	-	15,000	750,000	50	750,000	-	-	-	-
-	近畿日本鐵道株式會社	-	-	30	1,500	時價		一般處分 地方居住者	-	-	170
-	京阪神急行電鐵株式會社	-	-	1,500	75,000	-		-	-	-	168
明治生命保險相互會社	日本電池株式會社	-	-	10,000	500,000	-		一般處分	-	-	170
-	東京織糸紡績株式會社	-	-	10,000	500,000	-		-	-	-	-
-	東京海上火災保險 株式會社	-	-	77,427	3,871,350	-		-	-	-	-
東京生命保險相互會社 (等本鋪造)	東武鐵道株式會社	-	-	4,000	200,000	-		地方居住者	-	-	168
日本樟腦株式會社	高知木材株式會社	-	-	30	1,500	55	1,650	一般處分	-	-	170
長濱工業株式會社	白石工業株式會社	-	-	16	800	50	800	-	-	-	-
株式會社 横河電機製作所	東亞鐵業株式會社	-	-	1,500	75,000	1	1,500	地方居住者	-	-	168
東山農事株式會社	東京瓦斯株式會社	-	-	2,500	125,000	時價		一般處分	-	-	170
株式會社 富島組	廣島港運株式會社	-	-	660	33,000	40	26,400	地方居住者	-	-	168
三ツ輪運輸株式會社	合資會社廣島商船組	100	100	200	20,000	100	20,000	継續 保有	-	-	×
同和鐵業株式會社	太平木材株式會社	50	50	300	15,000	-		一般處分	-	-	×
光生命保險相互會社	岩手鐵山機械株式會社	-	-	4,000	200,000	35	140,000	-	-	-	173
株式會社橫河電機製作所	株式會社四國銀行	-	-	100	5,000	50	5,000	從業員	-	-	×
日本セメント株式會社	株式會社東亞鐵工所	-	-	4,000	200,000	48	192,000	地方居住者	-	23	171
日本セメント株式會社	函館港運株式會社	-	-	2,400	120,000	50	120,000	從業員	11.25	22	174

Notice: Disposal Plans marked off with the number in Remarks have been already submitted together with the Composite Stock Disposal Plans with the number. Disposal Plans marked off with × are attached herewith.

Report of stock Disposal Plans Approved Pursuant to Imperial Ord. No. 567

昭和年月日提出

Ten-day Report of

勅令第五六七號關係株式(持分)處分計畫書承認に関する報告書

Date

No. 2

昭和年月旬分

I. neda
Executive Commissioner H. C. I. C.
持株會社整理委員會

常務委員 野田岩次郎
委員長

Stock-Holders 株式保有者	Stock Issuing Companies 株式發行會社	Per share 一株當り		Number of shares 株數	Total of Paid up amount 拂込金額合計	Disposal Price 處分價額		Name of Transferees 處分先	Date of Approval 承認年月日	Plans submitted under the Provisions of 處分計畫書提出條文	Remarks (摘要) (綜合計數)
		Face Value 面額	Paid-up amount 拂込額			Per share 一株當り	Total 合計額				
		株	株			株	株				
旭化成工業株式會社	國策バルブ工業株式會社	50	50	59,600 株	2,980,000	時價		地方、一般	24.11.25	22	171 173
日興電機工業株式會社	東京化學燃料株式會社	"	"	300	15,000	28.50	8,550	地方居住者	"	"	171
株式會社京三製作所	東京合成樹脂工業株式會社	"	"	500	25,000	50	25,000	一般處分	"	23	173
藤倉電線株式會社	東日本熔銅株式會社	"	"	24,000	1,200,000	80	1,920,000	地方居住者	"	19	171
同和鋼業株式會社	"	"	"	42,000	2,100,000	"	3,360,000	"	"	"	"
昭和電線電機株式會社	"	"	"	16,000	800,000	"	1,280,000	"	"	"	"
關東電氣工業株式會社	關東輕金屬工業株式會社	"	"	16,400	820,000	繼續保有		"	22	X	
"	東亞コバルト株式會社	"	"	9,200	460,000	繼續保有		"	"	X	
湯浅蓄電池製造株式會社	株式會社ユアサ電池館	"	"	1,280	89,000	50	89,000	地方、一般	11.26	"	171 173
川崎汽船株式會社	新潟海陸運送株式會社	"	"	3,830	191,500	75	287,250	地方居住者	19	171	
株式會社藤永田造船所	船舶無線電信電話株式會社	"	"	300	15,000	50	15,000	"	23	"	
廣島港運株式會社	有限會社江田島造船所	100	100	100 口	10,000	100	10,000	"	22	"	
高野精密工業株式會社	愛知亞炭株式會社	55	55	100 株	5,500	75	7,500	SCCLC セイモ	"	"	172
東京生命保險相互會社	株式會社大和銀行	50	50	3,000	150,000	33	99,000	從業員	11.28	"	X
朝日生命保險相互會社	株式會社帝國銀行	"	"	7,000	350,000	時價		"	11.29	23	176
12月上旬合計		40 件		300	30,000		30,000				
				429,457	21,473,350		11,581,050				
12月上旬迄の總計		3,005 件		64,055.5	7,402,800		4,868,068				
				19,018,956.5	868,802,395		738,432,754.59				

Notice: Disposal Plans marked off with the number in Remarks have been already submitted together with the Composite Stock Disposal Plans with the number. Disposal Plans marked off with X are attached herewith.

Details of Disposition during those Ten-day 本 旬 中 處 分 内 譯				Details of Disposition since Commencement 本 旬 迄 の 處 分 内 譯			
	Number of shares 株 数	Total of Paid up amount 拂 达 金 額	Disposal Price 處 分 價 額		Number of shares 株 数	Total of Paid up amount 拂 达 金 額	Disposal Price 處 分 價 額
Employees	0	0	0	23,652 口	36.9 %	2,619,900	2,022,932
從業員	12,500 株	625,000	224,000	4,829,296 株	25.4	209,799,712.50	252,792,984.79
Local Residents	300 口	30,000	30,000	18,364.5 口	28.7	2,343,000	2,462,277
地方居住者	200,920 株	70,000,000	10,216,100	3,894,435 株	20.5	169,010,472.50	219,671,692.69
Public Sale	0	0	0	4,410 口	6.9	490,500	382,859
一般人	190,137 株	9,507,350	1,140,950	4,510,259 株	23.7	203,648,012.50	264,294,787.16
Others	0	0	0	17,629 口	27.5	1,949,400	0
其他	25,900 株	1,295,000	0	5,784,966 株	30.4	226,350,197.50	1,673,289.95

* Disposal Proceeds of the Stocks which have marketability will be added on receipt of the company's report
時價處分のものは追って實績の處分價額の報告あり次第追加する。

總務課
印

昭和 24 年 12 月 20 日 提出

Report of stock Disposal Plans Approved Pursuant to Imperial Ord. No. 567

—Ten-day Report of

勅令第五六七號關係株式(持分)處分計畫書承認に関する報告書

Date

No. 1

昭和 24 年 12 月 半旬分

I. noda
Executive Commissioner H. C. L. G.
持株會社整理委員會

常務委員長野田岩次郎
股票第一部第三課

Stock-Holders	Stock Issuing Companies	Per share		Number of shares	Total of Paid up amount	Disposal Price		Name of Transferee	Date of Approval	Plans submitted under the Provisions of 處分計畫書提出條文	Remarks
		一株當り	Face Value 額面			Per share 一株當り	Total 合計額				
株式保有者	株式發行會社	株 數	拂込金額合計					處分先	承認年月日		
株式會社富島組	川崎埠頭株式會社	50	50	88 株	4,400	65	5,720	從業員	24.12.1	19	×
三井倉庫株式會社		"	"	89	4,450	"	5,785	"	"	"	×
國民生命保險相互會社	日飛產業株式會社	"	"	13,150	657,500			繼續保有	"	22	×
日本電興株式會社	株式會社竹本電機製作所	"	"	3,000	150,000			"	"	"	×
大阪住友海上火災保險株式會社	日本板硝子株式會社	"	"	500	25,000	400	200,000	從業員	"	19	×
國民生命保險相互會社		"	"	600	30,000	"	240,000	"	"	"	×
株式會社大阪銀行		"	"	10,000	500,000	"	4,000,000	"	"	"	×
日本電興株式會社沖電氣株式會社		"	"	30,600	1,530,000			繼續保有	12.2	22	×
"	"	25	30,600		765,000			"	"	"	×
光生命保險相互會社		"	50	2,250	112,500			"	"	"	×
"	"	25	2,250		56,250			"	"	"	×
日本セメント株式會社函館港運株式會社		"	50	3,816	190,800	50	190,800	地方居住者	12.5	"	174
同和礦業株式會社小坂鐵道株式會社		100	"	10,000	500,000	60	600,000	地方一般	"	"	174 175
國民生命保險相互會社中央汽船株式會社		50	"	7,500	375,000	時價		一般處分	"	23	175
岡田商船株式會社木津川郡縣株式會社		"	"	1,000	50,000			繼續保有	"	22	×
"	"	46.50	2,500		116,250			"	"	"	×
日本冷蔵株式會社勝浦製冰冷藏株式會社		"	50	40	2,000	266	10,640	地方居住者	"	"	174
天龍工藝株式會社龍林榮株式會社		"	"	400	20,000	50	20,000	從業員	"	19	×
錦木式機械株式會社		"	"	400	20,000	"	20,000	"	"	"	×
日本樂器製造株式會社		"	"	300	5,000	"	15,000	"	"	"	×
日審木材工業株式會社		"	"	100	5,000	"	5,000	"	"	"	×
中部電氣實業株式會社	株式會社電氣百貨店	"	"	200	10,000	"	10,000	繼續保有	12.6	"	×
帝國織維株式會社富士化學工業株式會社		"	"	3,500	175,000			"	"	22	×
光生命保險相互會社九州產業交通株式會社		"	"	3,000	150,000	50	150,000	從業員	"	"	×
三國工業株式會社日本電話設備株式會社		"	"	190	9,500	35	6,650	"	"	"	×

Notice: Disposal Plans marked off with the number in Remarks have been already submitted together with the Composite Stock Disposal Plans with the number. Disposal Plans marked off with × are attached herewith.

Report of stock Disposal Plans Approved Pursuant to Imperial Ord. No. 567

昭和 年 月 日 提 出

—Ten-day Report of

勅令第五六七號關係株式(持分)處分計畫書承認に関する報告書

I. noda
Executive Commissioner H. C. L. C.
持株會社整理委員會

常務委員 野田岩次郎

Date

No. 2.

昭 和 年 月 旬 分

済大一
會員
會上會議、委員會

要 請
會議文書

Stock-Holders	Stock Issuing Companies	Per share		Number of shares	Total of Paid up amount	Disposal Price		Name of Transferees	Date of Approval	Plans submitted under the Provisions of 處分計畫書提出條文	Remarks
		一株當り	株數			處分金額合計	Per share 一株當り	Total 合計額	處分先		
株式保有者	株式發行會社	Face Value 額面	Paid-up amount 拂込 額								
廣島港運株式會社	廣島海陸運送株式會社	50	50	250	12,500	45	11,250	從業員	24.12.6	22	178
三菱倉庫株式會社	若松港運株式會社	"	0	1,000	50,000	35	35,000	"	12.8	"	X
北海船舶株式會社	大洋興業株式會社	"	0	4,844	242,200	65	314,860	"	12.9	19	X
大日本海上火災保險株式會社	"	"	"	11,340	567,000	"	737,100	"	"	"	X
國民生命保險相互會社	昭和製鋼株式會社	"	"	2,000	100,000	50	100,000	一般處分	12.10	33	177
朝日生命保險相互會社	株式會社帝國銀行	"	"	3,000	150,000	時價		地方居住者	"	"	176
日東工業株式會社	日東林產株式會社	"	"	1,000	50,000		50,000	"	"	22	"
日本水產株式會社	函館港運株式會社	"	"	200	10,000		10,000	"	"	"	"
12月中旬合計		30 件		0 口	0	0	0				
				741,702	6,695,350		6,737,805				
12月中旬迄の総計		3,035 件		64,055 口	7,402,800		4,868,068				
				19,168,663	815,457,745		745,170,559.59				

Notice: Disposal Plans marked off with the number in Remarks have been already submitted together with the Composite Stock Disposal Plans with the number. Disposal Plans marked off with x are attached herewith.

Details of Disposition during those Ten-day 本 旬 中 處 分 内 譯				Details of Disposition since Commencement 本 旬 迄 の 處 分 内 譯			
	Number of shares 株 數	Total of Paid up amount 拂 达 金 額	Disposal Price※ 處 分 價 額		Number of shares 株 數	Total of Paid up amount 拂 达 金 額	Disposal Price※ 處 分 價 額
Employees 從 業 員	0 口	0	0	23,652 口	36.9%	2,619,900	2,022,932
	33,301 株	1,665,050	5,776,365	4,862,597 株	25.4	211,464,762.50	258,569,349.79
Local Residents 地方居住者	0 口	0	13,360.5	18,364.5 口	28.7	2,343,000	2,462,277
	16,056 株	802,800	741,440	3,910,491 株	20.4	169,813,272.50	220,413,132.69
Public Sale 一 般 人	0 口	0	0	4,410 口	6.9	490,500	382,859
	11,500 株	575,000	220,000	4,521,739 株	23.6	204,217,012.50	264,514,787.16
Others 其 他	0 口	0	0	17,629 口	27.5	1,949,400	0
	88,850 株	3,612,500	0	5,873,816 株	30.6	229,962,697.50	1,673,289.95

※ Disposal Proceeds of the Stocks which have marketability will be added on receipt of the company's report
時價處分のものは並て実際の處分價額の報告あり次第追加する。

總務省印



Report of stock Disposal Plans Approved Pursuant to Imperial Ord. No. 567

昭和 24 年 12 月 3 日提出

Ten-day Report of

勅令第五六七號關係株式(持分)處分計畫書承認に関する報告書

Date

No. 1

昭和 24 年 12 月 下旬分

Chairman I. neda
Executive Commissioner H. C. L. G.
持株會社整理委員會

委員長 野田岩次郎
證券第一部第三課

Stock-Holders 株式保有者	Stock Issuing Companies 株式發行會社	Per share 一株當り		Number of shares 株 数	Total of Paid up amount 拂込金額合計	Disposal Price 處 分 價 額		Name of Transferee 處 分 先	Date of Approval 承認年月日	Plans submitted under the Provisions of 處分計畫書提出條文	Remarks 摘要 総合計画書 等
		Free Value 額面	Paid-up amount 拂込 額			Per share 一株當り	Total 合計額				
		株	株								
住友アルミニウム 株式會社	協和力一ポン株式會社	50	50	3,000 株	150,000	50	150,000	從業員	24.12.12	19	X
日本セメント株式會社	南武鐵道株式會社	"	"	215	10,750	"	10,750	"	"	22	X
東京生命保險相互會社 (富成宮吉)	生保土地管理株式會社	"	12.50	50	625	12.50	625	"	"	"	180
朝日生命保險相互會社		"	"	500	6,250	"	6,250	"	"	"	"
富士寫眞フィルム 株式會社	富士寫眞光機株式會社	"	50	1,300	65,000	50	65,000	"	"	"	X
九州造船株式會社	御坊造船株式會社	"	"	3,608	180,400	65	234,520	"	12.13	"	X
日本水產株式會社	日本水產興業株式會社	20	20	100	2,000	12	1,200	繼續保有	12.15	"	X
川崎產業株式會社	岡本工業株式會社	50	50	6,000	300,000			地方居住者	"	"	X
廣島港運株式會社	廣島海陸運送株式會社	"	"	50	2,500	45	2,250	"	12.16	"	178
岡田商船株式會社	三興海運株式會社	"	"	160	8,000	30	4,800	"	"	"	"
日本水產株式會社	北海道船舶販賣株式會社	"	"	100	5,000			繼續保有	"	"	X
秀峰印刷株式會社	長野電鍍株式會社	"	"	10	500	80	800	地方居住者	"	"	178
三井造船株式會社	日興工業株式會社	"	"	2,510	125,500	9	22,590	"	"	23	"
川崎產業株式會社	日本精巧株式會社	"	"	11,000	550,000			繼續保有	"	22	X
(八子正敏)		"	"	50	2,500			"	"	"	X
日本水產株式會社	日本海獸株式會社	"	"	2,000	100,000	30	60,000	地方居住者	12.17	"	178
大日本蠟業株式會社	日本發送電株式會社	"	"	50	2,500			"	"	23	"
倉敷レイヨン株式會社	國策バルブ工業株式會社	"	"	86,600	4,330,000	"		一般處分	12.19	22	179
(柿原得一)		"	"	200	10,000	"		"	"	"	"
日支運輸株式會社	大阪海運株式會社	"	"	2,802	140,100	21	58,842	從業員	12.20	"	X
株式會社 富島組		"	"	1,123	56,150	"	23,583	"	"	"	X
日望運輸株式會社		"	"	2,000	100,000	"	42,000	"	"	"	X
12 月下旬合計		22 件		0	6,147,779		0				
12 月下旬迄の累計	3,057 件			123,428	64,055,543	321,605,520	4,868,068		745,853,769.59		

Notice: Disposal Plans marked off with the number in Remarks have been already submitted together with the Composite Stock Disposal Plans with the number. Disposal Plans marked off with X are attached herewith.

Details of Disposition during these Ten-day 本旬中處分内訳				Details of Disposition since Commencement 本旬迄の處分内訳			
	Number of shares 株	Total of Paid up amount 拂込金額	Disposal Price※ 處分價額		Number of shares 株	Total of Paid up amount 拂込金額	Disposal Price※ 處分價額
Employees 従業員	0 14,698	0 711,275	0 592,770	23,652 4,877,295	口 36.9 株 25.3	2,619,900 212,176,037	2,022,932 50 259,162,119.79
Local Residents 地方居住者	0 4,780	0 239,000	0 90,440	18,364.5 3,915,271	口 28.7 株 20.3	2,343,000 170,052,272	2,462,277 50 220,503,572.69
Public Sale 一般人	0 86,800	0 4,340,000	0 0	4,410 4,608,559	口 6.0 株 23.9	490,500 208,557,012	382,859 50 264,514,787.16
Others 其他	0 17,150	0 857,500	0 0	17,629 5,890,966	口 27.5 株 30.5	1,949,400 230,820,197	0 50 1,673,239.95

※ Disposal Proceeds of the Stocks which have marketability will be added on receipt of the company's report
時價處分のものは追つて實際の處分價額の報告あり次第追加する。

The ΔH° and ΔS° values of some salts are given.

中華書局影印

特省歸正會之新教徒，約有數千

第三卷·第四章·總論

